



あつぎの国保
令和2年度版



厚木市

目 次

1	厚木市の概要	1
2	国民健康保険事業の沿革	3
3	国民健康保険の事務機構	20
4	国民健康保険運営協議会	21
5	国保加入者の状況	22
6	被保険者数の年度中増減内訳	25
7	被保険者異動届出件数の内訳	26
8	国保特別会計の財政	27
9	保険料賦課割合の推移	31
10	保険料の状況	32
11	療養の給付の状況	36
12	療養費等の状況	41
13	年度別診療費の推移	43
14	年度別診療費諸率の推移(全体)	46
15	年度別診療費諸率の推移(一般)	48
16	年度別診療費諸率の推移(退職)	50
17	任意給付の状況	51
18	高額介護合算療養費の支給状況	52
19	高額療養費の支給状況	52
20	高額療養費の内容別支給状況	55
21	人間ドック助成の状況	58
22	特定健康診査・特定保健指導の状況	59
23	疾病の状況	60
	令和元(平成31)年度国民健康保険事業状況報告書(事業年報)	63
	— 関係例規 —	
	厚木市国民健康保険条例	77
	厚木市国民健康保険条例施行規則	128
	厚木市国民健康保険運営協議会規則	138
	厚木市国民健康保険事業基金条例	140

1 厚木市の概要

(1)市制施行

昭和 30 年 2 月 1 日、厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村及び玉川村が合併し、厚木市制を施行した。

さらに同年 7 月に相川村、依知村、翌年 9 月に荻野村を編入し現在に至る。

(2)人口

年 月 日	人 口 (人)	世 帯 数 (世帯)
昭和 50. 10. 1	108,955	28,809
昭和 60. 10. 1	175,600	57,021
平成 元 10. 1	192,493	65,302
平成 10. 10. 1	214,674	80,832
平成 20. 10. 1	226,419	94,325
平成 21. 10. 1	226,059	94,706
平成 22. 10. 1	224,420	92,476
平成 23. 10. 1	224,101	93,064
平成 24. 10. 1	224,776	94,225
平成 25. 10. 1	224,954	95,054
平成 26. 10. 1	225,166	96,281
平成 27. 10. 1	225,714	95,824
平成 28. 10. 1	225,541	96,767
平成 29. 10. 1	225,693	98,145
平成 30. 10. 1	225,204	99,336
令和 元 10. 1	224,677	100,377
令和 2. 10. 1	223,743	101,098

(3)位置及び地勢

厚木市は、神奈川県中央に位置し、西に大山を境に秦野市、西から北にかけて愛甲郡清川村、愛川町に、北から東にかけては相模川を挟み相模原市、座間市、海老名市、高座郡寒川町に、また南は平塚市、伊勢原市と6市2町1村に接している。

地勢は、西北から東南に緩やかに傾斜し、西部及び西北部は山岳地帯で数系の小山脈が南北に走っている。ことに西部においては霊峰阿夫利の峰大山がそびえ、丹沢山塊へ無限に連なっている。

市の東部は、遠く富士五湖の一つである山中湖に源を発する相模川の清流が南北に貫通し、これに併流する中津川、そして小鮎川、これら河川の流域に平野が開けている。東西 13.76 キロメートル、南北 14.71 キロメートルの扇形に近い地形で、面積 93.84 平方キロメートルを有している。

○ 緯度・経度

市庁舎（中町3丁目17番17号）

東 経	139° 21′ 44″
北 緯	35° 26′ 34″
海 抜	20.3 m

東西 13.76km

方位	緯 度・経 度	地 名
極 東	東経 139° 22′ 45″	下 依 知
極 西	東経 139° 13′ 42″	七 沢

南北 14.71km

極 北	北緯 35° 31′ 41″	上 依 知
極 南	北緯 35° 23′ 41″	戸 田



2 国民健康保険事業の沿革

昭和 23 年 7 月	小鮎村、国保事業を開始した。												
昭和 24 年 4 月	睦合村、玉川村、相川村、荻野村、国保事業を開始した。												
昭和 24 年 11 月	依知村、国保事業を開始した。												
昭和 25 年 6 月	南毛利村、国保事業を開始した。												
昭和 27 年 6 月	厚木町、国保事業を開始した。												
昭和 30 年 2 月	市制施行												
	<table border="1"> <tr> <td>被保険者数</td> <td>20,405 人(人口 31,295 人)</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>3,657 世帯</td> </tr> <tr> <td>給付割合</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>助産費</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>葬祭費</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>9期徴収</td> </tr> </table>	被保険者数	20,405 人(人口 31,295 人)	世帯数	3,657 世帯	給付割合	5割	助産費	500 円	葬祭費	500 円	保険料	9期徴収
被保険者数	20,405 人(人口 31,295 人)												
世帯数	3,657 世帯												
給付割合	5割												
助産費	500 円												
葬祭費	500 円												
保険料	9期徴収												
昭和 31 年 9 月	同一傷病の給付期間、第三者行為の事故等に給付制限を設定。												
昭和 32 年 4 月	助産費を 1,250 円以内に引上げ、第三者行為の保険給付の取扱を定めた。												
昭和 33 年 4 月	葬祭費を 1,000 円に引上げた。												
昭和 34 年 4 月	国民健康保険条例を全部改正し、助産費助産の給付に改めた。												
昭和 35 年 4 月	保険料賦課限度額を3万円とし、助産の給付を廃止し助産費を 1,400 円以内とした。												
昭和 36 年 4 月	結核予防法第 35 条の医療を 10 割給付とした。 保険料納期を 10 回に改正した。												
昭和 37 年 10 月	助産費を 2,000 円に、葬祭費を 1,500 円に引上げた。												
昭和 38 年 4 月	葬祭費を 2,000 円に引上げた。 国民健康保険法の改正に伴い療養の給付の給付期間についての制限を撤廃し、低所得者に軽減措置が設けられた。												
昭和 41 年 4 月	助産費、葬祭費をそれぞれ 2,500 円に、保険料賦課限度額を 4万円に引上げた。												
昭和 43 年 4 月	助産費、葬祭費を 3,000 円に、保険料賦課限度額を5万円に引上げ、児童手当金(1,000 円)制度を新設した。												
昭和 43 年 12 月	玉川診療所を廃止した。												
昭和 45 年 4 月	被保険者の給付割合を7割とし、結核予防法第 34 条の医療について 80 歳以上を 10 割給付とした。 助産費を 10,000 円に引上げた。												
昭和 46 年 4 月	75 歳以上の医療を 10 割給付とし、葬祭費を 5,000 円に、保険料賦課限度額を7万円に引上げた。												

昭和 47 年	4 月	精神衛生法第 32 条の医療、70 歳以上の医療及び重度障害者の医療を 10 割給付とした。
昭和 48 年	1 月	老人福祉法改正に伴い 70 歳以上の医療の給付が老人福祉法の公費負担制度に移行された。
昭和 48 年	4 月	助産費を 20,000 円に、育児手当金を 2,000 円に、葬祭費を 10,000 円に上げた。
昭和 48 年	6 月	小鮎診療所を廃止した。
昭和 49 年	1 月	高額療養費支給制度(条例による任意給付で 1 件 30,000 円を超える額)を開始した。
昭和 49 年	4 月	外国人国保の適用を開始した。 保険料賦課限度額を 12 万円に上げた。
昭和 50 年	4 月	重度障害者給付改善を心身障害者医療費の助成に関する条例に移行した。 助産費を 40,000 円に上げた。 国保連合会に審査支払業務を委託した。
昭和 50 年	10 月	高額療養費が法定給付として実施された。(1 件 30,000 円)
昭和 51 年	4 月	保険料賦課限度額を 15 万円に上げた。
昭和 51 年	8 月	高額療養費の自己負担限度額が 39,000 円に上げられた。
昭和 52 年	4 月	保険料賦課限度額を 17 万円に上げた。 擬制世帯主の所得を保険料算定に加算する制度を廃止した。
昭和 53 年	4 月	助産費を 60,000 円に、葬祭費を 20,000 円に、保険料賦課限度額を 19 万円に上げた。
昭和 53 年	7 月	高額療養費委任払い制度を開始した。
昭和 54 年	4 月	助産費を 80,000 円に、葬祭費を 30,000 円に、保険料賦課限度額を 22 万円に上げた。
昭和 54 年	10 月	68、69 歳を老人医療の対象とし、10 割給付とした。
昭和 55 年	4 月	保険料賦課限度額を 24 万円に上げた。 保険料徴収に口座振替制度を導入した。
昭和 56 年	4 月	保険料賦課限度額を 26 万円に上げた。
昭和 57 年	3 月	助産費を 100,000 円に上げた。
昭和 57 年	4 月	保険料賦課限度額を 27 万円に上げた。
昭和 57 年	9 月	高額療養費の自己負担限度額が 45,000 円に上げられた(市民税非課税世帯は 39,000 円に据え置き)。
昭和 58 年	1 月	高額療養費の自己負担限度額が 51,000 円に上げられた(市民税非課税世帯は 39,000 円に据え置き)。
昭和 58 年	2 月	老人保健法が施行され、70 歳以上の者(65 歳以上寝たきり老人等を含む。)の保険者負担は、療養の給付に替わり医療費拠出金を負担することとされた。

昭和 58 年 4 月	<p>葬祭費を 50,000 円に、育児手当金を 3,000 円に、保険料賦課限度額を 28 万円に上げた。</p> <p>精神衛生法第 31 条の医療を 10 割給付とした。</p>								
昭和 59 年 4 月	<p>保険料賦課限度額を 35 万円に上げた。</p>								
昭和 59 年 10 月	<p>退職者医療制度が発足した。</p> <p>(退職被保険者8割、被扶養者入院のみ8割給付)</p> <p>高額療養費支給制度に世帯合算、多数該当、長期特定疾病が導入され、市民税非課税世帯の自己負担限度額が 30,000 円に引下げられた。</p>								
昭和 60 年 4 月	<p>高額医療費共同事業が開始された。</p> <table border="1" data-bbox="528 674 1353 848"> <tr> <td>実施主体</td> <td>神奈川県国民健康保険団体連合会</td> </tr> <tr> <td>交付基準額</td> <td>1 件当たり 100 万円</td> </tr> <tr> <td>交付対象額</td> <td>100 万円を超えた額の 60%</td> </tr> <tr> <td>交付率</td> <td>交付対象額×70%</td> </tr> </table>	実施主体	神奈川県国民健康保険団体連合会	交付基準額	1 件当たり 100 万円	交付対象額	100 万円を超えた額の 60%	交付率	交付対象額×70%
実施主体	神奈川県国民健康保険団体連合会								
交付基準額	1 件当たり 100 万円								
交付対象額	100 万円を超えた額の 60%								
交付率	交付対象額×70%								
昭和 61 年 3 月	<p>育児手当金制度を廃止した。</p>								
昭和 61 年 4 月	<p>助産費を 135,000 円に、葬祭費を 65,000 円に、保険料賦課限度額を 37 万円に上げた。</p>								
昭和 61 年 5 月	<p>高額療養費の自己負担限度額が 54,000 円に上げられた(市民税非課税世帯は 30,000 円に据え置き)。</p>								
昭和 62 年 1 月	<p>老人保健法の一部が改正され、災害等の特別の事情がなく保険料を滞納している者に対する保険給付の一部制限が認められた。</p>								
昭和 62 年 4 月	<p>国民健康保険運営協議会委員定数を改正(被用者保険等保険者代表を1人追加)し、13 人とした。</p> <p>保険料賦課限度額を 39 万円に上げた。</p>								
昭和 63 年 4 月	<p>保険料賦課限度額を 40 万円に上げた。</p>								
昭和 63 年 6 月	<p>国民健康保険法が改正され、保険基盤安定制度(国1/2、県・市1/4の負担 ※暫定措置)が創設されるなど地方自治体の負担が導入され、国民健康保険事業の運営の安定化が図られた。</p> <p>高額医療費共同事業に県が補助することにより、交付基準額、交付率が見直しされた。</p>								
平成元年 3 月	<p>相川診療所を廃止した。</p>								
平成元年 4 月	<p>保険料賦課限度額を 42 万円に上げた。</p>								
平成元年 6 月	<p>高額療養費の自己負担限度額が 57,000 円(市民税非課税世帯は 31,800 円)に上げられた。</p>								
平成 2 年 6 月	<p>国民健康保険法が改正され、保険基盤安定制度の恒久化や国庫助成の拡大等が行われた。</p>								
平成 3 年 4 月	<p>保険料賦課限度額を 44 万円に上げた。</p>								
平成 3 年 5 月	<p>高額療養費の自己負担限度額が 60,000 円(市民税非課税世帯</p>								

平成4年 4月
 平成5年 4月
 平成5年 5月
 平成6年 4月
 平成6年 10月

は33,600円)に引き上げられた。

助産費を240,000円、保険料賦課限度額を46万円に上げた。

保険料賦課限度額を50万円に上げた。

高額療養費の自己負担限度額が63,000円(市民税非課税世帯は35,400円)に引き上げられた。

葬祭費を80,000円に上げた。

国民健康保険医を廃止し保険医又は保険薬剤師に改めた。

療養取扱機関を廃止し保険医療機関に改めた。

付添看護・介護に係る給付を療養の給付として支給し、現行の付添看護療養費は原則として平成7年度末で廃止した。

訪問看護療養費が創設された。※在宅医療の法律上の明確化

入院時食事療養費が創設された。

一般加入者		1日	600円
市民税 非課税世帯	90日までの入院		450円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)		300円

移送に係る給付の見直しを行い、療養の給付として位置付けられている移送を移送費として現金給付化された。

助産費を出産育児一時金に改め、支給額を240,000円から300,000円に上げた。

老人保健拠出金による老人保健施設整備等(老人医療費の安定を図るため、医療保険各保険者からの拠出金を財源とする老人保健施設整備等の事業)が実施された。

平成7年 4月

国民健康保険法に規定する保健施設を保健事業に改めた。

保険料の賦課割合を変更した。

	所得割	資産割	均等割	平等割
変更前	56%	12%	22%	10%
変更後	57%	9%	23%	11%

平成7年 7月

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、結核予防法に係る公費負担医療について、公費優先から国保優先に変更された。また、精神・結核医療付加金を創設するとともに所要の規定整備を行った。

平成8年 4月

保険料賦課限度額を52万円に上げた。

針・灸、あんま・マッサージに係る療養費の受領委任払いを開始した。

平成8年 6月

高額療養費の自己負担限度額が63,600円に引き上げられた。

(市民税非課税世帯の自己負担限度額は従来どおり35,400円)

平成8年 10月

入院時食事療養費の自己負担額が引き上げられた。

一般加入者		1日	760円
市民税 非課税世帯	90日までの入院		650円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)		500円

平成9年 9月

国民健康保険制度の改正により、外来診療で薬剤の支給を受けた場合の一部負担制度が導入された(ただし6歳未満の薬剤負担金は免除)。

内服薬(1日分)	
1種類	0円
2~3種類	30円
4~5種類	60円
6種類以上	100円

外用薬(湿布・目薬など)	
1種類	50円
2種類	100円
3種類以上	150円

頓服薬(解熱剤・鎮痛剤など)	
1種類につき	10円

平成10年 4月

保険料賦課限度額を53万円に上げた。

保健事業の一環として人間ドック助成事業を開始した。(年度内1人1回25,000円を上限)

平成10年 7月

老人医療費拠出金のうち、退職被保険者等に係る金額の2分の1を退職者医療制度において負担することとされた。

老人医療費拠出金の算定に用いられる各保険者の老人加入率の上限が30%に上げられた。

平成10年 8月

被保険者へのサービス充実を図るため、「厚木市レセプトの開示に関する要綱」を制定した。

平成11年 7月

高齢者の外来薬剤一部負担金を免除する臨時特例措置が施行された。

平成12年 4月

介護保険法が施行され、40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者から介護納付金相当額を国民健康保険料と併せて徴収することとされた。介護保険料賦課限度額を7万円とした。

地方分権一括法の施行に伴い、機関委任事務制度の廃止及び地方公共団体の事務区分の再編成が行われた。

平成13年 1月

入院時食事療養費の自己負担額について、一般が760円から780円に上げられた。

高額療養費自己負担額が上げられるとともに、上位所得世帯(国民健康保険料賦課標準額の合計が670万円を超える世帯)の区分が設けられた。また、医療サービスの費用を反映させるために医療費を超えた分の1%加算が設けられた。

	3回目まで	4回目以降
上位所得世帯	121,800 円 医療費が 609,000 円を超えた場合は 超えた額の1%を加算	70,800 円
課税一般世帯	63,600 円 医療費が 318,000 円を超えた場合は 超えた額の1%を加算	37,200 円
非課税世帯	35,400 円	24,600 円

※ 非課税世帯は据え置き

平成 13 年 4 月

海外療養費制度が開始された。

平成 13 年 10 月

出産育児一時金受領委任払い制度を開始した。

平成 14 年 4 月

国民健康保険被保険者資格証明書の発行を開始した。

療養の給付費について、診療月ベースで3月から2月を1会計年度に変更された。(従来は4月から3月で1会計年度。)

平成 14 年 10 月

国民健康保険で医療を受ける人の対象年齢が 70 歳未満から 75 歳未満に引き上げられた(平成 14 年 10 月 1 日以降 70 歳になる人が対象)。対象年齢の引き上げに伴い、退職者医療制度の対象年齢も 70 歳未満から 75 歳未満に引き上げられた。また、70 歳以上の被保険者に高齢受給者証の交付を開始した。

一部負担金等の見直しが行われた。

	一般	退職本人	退職扶養
3歳未満	2 割	2 割	2 割
入院(3歳~69歳)	3 割		2 割
外来(3歳~69歳)			
70歳以上(一般)	1 割		
70歳以上(一定)	2 割		

高額療養費の自己負担限度額が引き上げられた。また、合算対象基準額が一律 21,000 円に引き下げられた。

	3回目まで	4回目以降
上位所得世帯	139,800 円 医療費が 699,000 円を超えた場合は その超えた分の1%を加算	77,700 円
課税一般世帯	72,300 円 医療費が 361,500 円を超えた場合は その超えた分の1%を加算	40,200 円
非課税世帯	35,400 円	24,600 円

※ 非課税世帯は据え置き

		自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	
70歳以上	一定以上所得者	40,200円	72,300円 医療費が361,500円を超えた場合はその超えた分の1%を加算 (40,200円)
	一般	12,000円	40,200円
	低所得者	II	8,000円
I		15,000円	

平成 15 年 4 月

外来薬剤一部負担金が廃止された。

退職者医療制度該当者の一部負担金が一律3割に変更された。これに伴い、特例療養費が廃止された。

高額医療費共同事業が 17 年度までの時限措置として拡充・制度化された。(国及び都道府県が拠出額の1/4をそれぞれ負担) 保険基盤安定制度が17年度までの時限措置として拡充され、軽減分に加え、低所得者数に応じる支援分が加えられた。(国1/2、県1/4、市1/4を負担)

退職被保険者の職権適用ができるようになった。

高額療養費限度額の1%加算基準額が、上位所得世帯が466,000円、課税一般世帯が241,000円に引下げられた。

給与所得特別控除や公的年金特別控除の廃止など、保険料の所得算定方法の見直しをした。

介護保険料賦課限度額を8万円に上げた。

平成 16 年 4 月

療養給付費等負担金等の事務費負担金が廃止された。

平成 16 年 10 月

被保険者証を一人一枚のカード様式に変更した。

平成 17 年 4 月

厚木市個人情報保護条例(平成16年厚木市条例第11号)等の施行に伴い、厚木市レセプトの開示に関する要綱を廃止した。

三位一体改革に伴い、国の定率負担が給付費等の34%(17年度は36%)に、国の財政調整交付金が給付費等の9%に引下げられ、地方移譲分として都道府県調整交付金(給付費等の7%(17年度は5%))が創設された。

保険基盤安定制度(軽減分)について、県が3/4の負担となり、国の負担が廃止された。

平成 17 年 8 月

70歳以上一定以上所得者(2割負担者)の判定基準が、課税所得で124万円以上から145万円以上に、収入額で高齢者単身世帯の場合450万円未満から484万円未満に上げられ、高齢者複数世帯の場合637万円未満から621万円未満に下げられた。

平成 18 年 4 月

障害者自立支援法の施行に合わせ、精神・結核医療付加金を

廃止した。

公的年金等控除の見直しに伴う経過措置として、保険料算定基礎から13万円を控除した(19年度は7万円)。介護保険料賦課限度額を9万円に上げた。

入院時食事療養費が1日当たりから1食当たりに変更された。

一般加入者		1食	260円
市民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	90日までの入院		210円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)		160円
低所得者Ⅰ			100円

高額医療費共同事業について、交付基準を見直し(対象を1件70万円超から80万円超に上げ、交付率を60%から59%に下げ)、21年度までの継続とされた。

平成18年 8月

70歳以上一定以上所得者の判定基準が、収入額で高齢者単身世帯の場合484万円未満から383万円未満に、高齢者複数世帯の場合621万円未満から520万円未満に引下げられた。

公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止に伴い、一定以上所得者について、課税所得が213万円未満(収入額で高齢者単身世帯の場合484万円未満、高齢者複数世帯の場合621万円未満)の場合に高額療養費の自己負担限度額を「一般」に据え置く経過措置が設けられた。(2年間)

老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴い、高額療養費の自己負担限度額を個人単位で「低所得者Ⅱ」を適用する経過措置が設けられた。(2年間)

低所得者Ⅰの基準が公的年金等控除額について65万円以下から80万円以下に上げられた。

平成18年 10月

出産育児一時金を350,000円に上げ、葬祭費を50,000円に下げた。

70歳以上一定以上所得者の負担割合が3割に上げられた。

高額療養費の自己負担限度額が上げられた。また、上位所得世帯の判定額が670万円以上から600万円以上に下げられた。

	3回目まで	4回目以降
上位所得世帯	150,000円 医療費が500,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	83,400円
課税一般世帯	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	44,400円
非課税世帯	35,400円	24,600円

		自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	
70歳以上	一定以上所得者	44,400円	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算(44,400円)
	一般	12,000円	44,400円
	低所得者	Ⅱ	8,000円
Ⅰ		15,000円	

※ 非課税世帯・低所得者は据え置き

人工透析を要する70歳未満の上位所得者について、自己負担限度額が1万円から2万円に上げられた。

療養病床に入院する70歳以上高齢者に食費と居住費の負担が導入された。

保険財政共同安定化事業が創設された。

実施主体	神奈川県国民健康保険団体連合会
交付基準額	1件当たり30万円超から80万円まで
交付対象額	交付基準額から8万円を控除した額
交付率	交付対象額×59%

平成19年 4月

保険料賦課限度額を56万円に上げた。

70歳未満の入院等に係る高額療養費が現物給付化され、限度額適用認定証の交付を開始した。

平成20年 3月

厚木市特定健康診査等実施計画を策定した。

平成20年 4月

老人保健制度が廃止され、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき長寿(後期高齢者)医療制度が創設された。これに伴い、75歳以上の被保険者が長寿医療制度に移行した。

後期高齢者支援金相当額を国民健康保険料と併せて徴収することとされ、医療給付費分保険料賦課限度額を47万円、後期高齢者支援金分保険料賦課限度額を12万円とした。

一部負担金等の見直しが行われた。

20年3月まで		➡	20年4月から	
3歳未満	2割		未就学児	2割
3~69歳	3割	7~69歳	3割	
70~74歳 (一定以上所得者 3割)	1割	70~74歳 (現役並み所得者 3割)	2割	
75歳以上 (一定以上所得者 3割)	1割	75歳以上 (現役並み所得者 3割)	1割	
			※長寿医療制度	

※70～74歳の2割については、平成21年3月31日まで国費負担により1割に据え置かれた。また、自己負担限度額についても44,400円(外来12,000円)に据え置かれた。

前期高齢者(65歳以上74歳以下)の医療費に係る財政調整制度が創設された。

退職者医療制度の対象年齢が75歳未満から65歳未満に引下げられた(平成26年度まで)。

高額医療・高額介護合算制度が創設された。

世帯の自己負担限度額(年額:毎年8月1日から翌7月31日まで)

		70歳未満			70歳以上 75歳未満
上位 所得者		126万円 (168万円)	現役並み 所得者		67万円 (89万円)
一般		67万円 (89万円)	一般		56万円 (75万円)
非課税世帯		34万円 (45万円)	低所得者	I	31万円 (41万円)
				II	19万円 (25万円)

※平成20年4月から7月分までの分は、平成20年8月から平成21年7月分までと合算し()内の限度額を適用。

※70～75歳未満一般の限度額は、一部負担金1割負担凍結解除後、高額療養費の限度額変更に伴い、合算制度の限度額も変更される。

※低Iで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合、医療保険者が低Iの限度額で医療保険分の支給額を計算後、介護保険者が低IIの限度額で介護保険分の支給額を計算。

各医療保険者に特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられた。これに伴い、40～74歳の間ドック事業の助成金額を、25,000円から20,000円に引下げた。

療養病床において食費と居住費を負担する対象が70歳以上から65歳以上に引き下げられた。

コンビニエンスストアでの納付を開始した。

特定健康診査・特定保健指導を開始した。

長寿医療制度の創設に伴い、一定以上所得者について、長寿医療制度に移行した者との合算収入額で520万円未満の場合、申請により高額療養費の自己負担限度額を「一般」に据え置く経過措置が設けられた。(2年間)

平成20年 6月

平成20年 7月

平成20年 8月

平成 20 年 10 月

一定要件を満たす 65 歳以上被保険者の国民健康保険料について、年金からの特別徴収を始めた。

平成 21 年 1 月

長寿医療制度の創設に伴い、75 歳到達月の高額療養費自己負担限度額が2分の1に引き下げられた。

【75 歳の誕生日】

				自己負担限度額 (世帯合算)
		外 来 (個人ごと)	個人合算	
70 歳 以上	現役並み 所得者	22,200 円	40,050 円 + (医療費 - 133,500 円) × 1% (22,200 円)	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (44,400 円)
	一般	6,000 円	22,200 円	44,400 円
	低所 得者	II	4,000 円	12,300 円
I		7,500 円		15,000 円

※()の金額は多数該当の場合。

70 歳以上の一定以上所得者について、長寿医療制度に移行した者との合算収入額で 520 万円未満の場合、申請により自己負担区分を一般とする経過措置が恒久化された。

産科医療保障制度創設に伴い出産育児一時金を 38 万円に引き上げた。

平成 21 年 4 月

介護保険料賦課限度額を 10 万円に上げた。

保険料の賦課割合を変更した。

	所得割	資産割	均等割	平等割
変更前	57%	9%	23%	11%
変更後	50%	4%	29%	17%

70～74 歳の一部負担金2割について、平成 22 年3月 31 日まで国費負担により1割に延長された。また、自己負担限度額についても 44,400 円(外来 12,000 円)に延長された。

被保険者資格証明書の交付世帯に属する中学生以下の子どもに対して有効期間を6ヶ月とする短期被保険者証の交付とされた。介護従事者処遇改善臨時特例交付金が創設された(平成 22 年度まで)。

平成 21 年 6 月

マルチペイメント収納を開始した。

長寿医療制度創設に係る 75 歳到達月の高額医療費自己負担限度額2分の1引き下げに伴い、改正政令施行前(平成 20 年4月 2 日から 12 月 31 日)に該当する者について、高額療養費特別支給金が設けられた。

平成 21 年 10 月

出産育児一時金を 42 万円に引き上げ、直接支払制度を開始した

平成 22 年 4 月

(平成 23 年 3 月出産まで)。

70～74 歳の一部負担金 2 割について、国費負担により 1 割に平成 23 年 3 月 31 日まで延長された。また、高額療養費自己負担限度額、高額医療・高額介護合算療養費制度における自己負担限度額についても据え置かれた。

旧総合病院における診療科ごとに高額療養費を算定する取り扱いが廃止された。

医療給付費分保険料賦課限度額を 50 万円、後期高齢者支援金分保険料賦課限度額を 13 万円に引き上げた。

非自発的失業者の保険料算定・高額療養費の所得区分判定について、一定の期間、前年給与所得を 100 分の 30 とみなすことになった。

平成 22 年 5 月

高額医療費共同事業・保険財政共同事業、保険者支援制度、国保財政安定化支援事業について、引き続き平成 25 年度までの 4 年間継続することになった。

保険料率の変更等行う場合の都道府県知事への事前協議義務が廃止された。

平成 22 年 7 月

被保険者資格証明書の交付世帯に属する高校生以下の子どもに対して有効期間を 6 か月とする短期被保険者証の交付とされた。

被保険者証裏面に臓器提供に関する意思表示欄を設けることとされた。

平成 23 年 4 月

70～74 歳の一部負担金 2 割について、国費負担により 1 割に平成 24 年 3 月 31 日まで延長された。また、高額療養費自己負担限度額、高額医療・高額介護合算療養費制度における自己負担限度額についても据え置かれた。

医療給付費分保険料賦課限度額を 51 万円、後期高齢者支援金分保険料賦課限度額を 14 万円、介護保険料賦課限度額を 12 万円に引上げた。

保険料の賦課方式を変更し資産割を廃止した。

	所得割	資産割	均等割	平等割
変更前	50%	4%	29%	17%
変更後	52%		30%	18%

出産育児一時金の 42 万円に引上げ及び直接支払制度が恒久化された。受取代理制度が始まった。

平成 24 年 4 月

70～74 歳の一部負担金 2 割について、国費負担により 1 割に平成 25 年 3 月 31 日まで延長された。また、高額療養費自己負担限度額、高額医療・高額介護合算療養費制度における自己負担限度

額についても据え置かれた。

外来診療における高額療養費の現物給付が開始され、限度額適用認定証及び高齢受給者証が高額な外来診療にも適用されるようになった。

都道府県の財政調整機能強化と市町村国保財政の共同事業の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金が給付費等の7%から9%に引き上げられ、国の定率負担は34%から32%に引き下げられた。

平成 24 年 7 月

住民基本台帳法改正より住民基本台帳に搭載された外国人が国民健康保険制度の対象になった。

平成 24 年 8 月

年少扶養控除の廃止及び16歳以上19歳未満の特定扶養控除上乘せ部分廃止により、70～74歳の一部負担金の割合に係る現役並み所得者の判定基準となる所得の額の算定方法について、調整控除が設けられた。

高齢受給者証のカード化を開始した。

平成 25 年 4 月

特定世帯に係る国民健康保険料の軽減特例措置及び世帯別平等割軽減特例措置を延長した。

70～74歳の一部負担金2割について、国費負担により1割に平成26年3月31日まで延長された。また、高額療養費自己負担限度額、高額医療・高額介護合算療養費制度における自己負担限度額についても据え置かれた。

平成 26 年 4 月

第二期特定健康診査実施計画を開始した。

後期高齢者支援金分保険料賦課限度額を16万円、介護保険料賦課限度額を14万円に上げた。

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定特例が延長された。

70～74歳の被保険者の一部負担の見直しが行われた。平成20年4月以降2割となり、特例措置により1割とされていたが、平成26年4月2日以降新たに70歳に達する被保険者から2割とし、既に70歳になっている被保険者は特例措置により1割に据え置かれた。

(一定の所得がある被保険者は、3割)

	小学生 未満	小学生以上 70歳未満	70歳以上
変更前	2割	3割	2割(※特例措置により1割) (現役並み所得者3割)
変更後	2割	3割	2割 昭和19年4月1日以前生まれ の被保険者は1割 (現役並み所得者3割)

低所得者に対する国民健康保険料の軽減対象世帯を拡大した。

	平成 25 年度まで	平成 26 年度以降
7割減額世帯	33 万円以下	33 万円以下
5割減額世帯	33 万円+(24.5 万円×世帯主を除く被保険者数及び特定同一世帯所属者の数)以下	33 万円+(24.5 万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下
2割減額世帯	33 万円+(35 万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下	33 万円+(45 万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下

平成 27 年 1 月

高額療養費の自己限度額について、所得に応じた負担を求める観点から、平成 27 年1月診療分より、70 歳未満の所得区分が3区分から5区分に細分化された。70 歳以上の所得区分は据え置かれた。また、70～74 歳の一部負担金割合については、同一世帯に「昭和 20 年1月2日以降生まれ」の方がいる場合、70 歳以上の国保被保険者に係る旧ただし書所得の合計額が 210 万円以下のときは1割又は2割となった。

平成 26 年 12 月まで		
所得区分	3回目まで	4回目以降
上位所得世帯	150,000 円 医療費が 500,000 円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	83,400 円
課税一般世帯	80,100 円 医療費が 267,000 円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	44,400 円
非課税世帯	35,400 円	24,600 円



※ ア 基礎控除後の総所得金額等が 901 万円超

平成 27 年1月から		
所得区分	3回目まで	4回目以降
ア	252,600 円 医療費が 842,000 円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	140,100 円
イ	167,400 円 医療費が 558,000 円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	93,000 円
ウ	80,100 円 医療費が 267,000 円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	44,400 円
エ	57,600 円	44,000 円
オ	35,400 円	24,600 円

イ 基礎控除後の総所得金額等が 600 万円超～901 万円以下

ウ 基礎控除後の総所得金額等が 210 万円超～600 万円以下

エ 基礎控除後の総所得金額等が 210 万円以下

オ 住民税非課税世帯

平成 27 年 4月

医療給付費分保険料賦課限度額を 52 万円、後期高齢者支援金分保険料賦課限度額を 17 万円、介護保険料賦課限度額を 16 万円に引き上げた。

特定健康診査の実施期間を例年の6月下旬から翌年1月末までを5月中旬から翌年2月中旬までと拡大した。

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定特例が恒久化された。

低所得者に対する国民健康保険料の軽減対象世帯を拡大した。

	平成 27 年度以降
7割減額世帯	33 万円以下
5割減額世帯	33 万円 + (26 万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下
2割減額世帯	33 万円 + (47 万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下

平成 27 年 5月

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布された。

平成 28 年 3月

厚木市国民健康保険データヘルス計画を策定した。

平成 28 年 4月

医療給付費分保険料賦課限度額を 54 万円、後期高齢者支援金分保険料賦課限度額を 19 万円に引き上げた。

低所得者に対する国民健康保険料の軽減対象世帯を拡大した。

	平成 28 年度以降
7割減額世帯	33 万円以下
5割減額世帯	33 万円 + (26.5 万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下
2割減額世帯	33 万円 + (48 万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下

入院時食事療養費の自己負担額について、一般が 1 食 260 円から 360 円に引き上げられた。

厚木市国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業を開始した。

平成 29 年 4月

低所得者に対する国民健康保険料の軽減対象世帯を拡大した。

	平成 29 年度以降
7割減額世帯	33 万円以下
5割減額世帯	33 万円 + (27 万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下
2割減額世帯	33 万円 + (49 万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下

平成 29 年 8 月

70 歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が、世代間の公平を図る観点から、引き上げられた。

平成 29 年 8 月から		
所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み世帯	57,600 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% <多数回 44,400 円>
一般世帯	14,000 円 (年間上限 14 万 4,000 円)	57,600 円 <多数回 44,400 円>

【75 歳の誕生日】

所得区分	外 来 (個人ごと)	外来+入院 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	28,800 円	40,050 円 + (医療費 - 133,500 円) × 1% (22,200 円)	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (44,400 円)
一般	7,000 円	28,800 円 (22,200 円)	57,600 円 (44,400 円)
低所得者	II	4,000 円	12,300 円
	I		7,500 円
			24,600 円
			15,000 円

平成 29 年 10 月

入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額に「境界層措置」が設けられた。

平成 30 年 3 月

第二期データヘルス計画・第三期特定健康診査等実施計画を策定した。

平成 30 年 4 月

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、神奈川県が国民健康保険の財政主体となった。

医療給付費分保険料賦課限度額を 58 万円に引き上げた。

低所得者に対する国民健康保険料の軽減対象世帯を拡大した。

	平成 30 年度以降
7割減額世帯	33 万円以下
5割減額世帯	33 万円 + (27.5 万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下
2割減額世帯	33 万円 + (50 万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下

入院時食事療養費の自己負担額について、一般が 1 食 360 円から 460 円に引き上げられた。

平成 30 年 8 月

70 歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が、引き上げられた。

平成 30 年 8 月から		
所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% 医療費が 842,000 円を超えた場合はその超えた分の 1% を加算 〈多数回 140,100 円〉	
課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% 医療費が 558,000 円を超えた場合はその超えた分の 1% を加算 〈多数回 93,000 円〉	
課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% 医療費が 267,000 円を超えた場合はその超えた分の 1% を加算 〈多数回 44,400 円〉	
一般世帯	18,000 円 (年間上限 14 万 4,000 円)	57,600 円 〈多数回 44,400 円〉

平成 31 年 4 月

医療給付費分保険料賦課限度額を 61 万円に引き上げた。

低所得者に対する国民健康保険料の軽減対象世帯を拡大した。

	令和元年度以降
7割減額世帯	33 万円以下
5割減額世帯	33 万円 + (28 万円 × 被保険者及び 特定同一世帯所属者の数) 以下
2割減額世帯	33 万円 + (51 万円 × 被保険者及び 特定同一世帯所属者の数) 以下

令和元年 5 月

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布された。

令和元年 8 月

70~74 歳の方の被保険者証と高齢受給者証を一体化した「神奈川県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」の交付を開始した。

令和2年 3 月

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当金を創設した。

令和2年 4 月

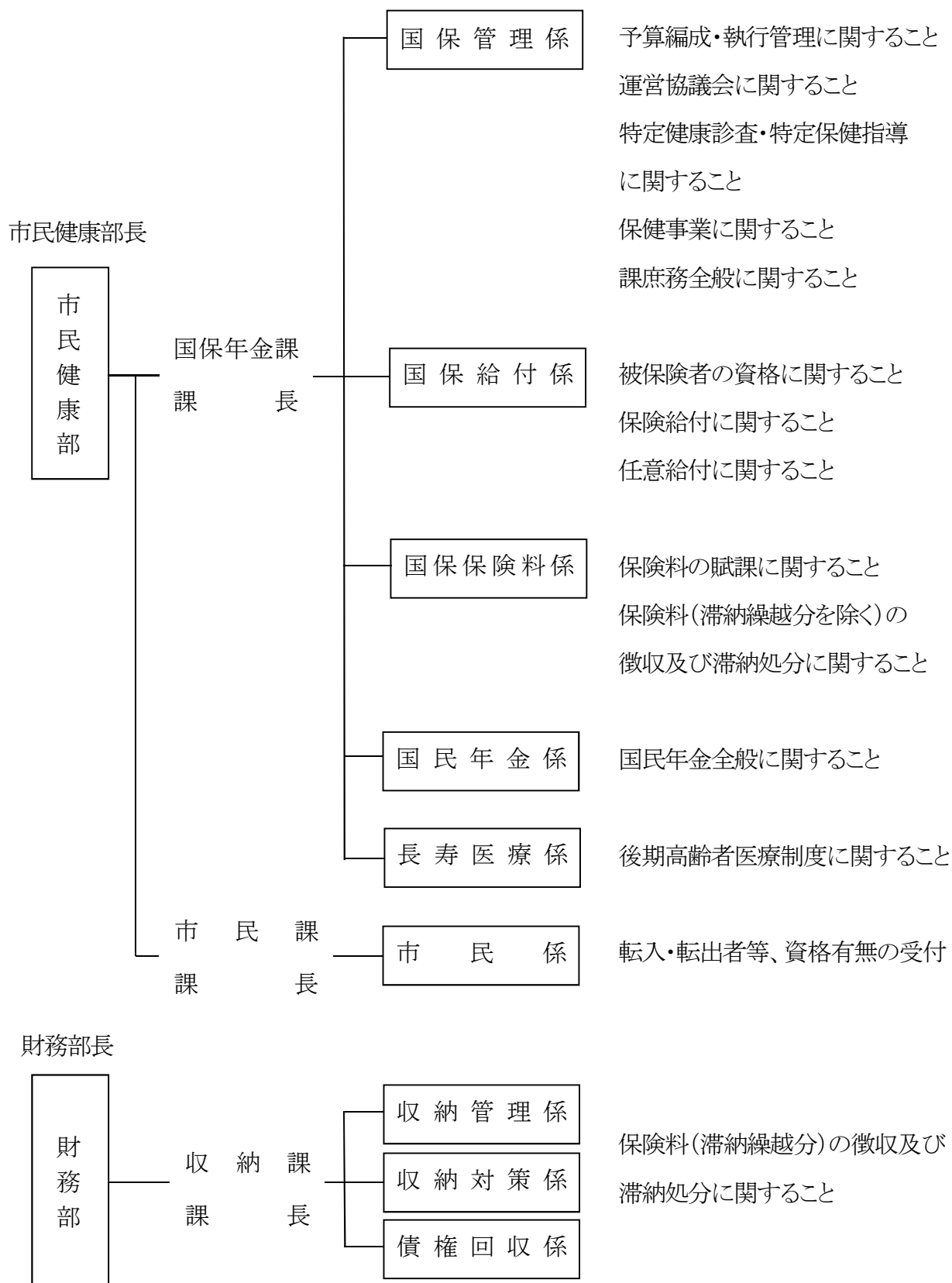
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免の特例措置を実施した。

医療給付費分保険料賦課限度額を 63 万円、介護納付金分保険料賦課限度額を 17 万円に引き上げた。

低所得者に対する国民健康保険料の軽減対象世帯を拡大した。

	令和2年度以降
7割減額世帯	33 万円以下
5割減額世帯	33 万円 + (28.5 万円 × 被保険者及び 特定同一世帯所属者の数) 以下
2割減額世帯	33 万円 + (52 万円 × 被保険者及び 特定同一世帯所属者の数) 以下

3 国民健康保険の事務機構



4 国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、国民健康保険法第11条に基づいて設置されている。

(1)委員の定数

被保険者を代表する委員	4人
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	4人
公益を代表する委員	4人
被用者保険等保険者を代表する委員	1人

(2)任期 3年 ※国民健康保険法施行令改正(平成30年4月1日施行)により、
任期が2年から3年に変更。

(3)委員名簿

令和2年11月1日現在(敬称略)

選出区分	氏名	選出区分	氏名
被保険者代表	おくわき あつひと 奥脇 篤仁	保険医又は 保険薬剤師代表	いまおかち えみ 今岡千栄美
	えなり ひでお 江成 秀男		いしい のりゆき 石井 紀行
	かとう じろう 加藤 次郎		たかくま たつろう 高熊 達朗
	おちあい きよひこ 落合 清彦		いのうえ てつお 井上 哲男
公益代表	◎さいとう はるお ◎齊藤 晴雄	被用者保険等保険者代表	たなか まさゆき 田中 正行
	いとう れいこ 伊藤 玲子		◎ 会長 ○ 副会長
	○むとう かずえ ○武藤 和恵		
	まるやま ひろし 丸山 浩		

5 国保加入者の状況

(1)市の人口と国保加入者数（各年度末）

年度	全 市		被 保 険 者		加 入 率	
	世帯数	人 口	世帯数	被保険者数	世 帯	被保険者
	世帯	人	世帯	人	%	%
27	96,277	225,073	36,449	61,374	37.86	27.27
28	97,132	224,994	34,873	57,515	35.90	25.56
29	98,638	225,194	33,481	54,142	33.94	24.04
30	99,669	224,655	32,222	51,007	32.33	22.70
元	100,792	224,139	31,359	48,803	31.11	21.77

※ 事業年報の数値を使用

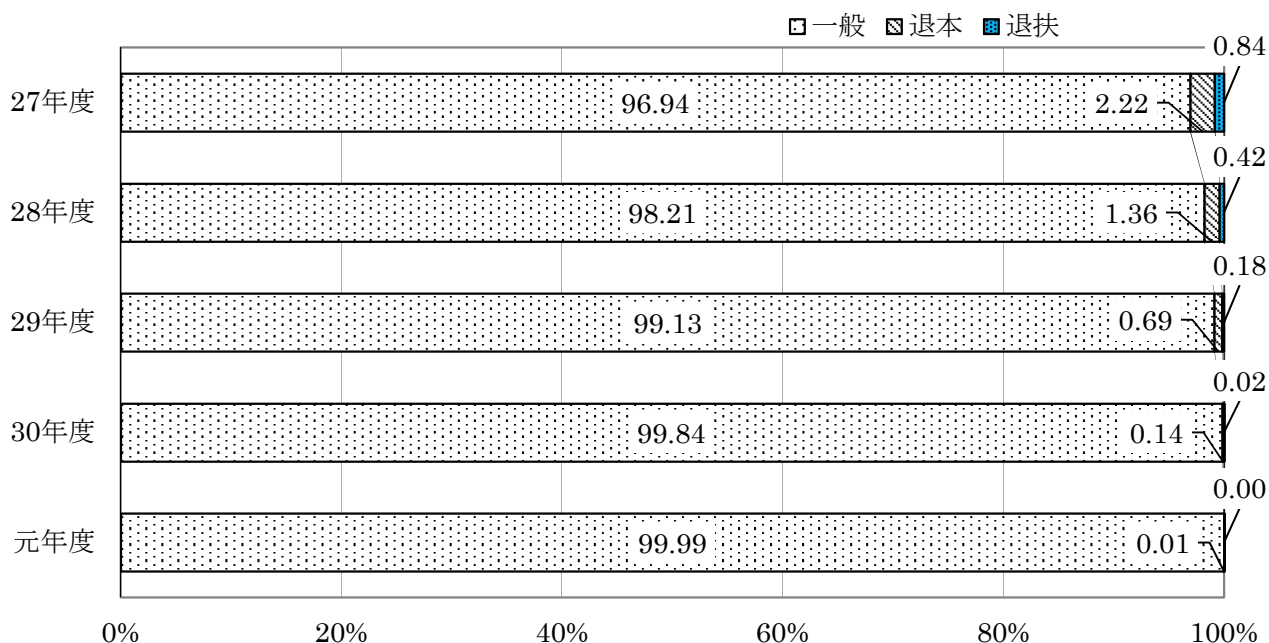
(2)国保加入者数の内訳（各年度末）

（単位：人）

年度	一般	退職被保険者			計	介護(再掲)
		本人	扶養	小計		
27	59,497	1,361	516	1,877	61,374	19,787
28	56,488	784	243	1,027	57,515	18,218
29	53,673	373	96	469	54,142	16,796
30	50,926	73	8	81	51,007	15,626
元	48,798	4	1	5	48,803	14,824

※ 事業年報の数値を使用

(3)国保加入者の構成割合の推移



(4)令和元年度国保加入者数の推移 (各月末) (単位:人)

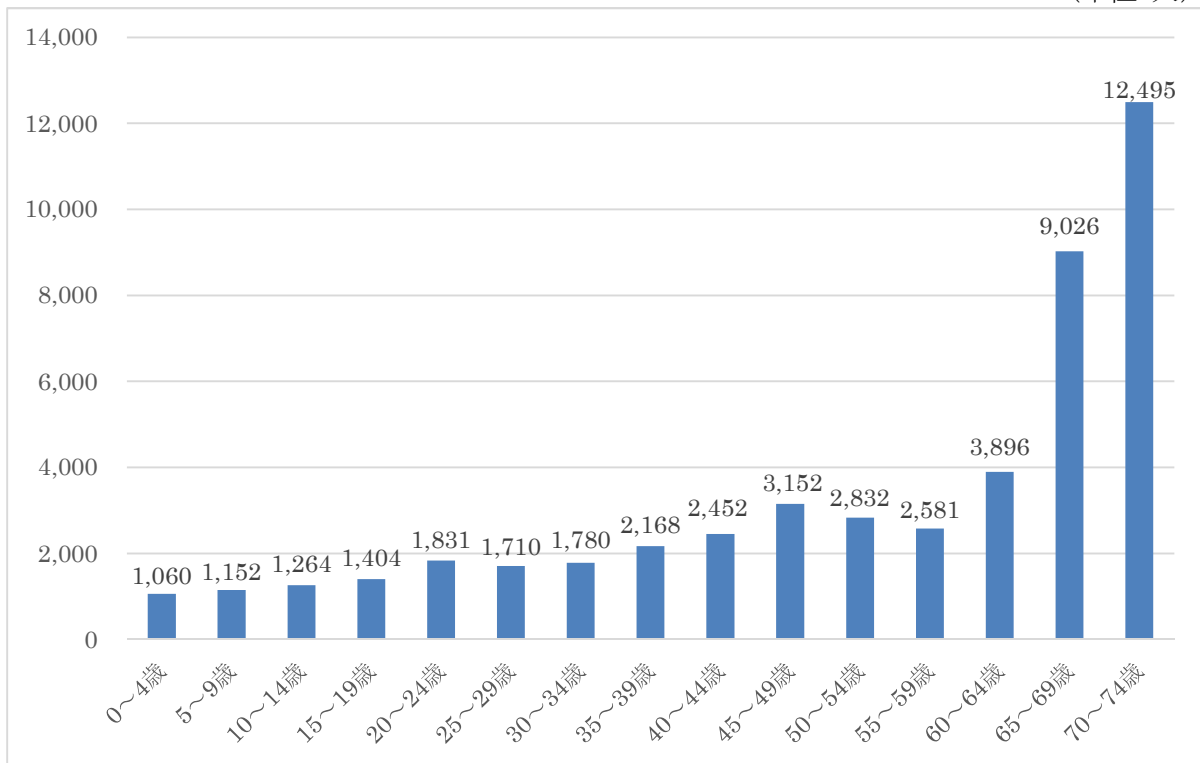
月	一般	退職被保険者			計	介護(再掲)
		本人	扶養	小計		
4	51,437	53	4	57	51,494	15,820
5	51,215	51	4	55	51,270	15,755
6	50,724	49	5	54	50,778	15,602
7	50,402	44	4	48	50,450	15,470
8	50,124	41	2	43	50,167	15,375
9	50,014	36	2	38	50,052	15,358
10	49,837	31	2	33	49,870	15,300
11	49,566	26	2	28	49,594	15,207
12	49,317	19	2	21	49,338	15,111
1	49,164	14	1	15	49,179	15,046
2	48,909	9	1	10	48,919	14,931
3	48,798	4	1	5	48,803	14,824
平均	49,959	31	3	34	49,993	15,317

(5)令和元年度未就学児・前期高齢者の加入者数の推移 (各月末) (単位:人)

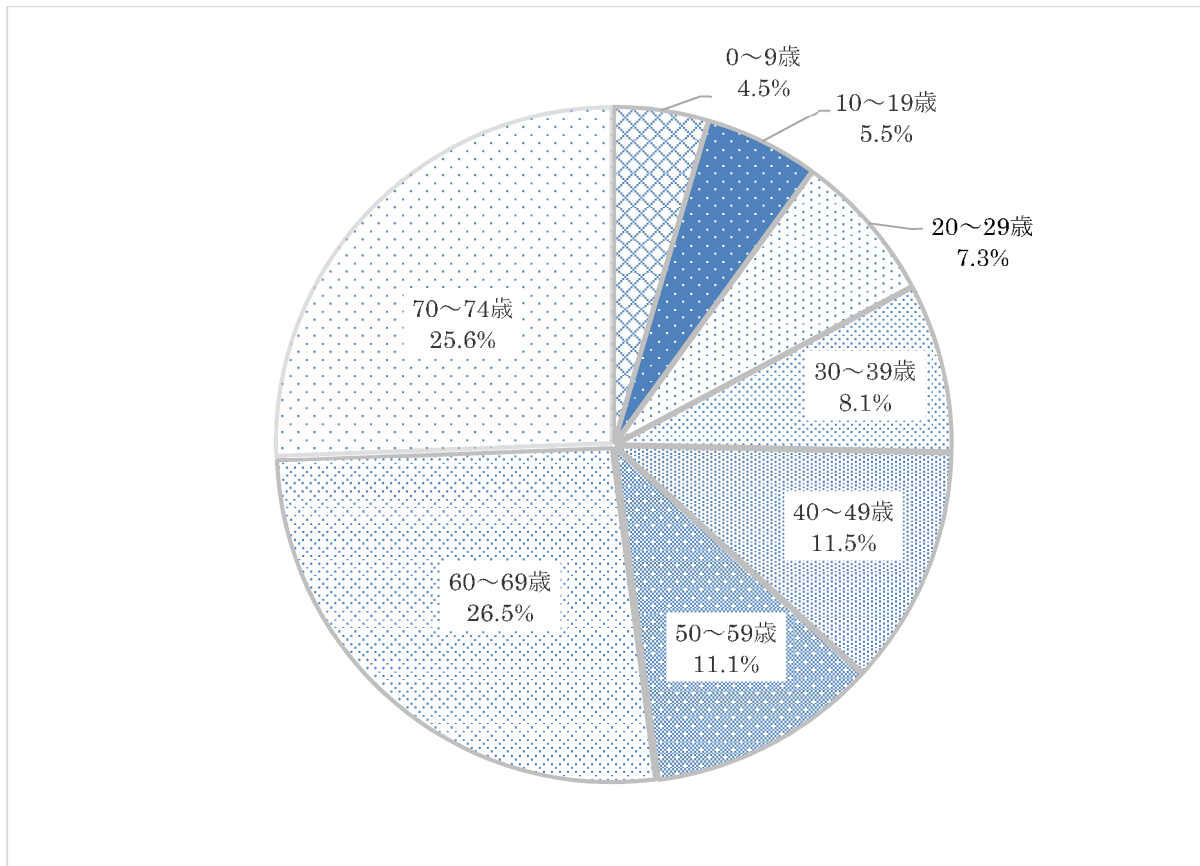
月	一般				退職	合計			
	前期高齢者(65歳以上)			未就学児		前期高齢者(65歳以上)			未就学児
	70歳以上 一般(再掲)	70歳以上現役並 み所得者(再掲)	未就学児		70歳以上 一般(再掲)	70歳以上現役並 み所得者(再掲)	未就学児		
4	22,181	10,659	1,275	1,395	0	22,181	10,659	1,275	1,395
5	22,125	10,707	1,281	1,417	0	22,125	10,707	1,281	1,417
6	22,083	10,761	1,291	1,404	0	22,083	10,761	1,291	1,404
7	21,998	10,763	1,308	1,433	0	21,998	10,763	1,308	1,433
8	21,892	10,901	1,165	1,440	0	21,892	10,901	1,165	1,440
9	21,810	10,899	1,183	1,452	0	21,810	10,899	1,183	1,452
10	21,747	10,915	1,194	1,471	0	21,747	10,915	1,194	1,471
11	21,664	10,932	1,202	1,471	0	21,664	10,932	1,202	1,471
12	21,650	10,981	1,217	1,478	0	21,650	10,981	1,217	1,478
1	21,534	10,967	1,224	1,499	0	21,534	10,967	1,224	1,499
2	21,451	11,005	1,237	1,506	0	21,451	11,005	1,237	1,506
3	21,408	11,032	1,254	1,516	0	21,408	11,032	1,254	1,516
平均	21,795	10,877	1,236	1,457	0	21,795	10,877	1,236	1,457

(6)令和元年度年代別国保加入者(令和2年3月末日現在)

(単位:人)



(7)令和元年度年代別国保加入者の構成比(令和2年3月末日現在)



6 被保険者数の年度中増減内訳

(1)年度別資格取得状況

(単位:人)

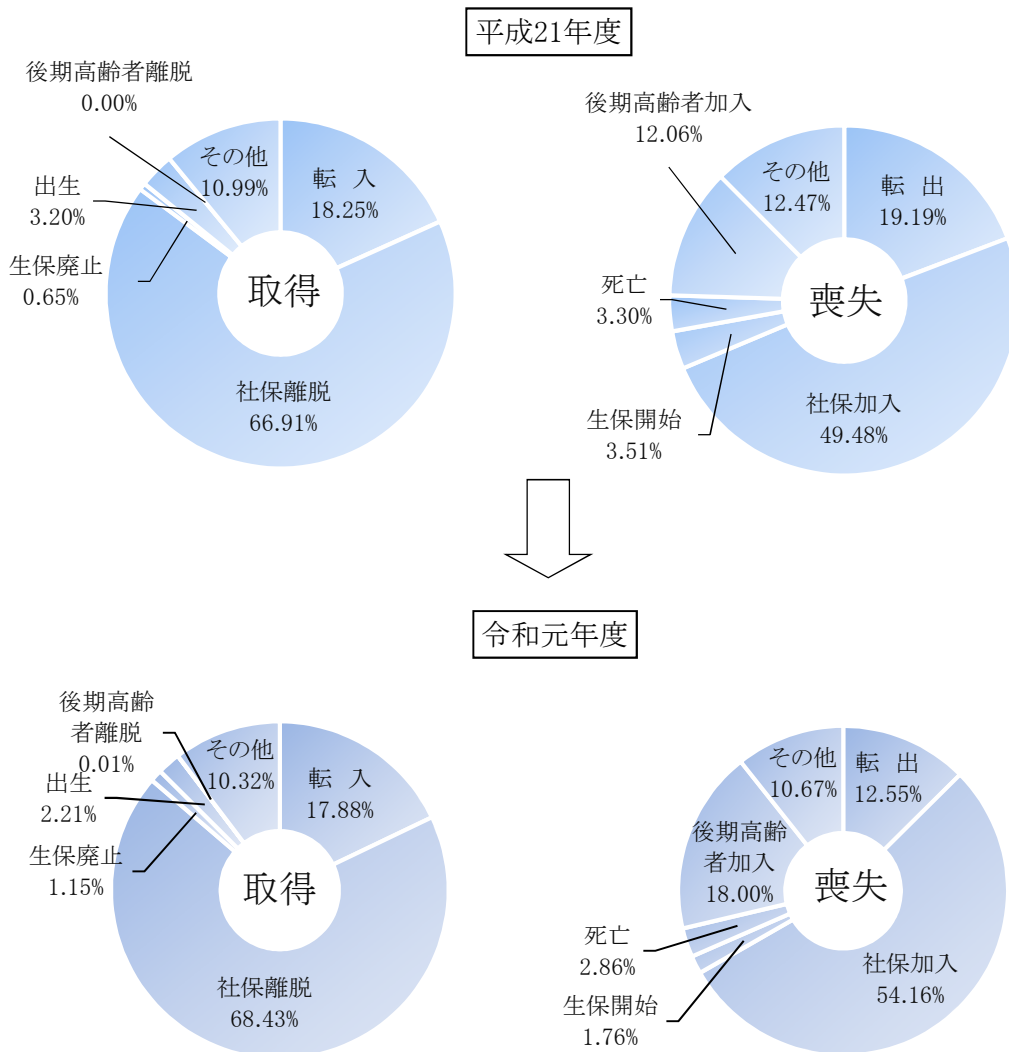
年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	計
27	1,706	6,918	157	298	0	1,402	10,481
28	1,666	6,632	125	272	0	1,353	10,048
29	1,575	6,251	153	229	1	1,236	9,445
30	1,808	6,645	143	215	0	1,201	10,012
元	1,758	6,728	113	217	1	1,015	9,832

(2)年度別資格喪失状況

(単位:人)

年度	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	計
27	1,836	7,568	306	397	2,202	1,218	13,527
28	1,685	8,103	282	388	2,329	1,233	14,020
29	1,619	7,279	268	344	2,352	1,084	12,946
30	1,697	7,021	298	349	2,395	1,513	13,273
元	1,531	6,606	215	349	2,196	1,301	12,198

(3)事由別資格異動状況比較



7 被保険者異動届出件数の内訳

(1)年度別異動届出件数

(単位:件)

年度	取得	喪失	氏名変更	世帯変更	住所変更	世帯主変更	計
27	10,481	13,527	325	529	1,345	175	26,382
28	10,048	14,020	281	536	1,154	145	26,184
29	9,445	12,946	233	406	979	238	24,247
30	10,012	13,273	273	178	235	524	24,495
元	9,832	12,198	211	177	363	485	23,266

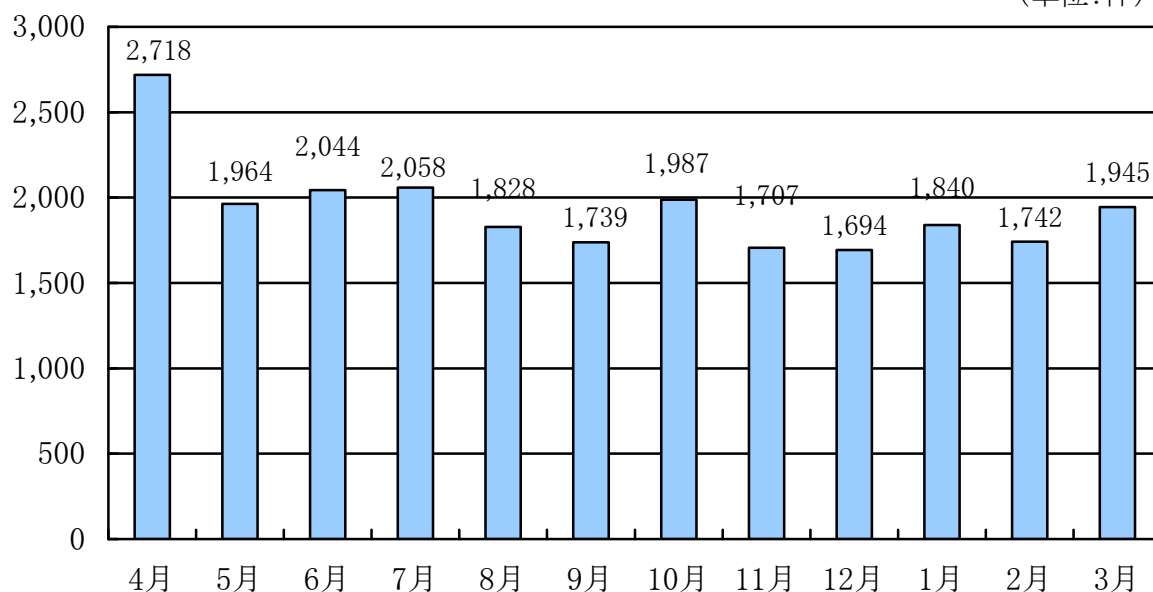
(2)令和元年度 月別異動届出件数

(単位:件)

月	取得	喪失	氏名変更	世帯変更	住所変更	世帯主変更	計
4	1,556	1,090	5	15	16	36	2,718
5	783	1,021	28	14	66	52	1,964
6	724	1,227	23	20	12	38	2,044
7	799	1,145	23	20	28	43	2,058
8	721	1,010	14	15	34	34	1,828
9	767	892	16	8	17	39	1,739
10	851	1,051	14	12	24	35	1,987
11	646	931	12	10	65	43	1,707
12	664	929	20	19	23	39	1,694
1	764	936	19	15	52	54	1,840
2	695	967	16	11	15	38	1,742
3	862	999	21	18	11	34	1,945
計	9,832	12,198	211	177	363	485	23,266

(3)令和元年度 月別異動届出件数推移

(単位:件)



8 国保特別会計の財政

(1)令和元年度 国保特別会計決算(歳入)

(単位:円)

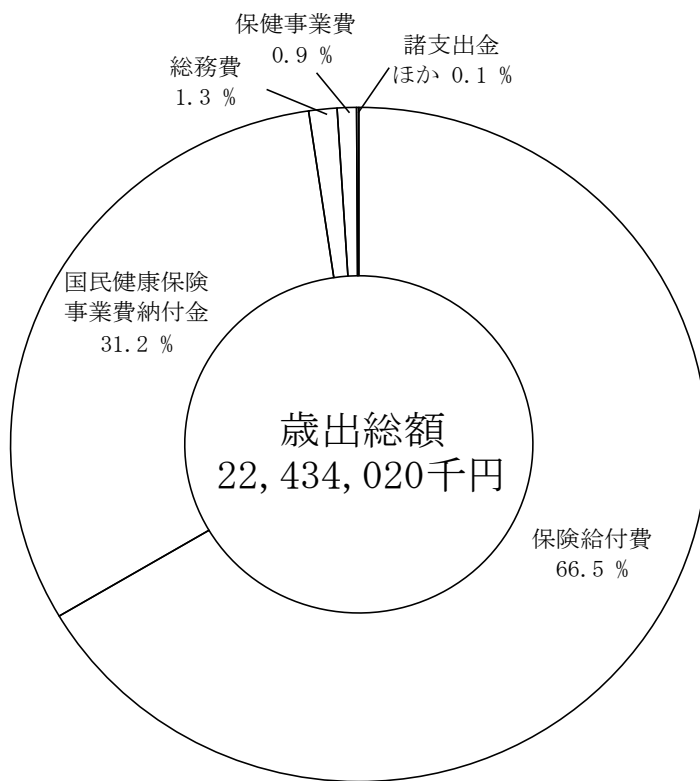
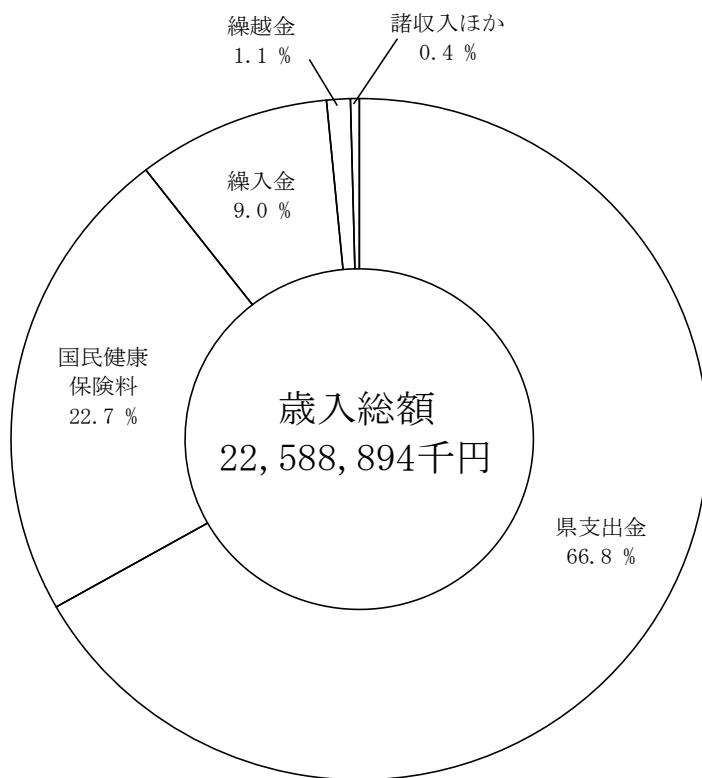
款	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額
05 国民健康保険料	6,016,499,366	5,132,568,887	111,521,108	772,409,371
一般被保険者分	6,011,567,151	5,127,714,767	111,494,308	772,358,076
退職被保険者分	4,932,215	4,854,120	26,800	51,295
15 国庫支出金	1,976,000	1,976,000	0	0
25 県支出金	15,096,512,446	15,096,512,446	0	0
35 財産収入	320,078	320,078	0	0
40 繰入金	2,020,699,098	2,020,699,098	0	0
他会計繰入金	2,020,699,098	2,020,699,098	0	0
基金繰入金	0	0	0	0
45 繰越金	238,805,620	238,805,620	0	0
50 諸収入	101,243,734	98,011,986	0	3,231,748
歳入合計	23,476,056,342	22,588,894,115	111,521,108	775,641,119

(2)令和元年度 国保特別会計決算(歳出)

(単位:円)

款	予算現額	支出済額	予算残額
05 総務費	348,351,000	298,398,460	49,952,540
総務管理費	302,426,000	265,908,081	36,517,919
徴収費	45,410,000	32,256,035	13,153,965
運営協議会費	515,000	234,344	280,656
10 保険給付費	15,219,898,000	14,912,034,773	307,863,227
療養諸費	13,304,944,940	13,012,385,287	292,559,653
高額療養費	1,796,300,060	1,793,480,714	2,819,346
移送費	300,000	26,970	273,030
出産育児諸費	100,853,000	90,541,802	10,311,198
葬祭諸費	17,500,000	15,600,000	1,900,000
12 国民健康保険事業費納付金	7,007,351,000	7,007,348,673	2,327
27 保健事業費	226,921,000	198,863,843	28,057,157
30 基金積立金	113,000	106,084	6,916
40 諸支出金	21,212,000	17,267,822	3,944,178
45 予備費	30,000,000	0	30,000,000
歳出合計	22,853,846,000	22,434,019,655	419,826,345

(3)令和元年度厚木市国民健康保険事業特別会計決算(歳入・歳出)構成割合



(4)国保特別会計決算の推移(歳入)

(単位:千円、%)

款	項	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度	
		決算額	前年度比	決算額	前年度比	決算額	前年度比	決算額	前年度比	決算額	前年度比
5	国民健康保険料	6,088,924	100.0	5,851,739	96.1	5,550,454	94.9	5,199,564	93.7	5,132,569	98.7
15	国庫支出金	5,020,727	108.1	5,080,286	101.2	4,937,991	97.2	987	著減	1,976	200.2
	5 国庫負担金	4,477,728	100.7	4,393,580	98.1	4,160,602	94.7	0	皆減	0	-
10	国庫補助金	542,999	275.1	686,706	126.5	777,389	113.2	987	著減	1,976	200.2
20	療養給付費等交付金	595,459	62.3	405,047	68.0	304,049	75.1	0	皆減	0	-
22	前期高齢者交付金	6,667,582	101.5	6,607,052	99.1	6,747,358	102.1	0	皆減	0	-
25	県支出金	1,406,241	105.5	1,492,457	106.1	1,379,532	92.4	15,400,713	著増	15,096,512	98.0
	3 県負担金	167,334	110.4	181,506	108.5	160,930	88.7	0	皆減	0	-
	5 県補助金	1,238,907	104.9	1,310,951	105.8	1,218,602	93.0	0	皆減	0	-
	10 県負担金・補助金	0	-	0	-	0	-	15,400,713	皆増	15,096,512	98.0
30	共同事業交付金	6,007,963	246.2	6,040,484	100.5	5,569,926	92.2	0	皆減	0	-
35	財産収入	540	170.9	674	124.8	573	85.0	554	96.7	320	57.8
40	繰入金	2,887,115	101.7	2,421,231	83.9	2,020,692	83.5	2,365,223	117.1	2,020,699	85.4
	5 他会計繰入金	2,887,115	101.7	2,421,231	83.9	2,020,692	83.5	2,365,223	117.1	2,020,699	85.4
	10 基金繰入金	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
45	繰越金	334,737	68.4	480,680	143.6	378,824	78.8	534,849	141.2	238,806	44.6
50	諸収入	52,718	140.8	56,946	108.0	117,410	206.2	74,860	63.8	98,012	130.9
	5 延滞金、加算金及び過料	15,110	284.5	28,395	187.9	35,847	126.2	41,722	116.4	53,110	127.3
	10 市預金利子	950	266.1	29	3.1	85	293.1	51	60.0	50	98.0
	15 雑入	36,658	115.4	28,522	77.8	81,478	285.7	33,087	40.6	44,852	135.6
	合計	29,062,006	114.4	28,436,596	97.8	27,006,809	95.0	23,576,750	87.3	22,588,894	95.8

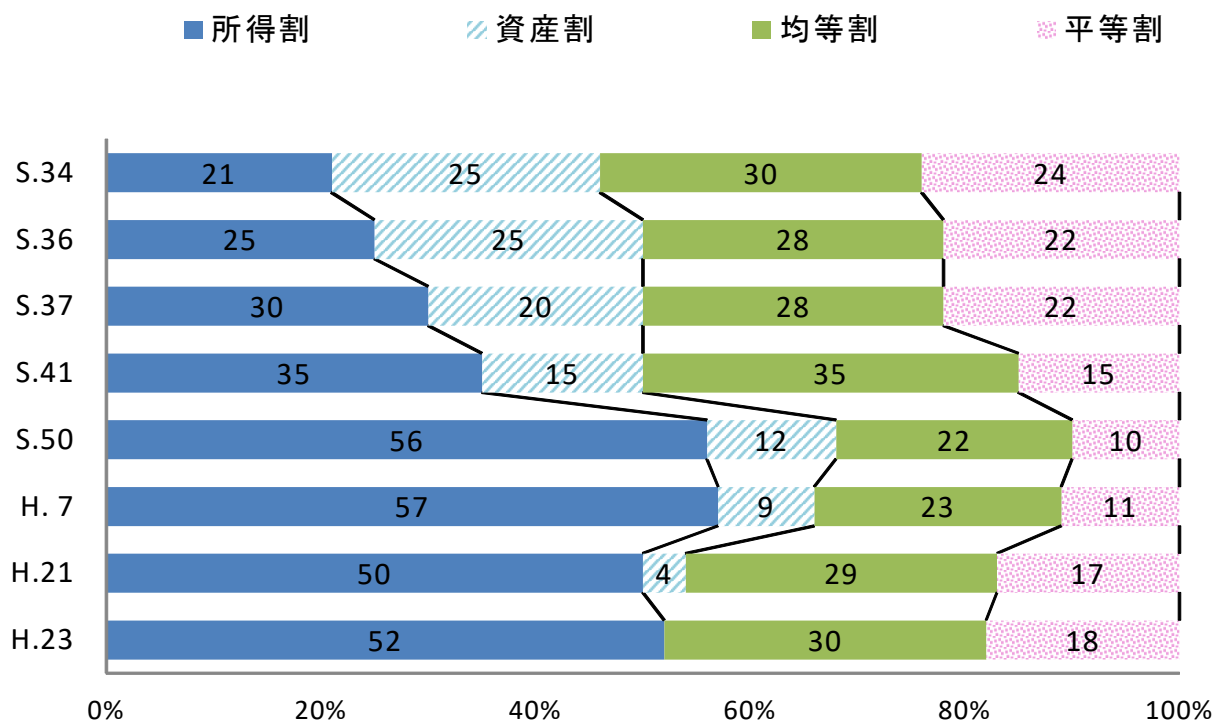
(5)国保特別会計決算の推移(歳出)

(単位:千円、%)

款	項	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度	
		決算額	前年度比	決算額	前年度比	決算額	前年度比	決算額	前年度比	決算額	前年度比
5 総務費		290,809	100.8	295,002	101.4	370,931	125.7	313,253	84.5	298,398	95.3
	5 総務管理費	255,868	101.7	260,360	101.8	334,512	128.5	276,495	82.7	265,908	96.2
	10 徴収費	34,642	94.4	34,496	99.6	36,043	104.5	36,606	101.6	32,256	88.1
	15 運営協議会費	299	196.7	146	48.8	376	257.5	152	40.4	234	153.9
10 保険給付費		16,974,786	99.9	16,599,611	97.8	15,637,601	94.2	15,195,922	97.2	14,912,035	98.1
	5 療養諸費	14,958,355	99.5	14,511,269	97.0	13,717,570	94.5	13,279,763	96.8	13,012,385	98.0
	10 高額療養費	1,870,580	104.3	1,956,446	104.6	1,808,012	92.4	1,810,546	100.1	1,793,481	99.1
	16 移送費	0	皆減	0	-	157	皆増	3	著増	27	著増
	18 出産育児諸費	128,551	93.7	114,196	88.8	97,562	85.4	89,260	91.5	90,542	101.4
	20 葬祭諸費	17,300	95.6	17,700	102.3	14,300	80.8	16,350	114.3	15,600	95.4
	5 後期高齢者支援金等	3,550,957	99.1	3,343,531	94.2	3,195,943	95.6	0	皆減	0	-
	5 前期高齢者納付金等	2,480	87.3	2,434	98.1	11,778	483.9	0	皆減	0	-
	5 老人保健拠出金	109	100.0	85	78.0	54	63.5	0	皆減	0	-
	5 介護納付金	1,293,754	96.3	1,208,468	93.4	1,154,651	95.5	0	皆減	0	-
	5 共同事業拠出金	6,010,151	253.8	6,105,062	101.6	5,647,466	92.5	0	皆減	0	-
	27 国民健康保険事業費納付金		0	-	0	-	0	-	7,192,810	皆増	7,007,349
	5 医療給付費分	0	-	0	-	0	-	4,934,437	皆増	4,876,675	98.8
	10 後期高齢者支援金分	0	-	0	-	0	-	1,645,080	皆増	1,551,886	94.3
	16 介護納付金分	0	-	0	-	0	-	613,293	皆増	578,788	94.4
27 保健事業費	5 保健事業費	189,204	106.6	201,650	106.6	201,674	100.0	206,064	102.2	198,864	96.5
30 基金積立金	5 基金積立金	100,540	166.7	150,381	149.6	100,118	66.6	146,408	146.2	106	著減
40 諸支出金	5 償還金及び還付加算金	168,536	66.1	151,548	89.9	151,744	100.1	283,487	186.8	17,268	著減
45 予備費	5 予備費	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
合	計	28,581,326	114.0	28,057,772	98.2	26,471,960	94.3	23,337,944	88.2	22,434,020	96.1

9 保険料賦課割合の推移

区分	S34.4.1 ～	S36.4.1 ～	S37.10. 1～	S41.4.1 ～	S50.4.1 ～	H7.4.1 ～	H21.4.1 ～	H23.4.1 ～
所得割	$\frac{21}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{30}{100}$	$\frac{35}{100}$	$\frac{56}{100}$	$\frac{57}{100}$	$\frac{50}{100}$	$\frac{52}{100}$
資産割	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{20}{100}$	$\frac{15}{100}$	$\frac{12}{100}$	$\frac{9}{100}$	$\frac{4}{100}$	
均等割	$\frac{30}{100}$	$\frac{28}{100}$	$\frac{28}{100}$	$\frac{35}{100}$	$\frac{22}{100}$	$\frac{23}{100}$	$\frac{29}{100}$	$\frac{30}{100}$
平等割	$\frac{24}{100}$	$\frac{22}{100}$	$\frac{22}{100}$	$\frac{15}{100}$	$\frac{10}{100}$	$\frac{11}{100}$	$\frac{17}{100}$	$\frac{18}{100}$



10 保険料の状況

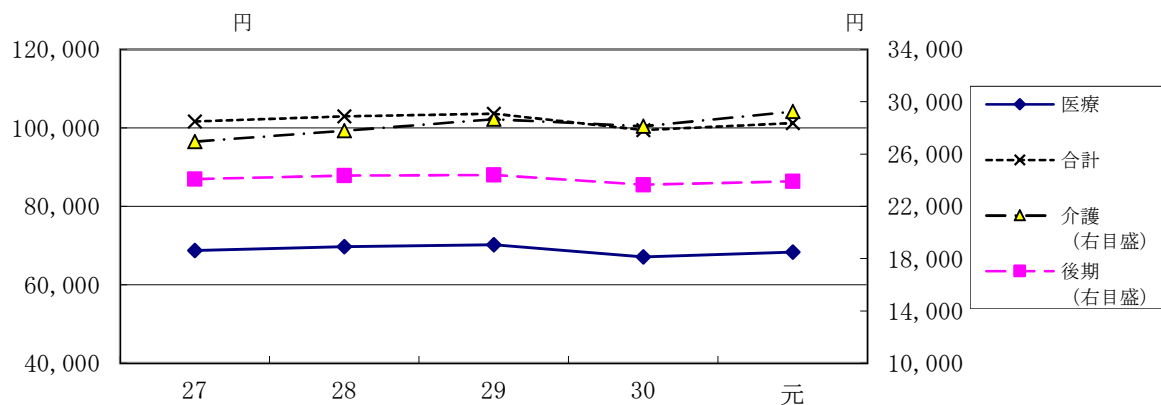
(1) 保険料率と賦課割合

年度	区分	保 険 料 率				賦 課 限度額	賦 課 割 合			
		所得割	資産割	均等割	平等割		所得割	資産割	均等割	平等割
		%	%	円	円	千円	%	%	%	%
27	医療	5.71	/	22,489	23,864	520	52.45	/	29.65	17.90
	後期	2.03	/	7,891	8,374	170	52.69	/	29.50	17.81
	介護	1.67	/	8,781	6,445	160	52.75	/	29.46	17.79
28	医療	5.75	/	23,054	24,191	540	52.10	/	29.81	18.09
	後期	2.01	/	8,041	8,438	190	52.18	/	29.76	18.06
	介護	1.73	/	9,147	6,642	160	52.17	/	29.83	18.01
29	医療	5.92	/	23,334	24,092	540	52.27	/	29.70	18.04
	後期	2.05	/	8,144	8,409	190	52.13	/	29.78	18.09
	介護	1.87	/	9,556	6,858	160	52.23	/	29.81	17.96
30	医療	5.57	/	22,387	22,767	580	52.10	/	29.78	18.12
	後期	1.99	/	7,901	8,035	190	52.09	/	29.79	18.12
	介護	1.88	/	9,313	6,628	160	52.33	/	29.74	17.94
元	医療	5.72	/	22,746	22,786	610	52.14	/	29.77	18.09
	後期	2.04	/	7,977	7,991	190	52.09	/	29.81	18.11
	介護	2.03	/	9,686	6,816	160	52.34	/	29.77	17.89

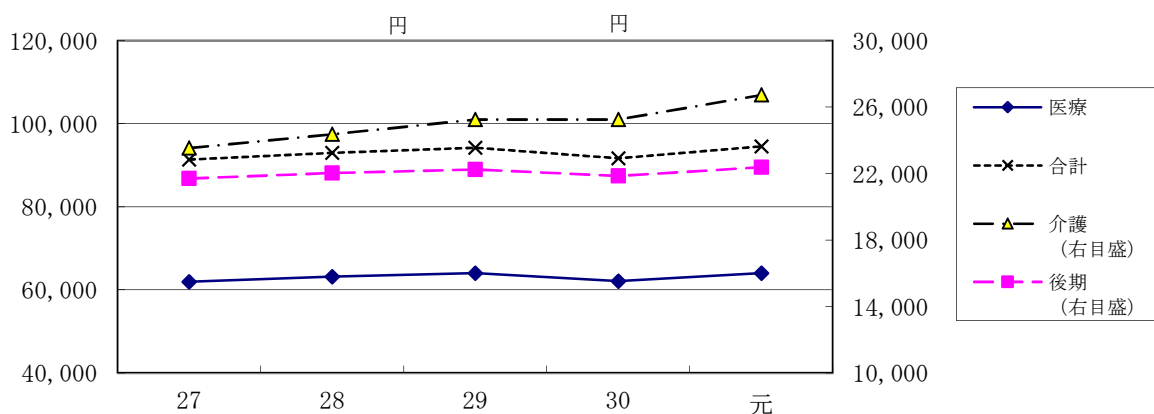
※医療分と後期分の賦課割合は一般分

※介護分の賦課割合は一般分と退職分を合算

(2) 一人当たり保険料調定額の推移



(3) 一人当たり保険料収納額の推移



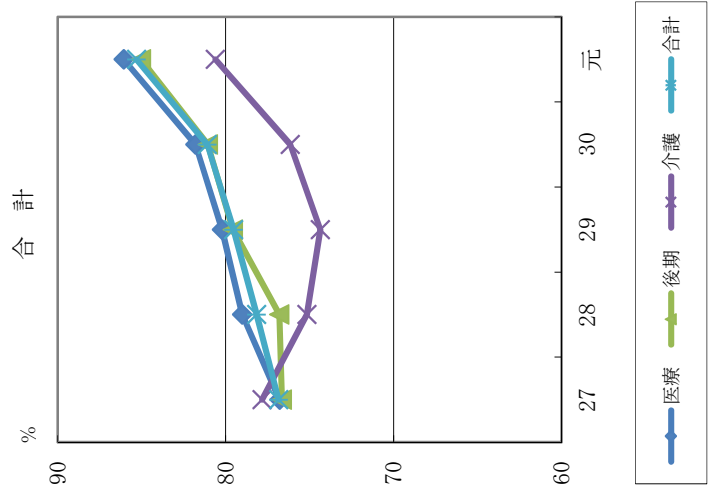
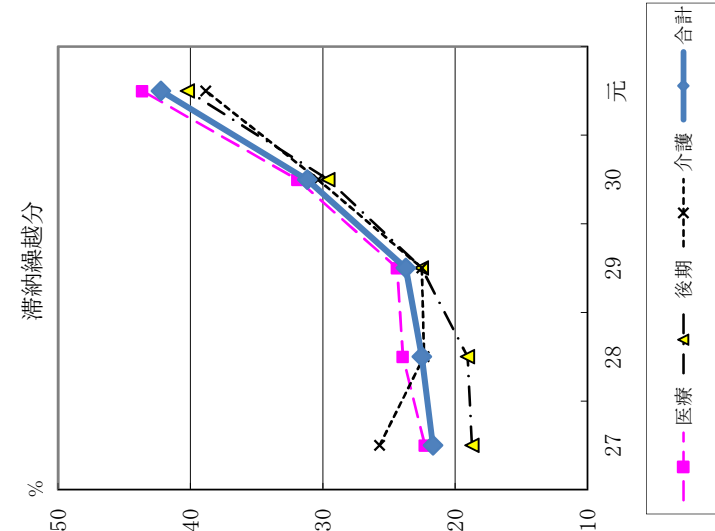
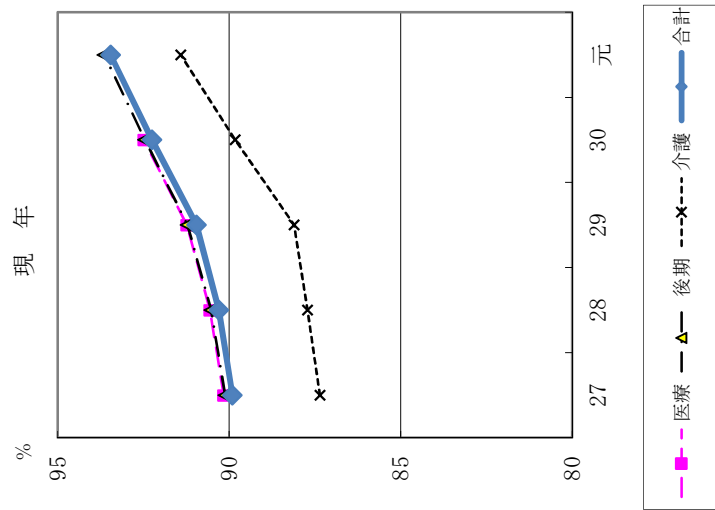
(4) 保険料調定額と収納額

年度	区分	保険料調定額 (現年分)			保険料収納額 (現年分)			収納率	
			1人当り	前年度比		1人当り	前年度比		
27	医療	一般	4,147,725,747	68,238	104.75	3,726,467,749	61,308	105.28	89.84
		退職	184,996,233	82,404	106.52	179,795,559	80,087	106.25	97.19
		小計	4,332,721,980	68,743	104.57	3,906,263,308	61,977	104.93	90.16
	後期	一般	1,453,327,973	23,910	101.69	1,305,504,671	21,478	102.20	89.83
		退職	64,791,794	28,860	103.41	62,602,571	27,885	102.73	96.62
		小計	1,518,119,767	24,086	101.52	1,368,107,242	21,706	101.85	90.12
	介護	一般	498,897,702	26,818	103.32	432,289,591	23,238	105.01	86.65
		退職	57,010,951	28,140	103.70	53,315,662	26,316	100.23	93.52
		小計	555,908,653	26,948	103.21	485,605,253	23,540	103.85	87.35
	合計	6,406,750,400	101,649	103.53	5,759,975,803	91,388	103.91	89.90	
28	医療	一般	4,046,626,109	69,426	101.74	3,656,373,966	62,731	102.32	90.36
		退職	114,375,011	82,284	99.85	111,770,126	80,410	100.40	97.72
		小計	4,161,001,120	69,725	101.43	3,768,144,092	63,142	101.88	90.56
	後期	一般	1,412,984,688	24,242	101.39	1,276,403,818	21,899	101.96	90.33
		退職	39,965,845	28,752	99.63	38,835,720	27,939	100.19	97.17
		小計	1,452,950,533	24,347	101.08	1,315,239,538	22,039	101.53	90.52
	介護	一般	495,229,281	27,732	103.41	431,024,115	24,136	103.86	87.04
		退職	35,665,566	28,351	100.75	34,630,287	27,528	104.61	97.10
		小計	530,894,847	27,772	103.06	465,654,402	24,359	103.48	87.71
	合計	6,144,846,500	102,968	101.30	5,549,038,032	92,985	101.75	90.30	
29	医療	一般	3,867,887,124	70,067	100.92	3,523,853,442	63,834	101.76	91.11
		退職	56,845,024	80,861	98.27	56,764,385	80,746	100.42	99.86
		小計	3,924,732,148	70,202	100.68	3,580,617,827	64,047	101.43	91.23
	後期	一般	1,344,138,698	24,349	100.44	1,224,376,121	22,180	101.28	91.09
		退職	19,758,648	28,106	97.75	19,729,023	28,064	100.45	99.85
		小計	1,363,897,346	24,396	100.20	1,244,105,144	22,254	100.98	91.22
	介護	一般	485,589,573	28,643	103.29	425,941,733	25,125	104.10	87.72
		退職	18,362,833	28,963	102.16	18,063,064	28,491	103.50	98.37
		小計	503,952,406	28,656	103.18	444,004,797	25,248	103.65	88.10
	合計	5,792,581,900	103,613	100.63	5,268,727,768	94,243	101.35	90.96	
30	医療	一般	3,516,016,521	67,042	95.68	3,250,408,653	61,977	97.09	92.45
		退職	20,682,331	79,547	98.37	20,666,910	79,488	98.44	99.93
		小計	3,536,698,852	67,104	95.59	3,271,075,563	62,064	96.90	92.49
	後期	一般	1,239,293,332	23,630	97.05	1,145,300,727	21,838	98.46	92.42
		退職	7,290,822	28,042	99.77	7,284,703	28,018	99.84	99.92
		小計	1,246,584,154	23,652	96.95	1,152,585,430	21,869	98.27	92.46
	介護	一般	450,805,181	28,110	98.14	404,275,895	25,209	100.33	89.68
		退職	6,453,613	29,070	100.37	6,438,984	29,004	101.80	99.77
		小計	457,258,794	28,123	98.14	410,714,879	25,261	100.05	89.82
	合計	5,240,541,800	99,432	95.96	4,834,375,872	91,725	97.33	92.25	
元	医療	一般	3,413,446,381	68,325	101.91	3,197,310,898	63,999	103.26	93.67
		退職	2,145,363	63,099	79.32	2,139,645	62,931	79.17	99.73
		小計	3,415,591,744	68,321	101.81	3,199,450,543	63,998	103.12	93.67
	後期	一般	1,194,329,801	23,906	101.17	1,118,296,758	22,384	102.50	93.63
		退職	759,155	22,328	79.62	757,127	22,268	79.48	99.73
		小計	1,195,088,956	23,905	101.07	1,119,053,885	22,384	102.35	93.64
	介護	一般	447,126,409	29,245	104.04	408,658,586	26,729	106.03	91.40
		退職	723,691	25,846	88.91	720,615	25,736	88.73	99.57
		小計	447,850,100	29,239	103.97	409,379,201	26,727	105.80	91.41
	合計	5,058,530,800	101,185	101.76	4,727,883,629	94,571	103.10	93.46	

(5)年度別引収納状況

年度	区分	現年分			滞納繰越分			合計		
		調定額	引納額	引納率	調定額	引納額	引納率	調定額	引納額	引納率
		円	円	%	円	円	%	円	円	%
27	医療	4,147,725,747	3,726,467,749	89.84	1,026,824,075	222,639,996	21.68	5,174,549,822	3,949,107,745	76.32
	退職	184,996,233	179,795,559	97.19	35,712,986	14,075,268	39.41	220,709,219	193,870,827	87.84
	小計	4,332,721,980	3,906,263,308	90.16	1,062,537,061	236,715,264	22.28	5,395,259,041	4,142,978,572	76.79
	後期	1,453,327,973	1,305,504,671	89.83	347,076,192	64,629,698	18.62	1,800,404,165	1,370,134,369	76.10
	退職	64,791,794	62,602,571	96.62	5,933,689	1,498,234	25.25	70,725,483	64,100,805	90.63
	小計	1,518,119,767	1,368,107,242	90.12	353,009,881	66,127,932	18.73	1,871,129,648	1,434,235,174	76.65
	介護	498,897,702	432,289,591	86.65	74,692,846	15,759,812	21.10	573,590,548	448,049,403	78.11
	退職	57,010,951	53,315,662	93.52	26,820,169	10,345,169	38.57	83,831,120	63,660,831	75.94
	小計	555,908,653	485,605,253	87.35	101,513,015	26,104,981	25.72	657,421,668	511,710,234	77.84
	合計	6,406,750,400	5,759,975,803	89.90	1,517,059,957	328,948,177	21.68	7,923,810,357	6,088,923,980	76.84
28	医療	4,046,626,109	3,656,373,966	90.36	858,801,796	203,620,210	23.71	4,905,427,905	3,859,994,176	78.69
	退職	114,375,011	111,770,126	97.72	12,950,356	5,052,361	39.01	127,325,367	116,822,487	91.75
	小計	4,161,001,120	3,768,144,092	90.56	871,752,152	208,672,571	23.94	5,032,753,272	3,976,816,663	79.02
	後期	1,412,984,688	1,276,403,818	90.33	340,281,995	64,305,655	18.90	1,753,266,683	1,340,709,473	76.47
	退職	39,965,845	38,835,720	97.17	5,196,412	1,516,191	29.18	45,162,257	40,351,911	89.35
	小計	1,452,950,533	1,315,239,538	90.52	345,478,407	65,821,846	19.05	1,798,428,940	1,381,061,384	76.79
	介護	495,229,281	431,024,115	87.04	119,446,866	25,888,446	21.67	614,676,147	456,912,561	74.33
	退職	35,665,566	34,630,287	97.10	6,743,330	2,318,274	34.38	42,408,896	36,948,561	87.12
	小計	530,894,847	465,654,402	87.71	126,190,196	28,206,720	22.35	657,085,043	493,861,122	75.16
	合計	6,144,846,500	5,549,038,032	90.30	1,343,420,755	302,701,137	22.53	7,488,267,255	5,851,739,169	78.15
29	医療	3,867,887,124	3,523,853,442	91.11	768,031,969	186,286,152	24.25	4,635,919,093	3,710,139,594	80.03
	退職	56,845,024	56,764,385	99.86	6,440,976	2,530,121	39.28	63,286,000	59,294,506	93.69
	小計	3,924,732,148	3,580,617,827	91.23	774,472,945	188,816,273	24.38	4,699,205,093	3,769,434,100	80.21
	後期	1,344,138,698	1,224,376,121	91.09	276,609,237	62,000,394	22.41	1,620,747,935	1,286,376,515	79.37
	退職	19,758,648	19,729,023	99.85	2,138,868	823,317	38.49	21,897,516	20,552,340	93.86
	小計	1,363,897,346	1,244,105,144	91.22	278,748,105	62,823,711	22.54	1,642,645,451	1,306,928,855	79.56
	介護	485,589,573	425,941,733	87.72	131,044,736	29,353,216	22.40	616,634,309	455,294,949	73.84
	退職	18,362,833	18,063,064	98.37	2,582,137	732,878	28.38	20,944,970	18,795,942	89.74
	小計	503,952,406	444,004,797	88.10	133,626,873	30,086,094	22.52	637,579,279	474,090,891	74.36
	合計	5,792,581,900	5,268,727,768	90.96	1,186,847,923	281,726,078	23.74	6,979,429,823	5,550,453,846	79.53
30	医療	3,516,016,521	3,250,408,653	92.45	755,366,934	240,177,828	31.80	4,271,383,455	3,490,586,481	81.72
	退職	20,682,331	20,666,910	99.93	2,987,753	1,806,084	60.45	23,670,084	22,472,994	94.94
	小計	3,536,698,852	3,271,075,563	92.49	758,354,687	241,983,912	31.91	4,295,053,539	3,513,059,475	81.79
	後期	1,239,293,332	1,145,300,727	92.42	275,137,215	81,150,670	29.49	1,514,430,547	1,226,451,397	80.98
	退職	7,290,822	7,284,703	99.92	1,060,356	610,939	57.62	8,351,178	7,895,642	94.55
	小計	1,246,584,154	1,152,585,430	92.46	276,197,571	81,761,609	29.60	1,522,781,725	1,234,347,039	81.06
	介護	450,805,181	404,275,895	89.68	134,827,099	40,467,861	30.01	585,632,280	444,743,756	75.94
	退職	6,453,613	6,438,984	99.77	1,706,790	974,479	57.09	8,160,403	7,413,463	90.85
	小計	457,258,794	410,714,879	89.82	136,533,889	41,442,340	30.35	593,792,683	452,157,219	76.15
	合計	5,240,541,800	4,834,375,872	92.25	1,171,086,147	365,187,861	31.18	6,411,627,947	5,199,563,733	81.10

元	一般 退職 小計	3,413,446,381 2,145,363 3,415,591,744	3,197,310,898 2,139,645 3,199,450,543	611,960,704 530,842 612,491,546	266,828,021 503,793 267,331,814	43.60 94.90 43.65	4,025,407,085 2,676,205 4,028,083,290	3,464,138,919 2,643,438 3,466,782,357	86.06 98.78 86.07
	後期 退職 小計	1,194,329,801 759,155 1,195,088,956	1,118,296,758 757,127 1,119,053,885	229,470,076 222,610 229,692,686	92,173,508 211,127 92,384,635	40.17 94.84 40.22	1,423,799,877 981,765 1,424,781,642	1,210,470,266 968,254 1,211,438,520	85.02 98.62 85.03
	介護 退職 小計	447,126,409 723,691 447,850,100	408,658,586 720,615 409,379,201	115,233,780 550,554 115,784,334	44,446,996 521,813 44,968,809	38.57 94.78 38.84	562,360,189 1,274,245 563,634,434	453,105,582 1,242,428 454,348,010	80.57 97.50 80.61
	合計	5,058,530,800	4,727,883,629	957,968,566	404,685,258	42.24	6,016,499,366	5,132,568,887	85.31



11 療養の給付の状況

(1)療養の給付 年度別状況表

一般

(単位:件、円)

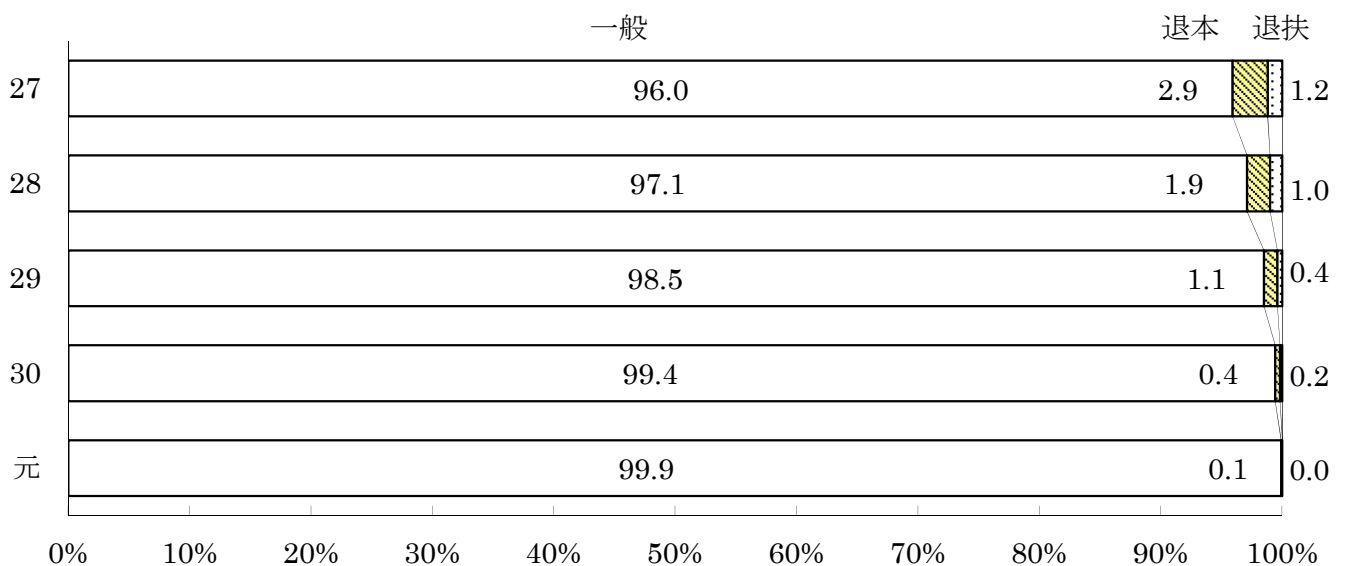
年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	薬剤負担 (再掲)	公費負担分
27	922,000	19,331,238,957	14,147,094,592	4,315,895,886	0	868,248,479
28	901,105	19,036,525,045	13,884,761,392	4,371,595,582	0	780,168,071
29	861,806	18,164,638,861	13,261,537,227	4,204,623,845	0	698,477,789
30	834,707	17,800,128,396	12,993,795,920	4,199,569,697	0	606,762,779
元	804,760	17,467,037,440	12,782,761,005	4,141,019,871	0	543,256,564

退職

(単位:件、円)

年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	薬剤負担 (再掲)	公費負担分
27	40,313	810,518,643	566,716,958	221,230,375	0	22,571,310
28	24,950	570,248,526	397,810,233	155,584,450	0	16,853,843
29	12,823	284,511,557	198,461,719	75,657,141	0	10,392,697
30	5,093	100,465,160	70,262,244	27,292,588	0	2,910,328
元	836	19,093,944	13,310,719	5,713,761	0	69,464

(2)費用額 年度別構成割合の推移

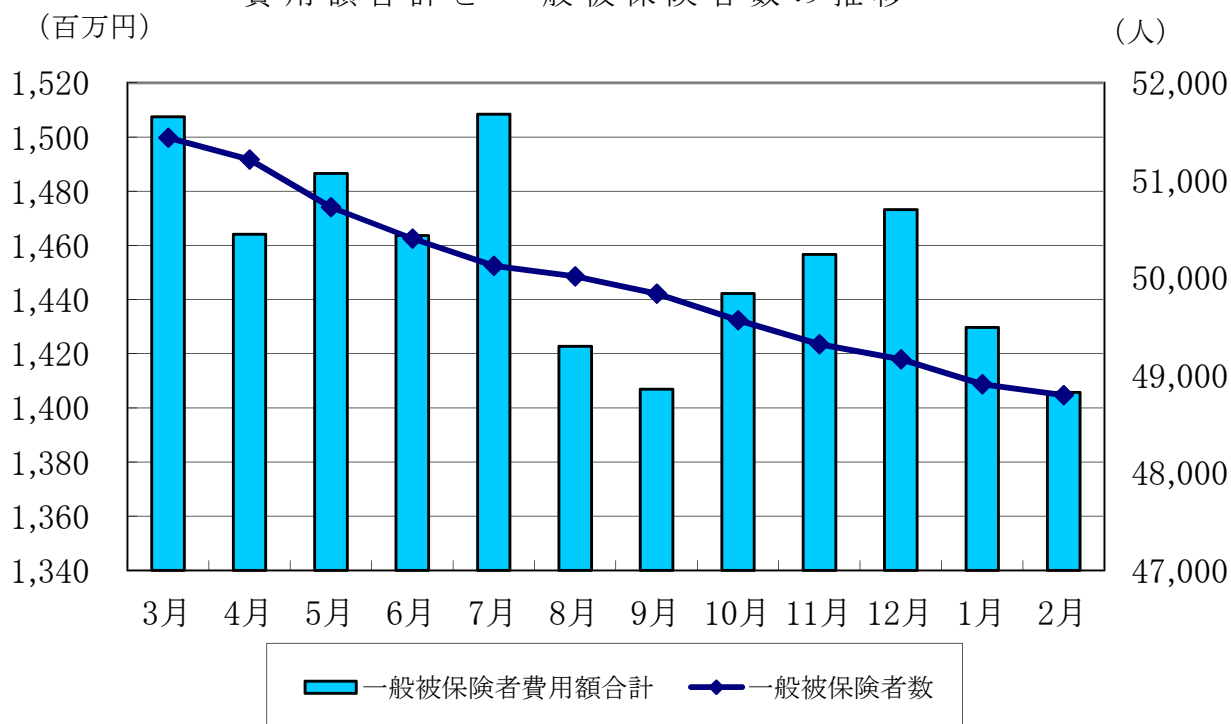


(3)令和元年度療養の給付等月別内訳

<一般被保険者>

月	対象 被保険者 人	診療費等 (食事療養・訪問看護を含む)			調剤費		
		件数	日数	費用額 円	件数	枚数	費用額 円
3	51,437	45,765	86,813	1,209,807,828	25,730	30,324	297,599,769
4	51,215	43,995	84,223	1,164,311,315	25,037	29,784	299,729,260
5	50,724	43,261	81,657	1,204,769,036	23,905	27,713	281,754,904
6	50,402	42,931	81,153	1,184,108,049	24,009	27,910	279,555,540
7	50,124	44,260	86,382	1,207,804,196	24,826	29,859	300,567,760
8	50,014	40,781	76,627	1,143,525,519	22,987	26,777	279,218,880
9	49,837	41,501	78,539	1,127,205,288	23,264	27,136	279,647,190
10	49,566	42,710	82,014	1,159,547,236	24,058	28,791	282,692,422
11	49,317	43,350	81,201	1,168,155,937	24,490	28,903	288,424,980
12	49,164	43,585	81,013	1,175,460,362	24,744	29,204	297,774,860
1	48,909	41,360	76,597	1,150,433,820	23,316	26,773	279,209,342
2	48,798	41,130	76,280	1,123,535,802	23,765	27,534	282,198,145
計	599,507	514,629	972,499	14,018,664,388	290,131	340,708	3,448,373,052
平均	49,959	42,886	81,042	1,168,222,032	24,178	28,392	287,364,421

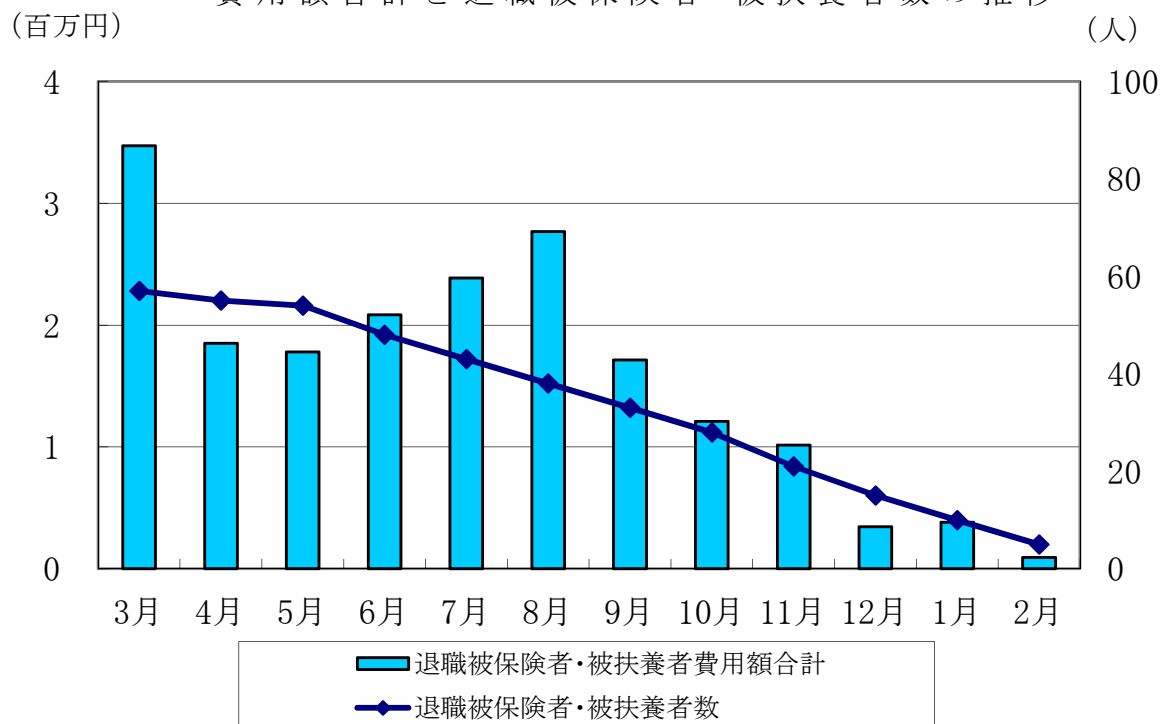
費用額合計と一般被保険者数の推移



<退職被保険者・被扶養者>

月	対 象 被 保 険 者 人	診 療 費 等 (食事療養・訪問看護を含む)			調 剤 費		
		件数	日数	費用額	件数	枚数	費用額
		件	日	円	件	枚	円
3	57	79	158	2,935,174	49	53	535,100
4	55	59	89	1,342,810	42	51	508,000
5	54	62	90	1,449,140	33	39	329,010
6	48	68	105	1,582,020	44	55	501,530
7	43	52	87	1,992,900	35	40	392,370
8	38	49	95	2,310,100	36	43	457,860
9	33	34	90	1,491,330	21	23	222,010
10	28	34	63	893,370	23	29	316,660
11	21	20	54	906,190	12	14	109,740
12	15	22	31	171,710	18	22	173,330
1	10	18	25	227,050	14	15	154,920
2	5	6	10	51,920	6	10	39,700
計	407	503	897	15,353,714	333	394	3,740,230
平均	34	42	75	1,279,476	28	33	311,686

費用額合計と退職被保険者・被扶養者数の推移

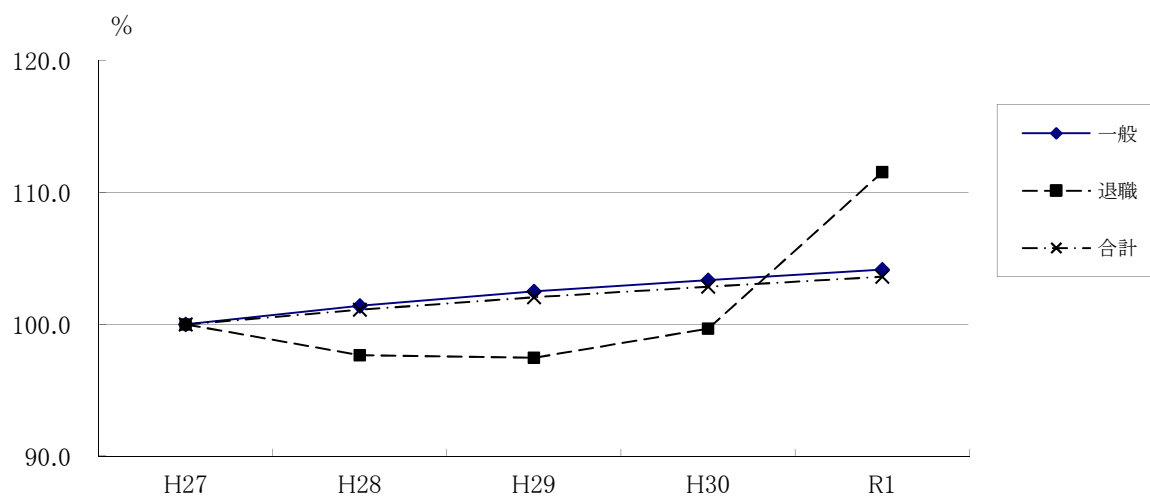


(4)年度別 受診率・1件当たり費用額・1人当たり費用額の推移

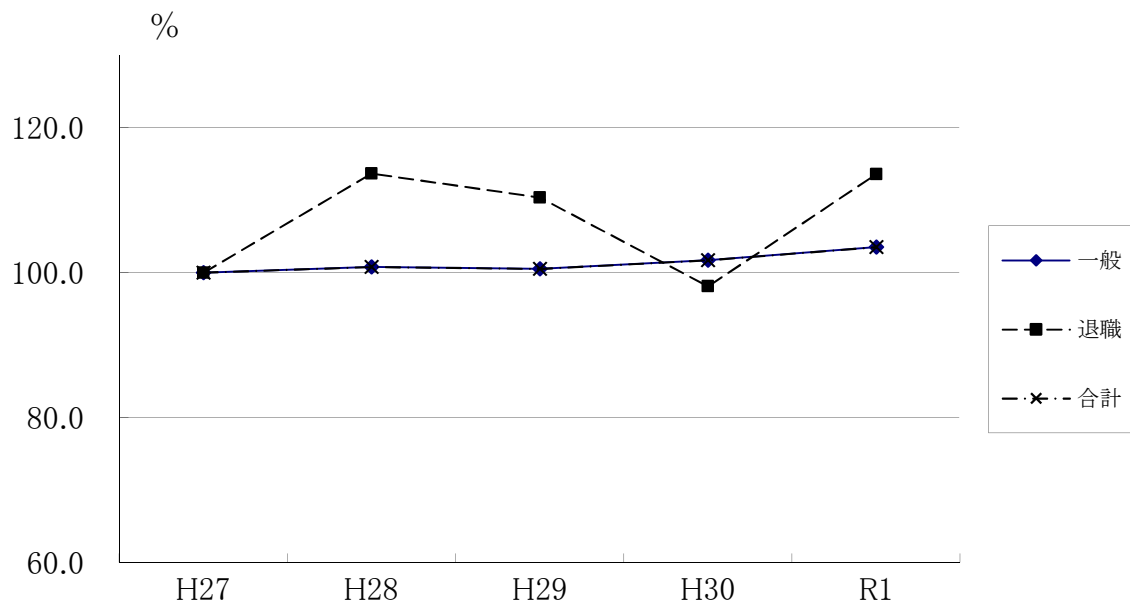
(単位:%、円)

年度	区分	受診率	前年度比	1件当たり 費用額	前年度比	1人当たり 費用額	前年度比
27	一般	982.40	101.5	20,967	101.6	317,155	103.3
	退職	1,124.85	106.7	20,106	95.1	349,663	102.8
	合計	987.62	101.6	20,931	101.3	318,346	103.2
28	一般	996.14	101.4	21,126	100.8	325,199	102.5
	退職	1,098.63	97.7	22,856	113.7	390,314	111.6
	合計	998.63	101.1	21,172	101.2	326,785	102.7
29	一般	1,006.89	101.1	21,077	99.8	327,657	100.8
	退職	1,096.40	99.8	22,188	97.1	379,855	97.3
	合計	1,008.09	100.9	21,094	99.6	328,353	100.5
30	一般	1,015.34	100.8	21,325	101.2	337,930	103.1
	退職	1,121.23	102.3	19,726	88.9	344,059	90.6
	合計	1,015.93	100.8	21,315	101.0	337,964	102.9
元	一般	1,023.24	100.8	21,705	101.8	348,393	103.1
	退職	1,255.00	111.9	22,840	115.8	477,349	138.7
	合計	1,023.42	100.7	21,706	101.8	348,496	103.1

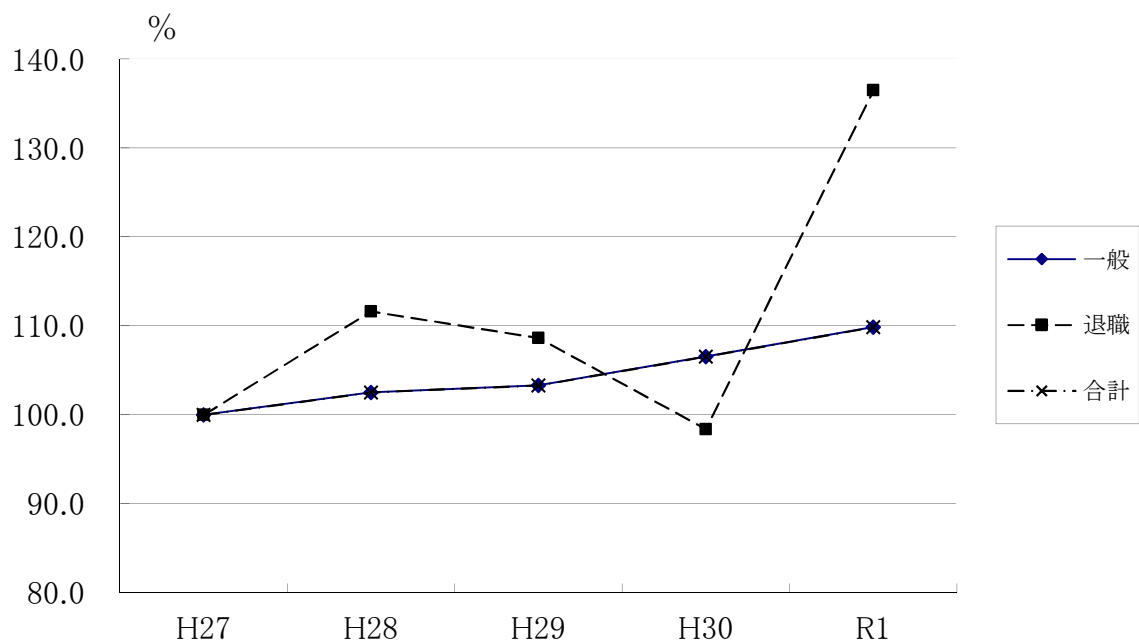
(5)平成27年度を100としたときの受診率の推移



(6)平成27年度を100としたときの1件当たり費用額の推移



(7)平成27年度を100としたときの1人当たり費用額の推移

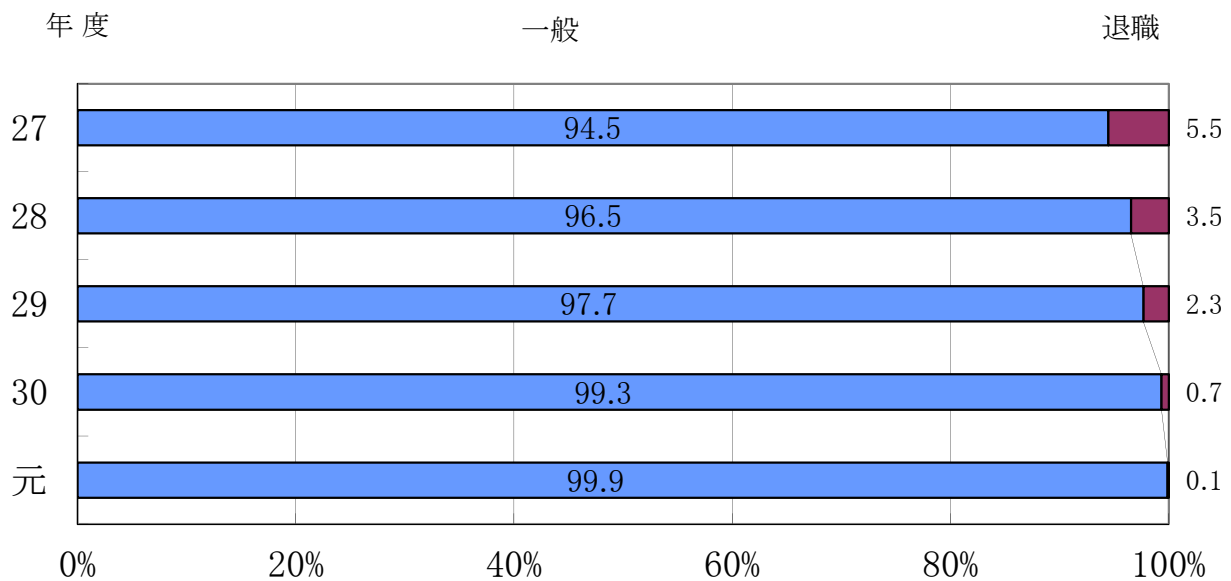


12 療養費等の状況

(1)年度別 療養費等件数・費用額の推移(食事差額・移送費は、件数のみ記載)

年度	区分	食事 差額	移送費	療 養 費			前年度比	費 用 額	前年度比
				診療費	その他	計			
27	一般	件 29	件 0	件 906	件 22,365	件 23,271	% 98.3	円 234,911,201	% 95.7
	退職	0	0	39	1,013	1,052	89.2	13,747,804	123.5
	合計	29	0	945	23,378	24,323	97.9	248,659,005	96.9
28	一般	32	0	784	20,192	20,976	90.1	216,422,538	92.1
	退職	0	0	2	752	754	71.7	7,738,069	56.3
	合計	32	0	786	20,944	21,730	89.3	224,160,607	90.1
29	一般	31	1	820	18,662	19,482	92.9	195,230,200	90.2
	退職	0	0	31	420	451	59.8	4,633,240	59.9
	合計	31	1	851	19,082	19,933	91.7	199,863,440	89.2
30	一般	43	1	787	17,844	18,631	95.6	190,544,143	97.6
	退職	0	0	0	163	163	36.1	1,261,498	27.2
	合計	43	1	787	18,007	18,794	94.3	191,805,641	96.0
元	一般	28	1	715	16,694	17,409	93.4	174,035,575	91.3
	退職	1	0	0	36	36	22.1	162,049	12.8
	合計	29	1	715	16,730	17,445	92.8	174,197,624	90.8

(2)療養費 費用額構成割合の推移

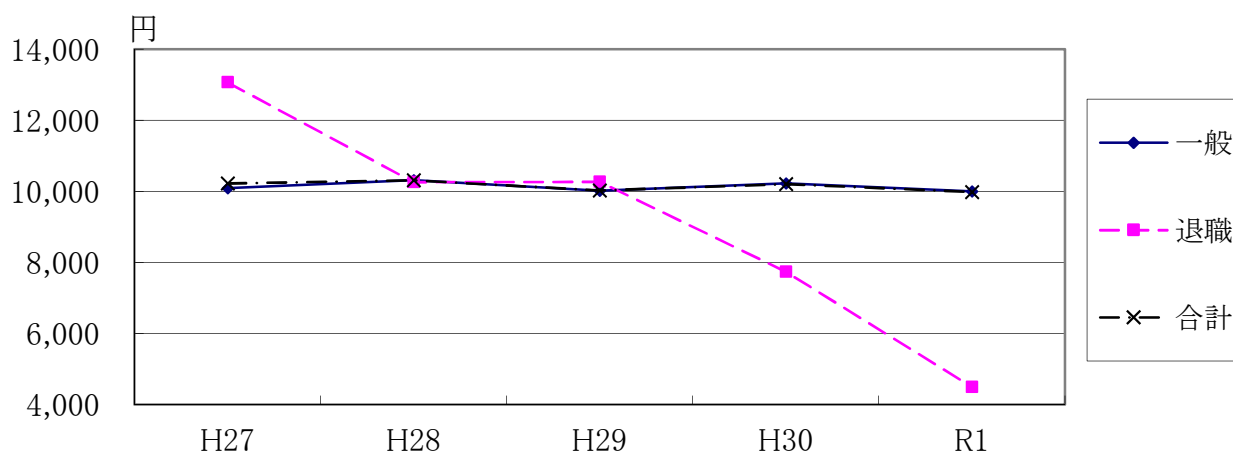


(3)療養費 1件当たり費用額

(単位:円)

	一 般	退 職	合 計
27年度	10,095	13,068	10,223
28年度	10,318	10,263	10,316
29年度	10,021	10,273	10,027
30年度	10,227	7,739	10,206
元年度	9,997	4,501	9,986

(4)療養費 1件当たり費用額の推移

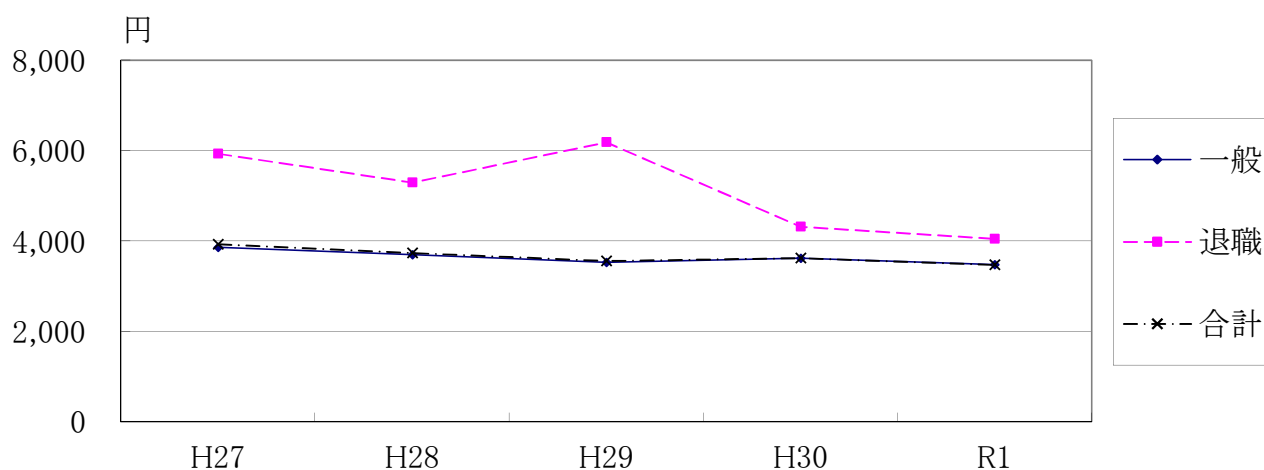


(5)療養費 1人当たり費用額

(単位:円)

	一 般	退 職	合 計
27年度	3,854	5,931	3,930
28年度	3,697	5,296	3,736
29年度	3,522	6,186	3,557
30年度	3,617	4,320	3,621
元年度	3,471	4,051	3,472

(6)療養費 1人当たり費用額の推移

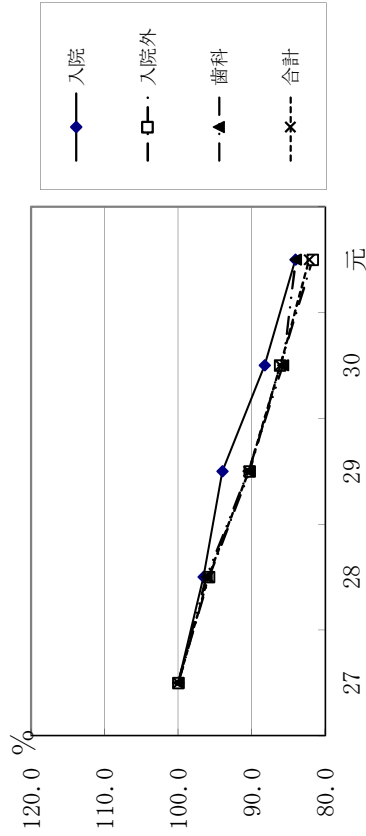


13 年度別診療費の推移

○ 全体(一般・退職の計)
 件数 (単位:件)

年度	入院	入院外	歯科	合計
27	12,734	498,083	114,052	624,869
28	12,294	477,186	109,690	599,170
29	11,969	449,752	103,178	564,899
30	11,238	429,035	97,822	538,095
元	10,702	406,985	95,825	513,512

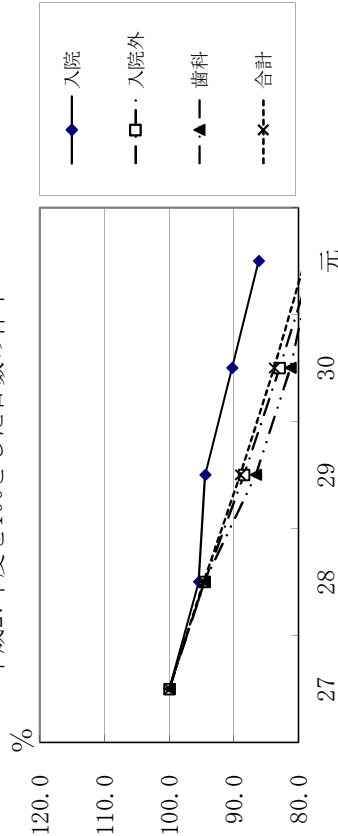
平成27年度を100とした件数の伸率



日数 (単位:日)

年度	入院	入院外	歯科	合計
27	187,006	815,727	217,953	1,220,686
28	178,483	771,350	206,204	1,156,037
29	176,613	721,497	188,783	1,086,893
30	168,847	676,753	177,131	1,022,731
元	161,181	634,331	169,472	964,984

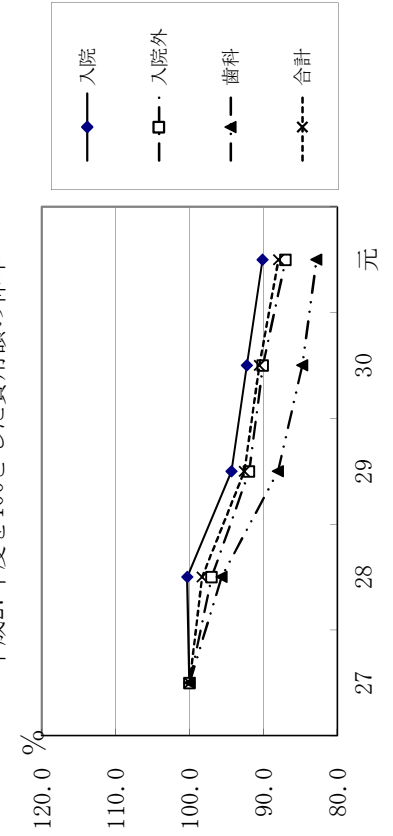
平成27年度を100とした日数の伸率



費用額 (単位:円)

年度	入院	入院外	歯科	合計
27	6,791,281,213	7,286,452,902	1,452,681,806	15,530,415,921
28	6,811,315,677	7,067,158,676	1,389,545,194	15,268,019,547
29	6,404,006,487	6,697,647,122	1,278,727,630	14,380,381,239
30	6,264,221,156	6,563,624,757	1,231,014,140	14,058,860,053
元	6,119,222,124	6,338,709,641	1,203,021,700	13,660,953,465

平成27年度を100とした費用額の伸率



○ 一般

件数 (単位:件)

年度	入院	入院外	歯科	合計
27	12,283	477,140	109,372	598,795
28	12,010	464,470	106,639	583,119
29	11,809	443,281	101,631	556,721
30	11,201	426,479	97,141	534,821
元	10,694	406,586	95,730	513,010

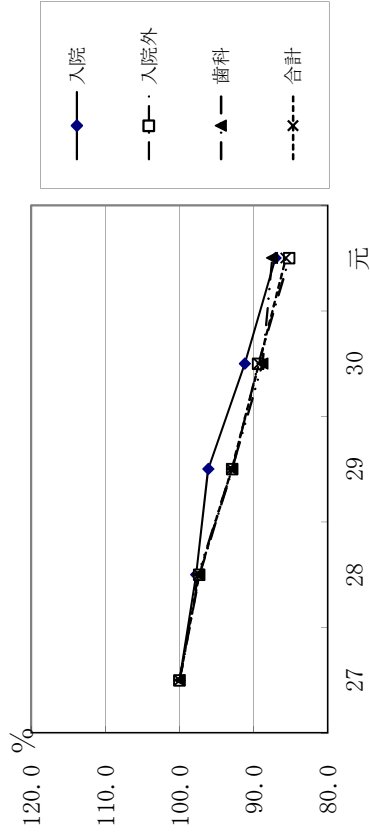
日数 (単位:日)

年度	入院	入院外	歯科	合計
27	181,769	783,253	208,913	1,173,935
28	174,505	751,827	200,373	1,126,705
29	174,174	711,697	185,791	1,071,662
30	168,331	672,899	175,883	1,017,113
元	161,071	633,725	169,307	964,103

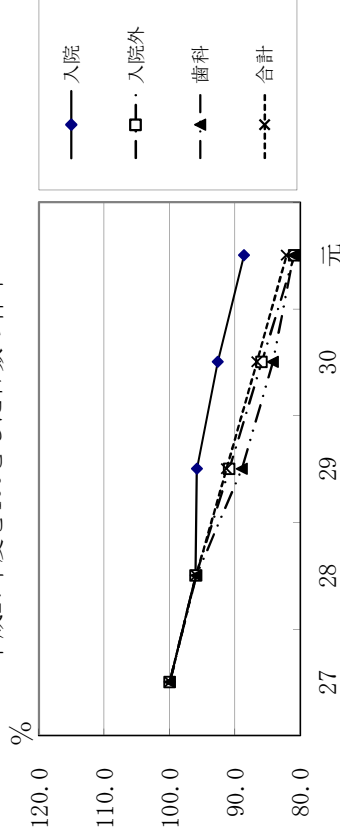
費用額 (単位:円)

年度	入院	入院外	歯科	合計
27	6,542,887,471	6,976,893,189	1,391,913,916	14,911,694,576
28	6,599,873,257	6,869,821,306	1,351,360,934	14,821,055,497
29	6,321,736,147	6,594,090,092	1,259,168,740	14,174,994,979
30	6,248,541,426	6,513,318,557	1,222,414,020	13,984,274,003
元	6,114,301,034	6,330,099,631	1,201,744,060	13,646,144,725

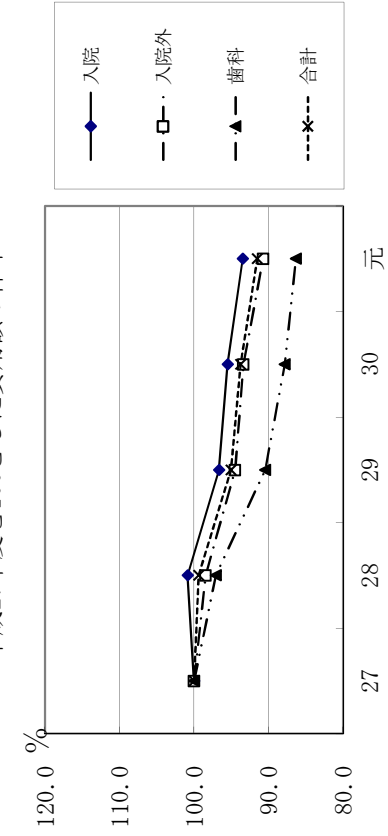
平成27年度を100とした件数の伸率



平成27年度を100とした日数の伸率



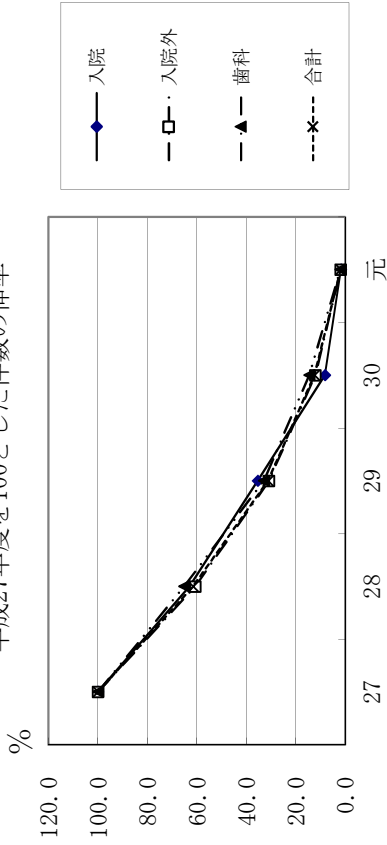
平成27年度を100とした費用額の伸率



○ 退職(平成20年4月診療分から対象年齢65歳未満)
件数 (単位:件)

年度	入院	入院外	歯科	合計
27	451	20,943	4,680	26,074
28	284	12,716	3,051	16,051
29	160	6,471	1,547	8,178
30	37	2,556	681	3,274
元	8	399	95	502

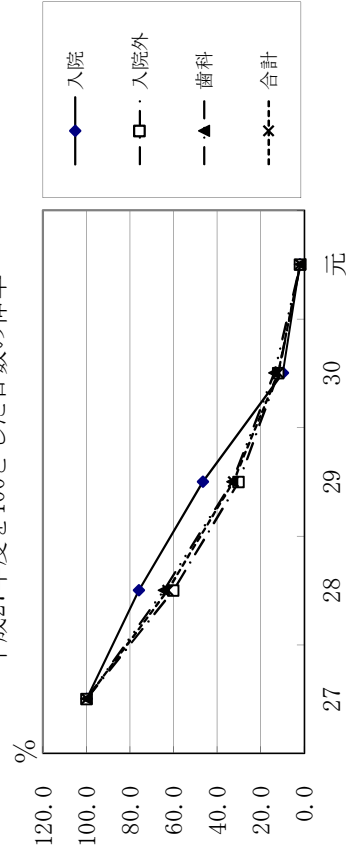
平成27年度を100とした件数の伸率



(単位:日)

年度	入院	入院外	歯科	合計
27	5,237	32,474	9,040	46,751
28	3,978	19,523	5,831	29,332
29	2,439	9,800	2,992	15,231
30	516	3,854	1,248	5,618
元	110	606	165	881

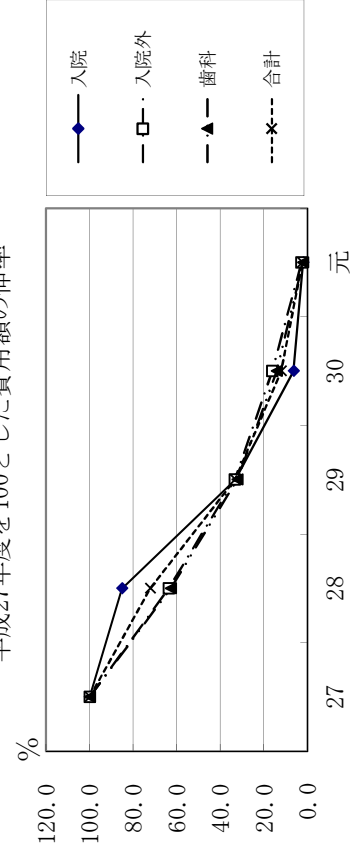
平成27年度を100とした日数の伸率



(単位:円)

年度	入院	入院外	歯科	合計
27	248,393,742	309,559,713	60,767,890	618,721,345
28	211,442,420	197,337,370	38,184,260	446,964,050
29	82,270,340	103,557,030	19,558,890	205,386,260
30	15,679,730	50,306,200	8,600,120	74,586,050
元	4,921,090	8,610,010	1,277,640	14,808,740

平成27年度を100とした費用額の伸率



14 年度別診療費諸率の推移(全体:一般・退職の計)

年度	区分	受診率				1件当たりの日数			
		入院	入院外	歯科	計	入院	入院外	歯科	計
27	総数	20.75	811.55	185.83	1,018.13	14.69	1.64	1.91	1.95
	前期高齢	30.01	1,146.29	241.83	1,418.13	13.57	1.70	1.95	1.99
	前期一般	37.93	1,347.21	266.85	1,652.00	14.36	1.76	1.96	2.08
	前期現役	26.52	1,201.93	271.78	1,500.23	9.81	1.69	1.93	1.88
	未就学児	18.32	921.49	110.74	1,050.55	7.89	1.46	1.49	1.58
28	総数	21.38	829.67	190.72	1,041.76	14.52	1.62	1.88	1.93
	前期高齢	30.81	1,154.29	247.00	1,432.10	13.27	1.67	1.91	1.96
	前期一般	36.00	1,309.07	263.39	1,608.47	13.66	1.72	1.93	2.03
	前期現役	29.73	1,180.90	255.11	1,465.75	11.71	1.63	1.90	1.88
	未就学児	16.05	927.46	119.32	1,062.83	6.90	1.45	1.51	1.54
29	総数	21.30	800.46	183.63	1,005.39	14.76	1.60	1.83	1.92
	前期高齢	29.25	1,120.63	241.41	1,391.29	13.37	1.64	1.85	1.92
	前期一般	35.25	1,266.54	259.82	1,561.61	13.57	1.68	1.85	1.97
	前期現役	31.60	1,158.77	267.98	1,458.35	11.30	1.56	1.80	1.81
	未就学児	15.74	912.43	118.74	1,046.91	6.68	1.43	1.44	1.51
30	総数	22.03	841.13	191.78	1,054.94	15.02	1.58	1.81	1.90
	前期高齢	29.56	1,149.21	245.80	1,424.57	13.47	1.61	1.83	1.89
	前期一般	32.64	1,223.62	253.85	1,510.12	13.85	1.63	1.83	1.93
	前期現役	28.64	1,191.18	265.05	1,484.87	10.26	1.52	1.82	1.75
	未就学児	16.59	874.92	111.10	1,002.62	7.08	1.40	1.43	1.50
元	総数	21.93	833.93	196.35	1,052.21	15.06	1.56	1.77	1.88
	前期高齢	29.29	1,136.25	253.21	1,418.75	13.49	1.58	1.79	1.86
	前期一般	32.22	1,187.08	256.85	1,476.16	13.77	1.61	1.80	1.91
	前期現役	26.40	1,140.19	253.03	1,419.62	9.58	1.46	1.78	1.67
	未就学児	14.51	833.44	119.13	967.08	7.86	1.40	1.42	1.50

※ 前期高齢、前期一般、前期現役、未就学児はそれぞれ総数の再掲。

年度	区分	1件当たり費用額				1人当たり費用額			
		入院	入院外	歯科	計	入院	入院外	歯科	計
27	総数	533,319	14,629	12,737	24,854	110,654	118,722	23,669	253,046
	前期高齢	578,597	15,453	12,896	26,935	173,647	177,135	31,186	381,968
	前期一般	591,178	15,444	13,202	28,302	224,263	208,059	35,229	467,551
	前期現役	584,513	14,628	12,420	24,303	155,029	175,822	33,754	364,605
	未就学児	478,915	9,024	10,456	17,370	87,744	83,154	11,579	182,477
28	総数	554,036	14,810	12,668	25,482	118,427	122,875	24,160	265,462
	前期高齢	590,584	15,569	12,820	27,465	181,940	179,714	31,666	393,320
	前期一般	577,495	15,638	13,269	27,825	207,903	204,707	34,949	447,559
	前期現役	625,800	14,739	12,532	26,750	186,063	174,053	31,971	392,087
	未就学児	362,988	8,636	10,278	14,172	58,262	80,093	12,265	150,620
29	総数	535,049	14,892	12,393	25,457	113,977	119,203	22,758	255,938
	前期高齢	569,725	15,617	12,458	26,717	166,626	175,013	30,074	371,713
	前期一般	566,431	15,716	12,580	27,624	199,641	199,048	32,685	431,374
	前期現役	572,412	14,343	11,663	25,945	180,911	166,203	31,254	378,367
	未就学児	419,230	8,530	10,215	14,894	65,969	77,832	12,129	155,930
30	総数	557,414	15,299	12,584	26,127	122,811	128,681	24,134	275,626
	前期高齢	596,571	16,083	12,618	27,529	176,327	184,825	31,015	392,167
	前期一般	579,488	16,213	12,810	27,817	189,158	198,391	32,519	420,068
	前期現役	599,143	15,239	11,911	25,907	171,599	181,518	31,570	384,687
	未就学児	440,996	8,112	10,743	15,568	73,178	70,972	11,936	156,087
元	総数	571,783	15,575	12,554	26,603	125,386	129,884	24,651	279,920
	前期高齢	601,002	16,132	12,621	27,580	176,022	183,304	31,958	391,285
	前期一般	602,316	16,385	13,006	28,588	194,093	194,504	33,407	422,004
	前期現役	552,300	15,028	12,248	24,522	145,783	171,350	30,992	348,125
	未就学児	565,104	8,234	10,463	16,865	82,007	68,626	12,464	163,097

15 年度別診療費諸率の推移(一般)

年度	区分	受診率				1件当たりの日数			
		入院	入院外	歯科	計	入院	入院外	歯科	計
27	総数	20.64	801.96	183.83	1,006.43	14.80	1.64	1.91	1.96
	前期高齢	30.01	1,146.29	241.83	1,418.13	13.57	1.70	1.95	1.99
	前期一般	37.93	1,347.21	266.85	1,652.00	14.36	1.76	1.96	2.08
	前期現役	26.52	1,201.93	271.78	1,500.23	9.81	1.69	1.93	1.88
	未就学児	18.34	921.94	110.75	1,051.03	7.89	1.46	1.49	1.58
28	総数	21.26	822.25	188.78	1,032.29	14.53	1.62	1.88	1.93
	前期高齢	30.81	1,154.29	247.00	1,432.10	13.27	1.67	1.91	1.96
	前期一般	36.00	1,309.07	263.39	1,608.47	13.66	1.72	1.93	2.03
	前期現役	29.73	1,180.90	255.11	1,465.75	11.71	1.63	1.90	1.88
	未就学児	16.05	927.30	119.32	1,062.67	6.90	1.45	1.51	1.54
29	総数	21.30	799.60	183.32	1,004.2	14.75	1.61	1.83	1.92
	前期高齢	29.25	1,120.63	241.41	1,391.29	13.37	1.64	1.85	1.92
	前期一般	35.24	1,266.54	259.82	1,561.61	13.57	1.68	1.85	1.97
	前期現役	31.60	1,158.77	267.98	1,458.35	11.30	1.56	1.80	1.81
	未就学児	15.74	912.43	118.74	1,046.91	6.68	1.43	1.44	1.51
30	総数	21.99	837.45	190.75	1,050.19	15.03	1.58	1.81	1.90
	前期高齢	29.56	1,149.21	245.80	1,424.57	13.47	1.61	1.83	1.89
	前期一般	32.64	1,223.62	253.85	1,510.12	13.85	1.63	1.83	1.93
	前期現役	28.64	1,191.18	265.05	1,484.87	10.26	1.52	1.82	1.75
	未就学児	16.59	874.92	111.10	1,002.62	7.08	1.40	1.43	1.50
元	総数	21.91	833.20	196.18	1,051.29	15.06	1.56	1.77	1.88
	前期高齢	29.29	1,136.25	253.21	1,418.75	13.49	1.58	1.79	1.86
	前期一般	32.22	1,187.08	256.85	1,476.16	13.77	1.61	1.80	1.91
	前期現役	26.40	1,140.19	253.03	1,419.62	9.58	1.46	1.78	1.67
	未就学児	14.51	833.44	119.13	967.08	7.86	1.40	1.42	1.50

※ 前期高齢、前期一般、前期現役、未就学児はそれぞれ総数の再掲

年度	区分	1件当たり費用額				1人当たり費用額			
		入院	入院外	歯科	計	入院	入院外	歯科	計
27	総数	532,678	14,622	12,726	24,903	109,970	117,265	23,395	250,629
	前期高齢	578,597	15,453	12,896	26,935	173,647	177,135	31,186	381,968
	前期一般	591,178	15,444	13,202	28,302	224,263	208,059	35,229	467,551
	前期現役	584,513	14,628	12,420	24,303	155,029	175,822	33,754	364,605
	未就学児	478,915	9,025	10,454	17,374	87,828	83,205	11,578	182,611
28	総数	549,531	14,791	12,672	25,417	116,837	121,616	23,923	262,375
	前期高齢	590,584	15,569	12,820	27,465	181,940	179,714	31,666	393,320
	前期一般	577,495	15,638	13,269	27,825	207,903	204,707	34,949	447,559
	前期現役	625,800	14,739	12,532	26,750	186,063	174,053	31,971	392,087
	未就学児	362,988	8,636	10,278	14,173	58,262	80,083	12,265	150,609
29	総数	535,332	14,876	12,390	25,462	114,033	118,945	22,713	255,691
	前期高齢	569,725	15,617	12,458	26,717	166,626	175,013	30,074	371,713
	前期一般	566,431	15,716	12,580	27,624	199,641	199,048	32,685	431,374
	前期現役	572,412	14,334	11,663	25,945	180,911	166,203	31,254	378,367
	未就学児	419,230	8,530	10,215	14,894	65,969	7,778	12,129	155,930
30	総数	557,856	15,272	12,584	26,148	122,698	127,898	24,004	274,600
	前期高齢	596,571	16,083	12,618	27,529	176,327	184,825	31,015	392,167
	前期一般	579,488	16,213	12,810	27,817	189,158	198,391	32,519	420,068
	前期現役	599,143	15,239	11,911	25,907	171,599	181,518	31,570	384,687
	未就学児	440,996	8,112	10,743	15,568	73,178	70,972	11,936	156,087
元	総数	571,751	15,569	12,553	26,600	125,298	129,720	24,627	279,646
	前期高齢	601,002	16,132	12,621	27,580	176,022	183,304	31,958	391,285
	前期一般	602,316	16,385	13,006	28,588	194,093	194,504	33,407	422,004
	前期現役	552,300	15,028	12,248	24,522	145,783	171,350	30,992	348,125
	未就学児	565,104	8,234	10,463	16,865	82,007	68,626	12,464	163,097

16 年度別診療費諸率の推移(退職)

年度	区分	受診率				1件当たりの日数			
		入院	入院外	歯科	計	入院	入院外	歯科	計
27	総数	24.03	1,115.77	249.33	1,389.13	11.61	1.55	1.93	1.79
	未就学児	0.00	450.00	100.00	550.00	0.00	0.64	0.67	0.65
28	総数	27.65	1,238.17	297.08	1,562.90	14.01	1.54	1.91	1.83
	未就学児	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	1.00
29	総数	21.36	863.95	206.54	1,091.86	15.24	1.51	1.93	1.86
	未就学児	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
30	総数	45.68	3,155.56	840.74	4,041.98	13.95	1.51	1.83	1.72
	未就学児	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
元	総数	160.00	7,980.00	1,900.00	10,040.00	13.75	1.52	1.74	1.75
	未就学児	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
年度	区分	1件当たり費用額				1人当たり費用額			
		入院	入院外	歯科	計	入院	入院外	歯科	計
27	総数	550,762	14,781	12,985	23,729	132,336	164,923	32,375	329,633
	未就学児	0	6,696	12,775	7,801	0	30,130	12,775	42,905
28	総数	744,516	15,519	12,515	27,846	205,884	192,149	37,180	435,213
	未就学児	0	6,690	0	6,690	0	0	0	0
29	総数	514,190	16,003	12,643	25,114	109,840	138,260	26,113	274,214
	未就学児	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
30	総数	423,776	19,682	12,629	22,781	193,577	621,064	106,174	920,815
	未就学児	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
元	総数	615,136	21,579	13,449	29,499	984,218	1,722,002	255,528	2,961,748
	未就学児	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

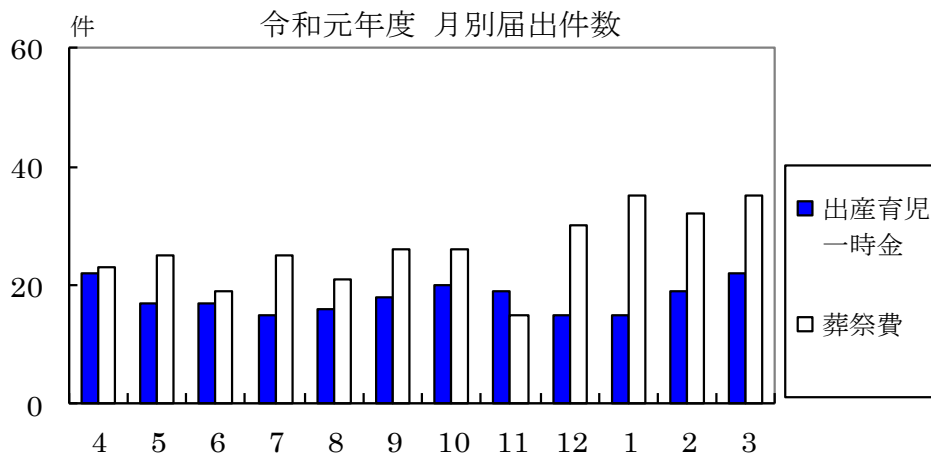
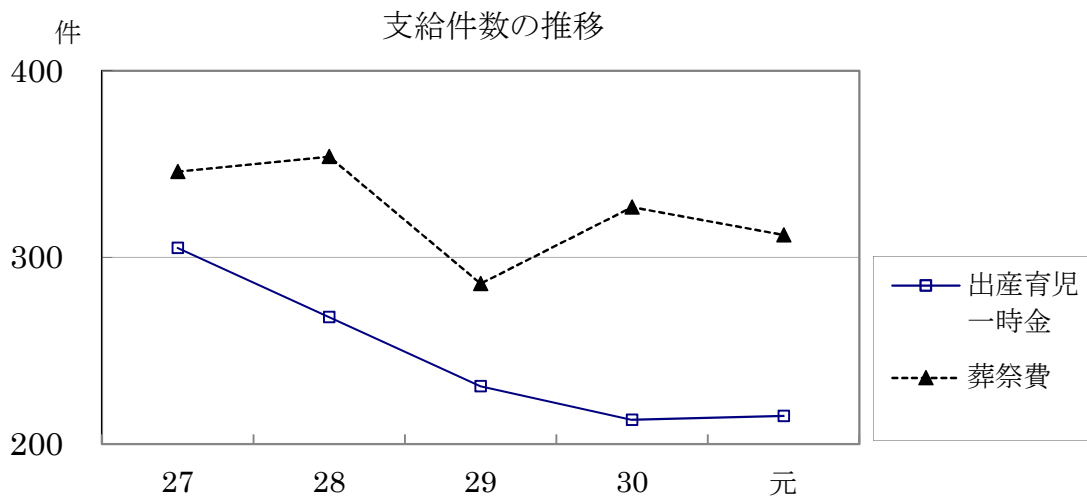
※ 未就学児は総数の再掲

17 任意給付の状況

- 出産育児一時金 1件当たり 420,000円
 ○ 葬祭費 1件当たり 50,000円
- 〔平成18年9月までは300,000円
 平成20年12月までは350,000円
 平成21年9月までは380,000円〕
 (平成18年9月までは80,000円)

(単位:件、円)

年度	出産育児一時金				支給総額	葬祭費	
	件数					件数	支給総額
	償還払	委任払	直接払	計			
27	13	3	289	305	128,490,986	346	17,300,000
28	20	1	247	268	114,144,245	354	17,700,000
29	13	1	217	231	97,516,570	286	14,300,000
30	11	0	202	213	89,217,486	327	16,350,000
元	6	0	209	215	90,498,332	312	15,600,000



18 高額介護合算療養費の支給状況

年度	件数(件)	支給額(円)	内 訳		
			区分	件数(件)	支給額(円)
28	18	774,053	一般	18	774,053
			退職	0	0
29	47	2,173,478	一般	46	2,157,232
			退職	1	16,246
30	20	516,203	一般	20	516,203
			退職	0	0
元	31	1,145,591	一般	31	1,145,591
			退職	0	0

19 高額療養費の支給状況

(一般＋退職) ※前期高齢・前期一般・前期現役・未就学児はそれぞれ総数の再掲。

年度	区分	件数	支給額	1件当たり 金額	前年度比	1人当たり 金額	前年度比
27	総 数	30,556	1,869,484,165	61,182	97.0	29,661	108.3
	前期高齢	22,600	1,092,243,166	48,329		45,457	
	前期一般	16,546	490,700,498	29,657		49,401	
	前期現役	755	53,633,027	71,037		39,465	
	未就学児	180	21,729,898	120,722		10,789	
28	総 数	31,118	1,954,989,320	62,825	102.7	32,760	110.4
	前期高齢	23,482	1,154,491,663	49,165		48,486	
	前期一般	16,566	487,644,472	29,436		50,164	
	前期現役	1,511	69,723,190	46,144		56,548	
	未就学児	126	16,173,199	128,359		8,691	
29	総 数	30,254	1,796,342,159	59,375	94.5	31,971	97.6
	前期高齢	22,873	1,057,199,335	46,220		45,430	
	前期一般	17,157	473,356,390	27,590		47,303	
	前期現役	671	57,238,777	85,304		47,110	
	未就学児	158	14,882,589	94,194		8,938	
30	総 数	28,263	1,809,606,933	64,027	107.8	34,165	106.9
	前期高齢	21,238	1,081,732,572	50,934		47,788	
	前期一般	15,781	493,156,283	31,250		46,918	
	前期現役	610	55,798,313	91,473		44,355	
	未就学児	133	14,271,223	107,302		9,309	
元	総 数	30,893	1,788,032,253	57,878	90.4	35,635	104.3
	前期高齢	23,821	1,046,899,606	43,949		47,922	
	前期一般	18,786	538,254,174	28,652		49,645	
	前期現役	473	41,278,236	87,269		33,451	
	未就学児	101	13,407,987	132,752		9,158	

(一般) ※ 前期高齢・前期一般・前期現役・未就学児はそれぞれ総数の再掲。

年度	区分	件数	支給額	1件当たり 金額	前年度比	1人当たり 金額	前年度比
27	総数	29,773	1,793,251,357	60,231	98.1	29,503	109.1
	前期高齢	22,600	1,092,243,166	48,329		45,457	
	前期一般	16,546	490,700,498	29,657		49,401	
	前期現役	755	53,633,027	71,037		39,465	
	未就学児	180	21,729,898	120,722		10,795	
28	総数	30,485	1,884,811,409	61,828	102.7	32,337	109.6
	前期高齢	23,482	1,154,491,663	49,165		48,486	
	前期一般	16,566	487,644,472	29,436		50,164	
	前期現役	1,511	69,723,190	46,144		56,548	
	未就学児	126	16,173,199	128,359		8,695	
29	総数	29,912	1,765,045,606	59,008	95.4	31,838	98.5
	前期高齢	22,873	1,057,199,335	46,220		45,430	
	前期一般	17,157	473,356,390	27,590		47,303	
	前期現役	671	57,238,777	85,304		47,110	
	未就学児	158	14,882,589	94,194		8,938	
30	総数	28,130	1,798,685,315	63,942	108.4	34,147	107.3
	前期高齢	21,238	1,081,732,572	50,934		47,788	
	前期一般	15,781	493,156,283	31,250		46,918	
	前期現役	610	55,798,313	91,473		44,355	
	未就学児	133	14,271,223	107,302		9,309	
元	総数	30,863	1,785,091,191	57,839	90.5	35,605	104.3
	前期高齢	23,821	1,046,899,606	43,949		47,922	
	前期一般	18,786	538,254,174	28,652		49,645	
	前期現役	473	41,278,236	87,269		33,451	
	未就学児	101	13,407,987	132,752		9,158	

(退職) ※未就学児は総数の再掲。

年度	区分	件数	支給額	1件当たり 金額	前年度比	1人当たり 金額	前年度比
27	総数	783	76,232,808	97,360	89.5	33,957	100.3
	未就学児	0	0	0		0	
28	総数	633	70,177,911	110,866	113.9	50,488	148.7
	未就学児	0	0	0		0	
29	総数	342	31,296,553	91,510	82.5	41,784	82.8
	未就学児	0	0	0		0	
30	総数	133	10,921,618	82,117	89.7	37,403	89.5
	未就学児	0	0	0		0	
元	総数	30	2,941,062	98,035	119.4	73,527	196.6
	未就学児	0	0	0		0	

20 高額療養費の内容別支給状況

※前期高齢・前期一般・前期現役・未就学児は、それぞれ一般・退職者の再掲。

年度	区分	合 算 分					
		多数該当分			そ の 他		
		件数	支給額	1件当たり 支給額	件数	支給額	1件当たり 支給額
27	一 般	1,980	79,991,286	40,400	7,781	117,842,235	15,145
	前期高齢	1,252	39,554,765	31,593	7,284	89,036,166	12,224
	前期一般	600	6,632,622	11,054	6,633	61,016,651	9,199
	前期現役	84	2,120,789	25,247	227	4,377,891	19,286
	未就学児	20	1,630,652	81,533	24	1,122,568	46,774
	退職者	98	3,792,764	38,702	57	2,395,651	42,029
	未就学児	0	0	0	0	0	0
計	2,078	83,784,050	40,320	7,838	120,237,886	15,340	
28	一 般	1,666	70,705,936	42,441	9,085	123,392,051	13,582
	前期高齢	1,008	34,258,311	33,986	8,666	97,322,818	11,230
	前期一般	398	5,294,351	13,302	7,266	64,096,568	8,821
	前期現役	86	1,630,288	18,957	991	12,009,459	12,119
	未就学児	15	1,188,835	79,256	18	2,747,681	152,649
	退職者	111	4,159,298	37,471	33	1,955,102	59,246
	未就学児	0	0	0	0	0	0
計	1,777	74,865,234	42,130	9,118	125,347,153	13,747	
29	一 般	1,087	45,699,779	42,042	10,199	131,770,211	12,920
	前期高齢	614	23,472,423	38,229	9,729	104,343,190	10,725
	前期一般	190	6,948,153	36,569	8,995	75,626,951	8,408
	前期現役	6	703,719	117,287	240	5,783,641	24,099
	未就学児	9	931,639	103,515	15	3,075,361	205,024
	退職者	46	3,140,433	68,270	23	1,113,872	48,429
	未就学児	0	0	0	0	0	0
計	1,133	48,840,212	110,312	10,222	132,884,083	61,349	
30	一 般	1,797	77,837,303	43,315	8,856	129,350,572	14,606
	前期高齢	1,219	45,161,761	37,048	8,582	106,974,801	12,465
	前期一般	636	14,749,073	23,190	8,089	81,522,964	10,078
	前期現役	85	4,380,366	51,534	178	4,116,050	23,124
	未就学児	9	571,586	63,510	17	1,986,183	116,834
	退職者	11	575,752	52,341	9	378,370	42,041
	未就学児	0	0	0	0	0	0
計	1,808	78,413,055	43,370	8,865	129,728,942	14,634	
元	一 般	2,645	83,501,892	31,570	11,060	125,127,267	11,313
	前期高齢	1,993	50,041,486	25,109	10,725	106,126,802	9,895
	前期一般	1,375	24,565,471	17,866	10,283	84,289,899	8,197
	前期現役	72	3,706,010	51,472	136	7,251,858	53,322
	未就学児	4	392,416	98,104	13	2,135,787	164,291
	退職者	1	37,339	37,339	0	0	0
	未就学児	0	0	0	0	0	0
計	2,646	83,539,231	31,572	11,060	125,127,267	11,313	

※前期高齢・前期一般・前期現役・未就学児は、それぞれ一般・退職者の再掲。

年度	区分	単 独 分					
		多数該当分			長期疾病分		
		件数	支給額	1件当たり 支給額	件数	支給額	1件当たり 支給額
27	一 般	2,642	226,889,927	85,878	4,292	330,787,897	77,071
	前期高齢	998	90,749,068	90,931	2,662	195,512,730	73,446
	前期一般	34	1,402,795	41,259	1,152	72,298,213	62,759
	前期現役	16	1,581,416	98,839	85	6,902,282	81,203
	未就学児	26	4,849,978	186,538	0	0	0
	退職者	154	15,064,590	97,822	123	9,171,579	74,566
	未就学児	0	0	0	0	0	0
計	2,796	241,954,517	86,536	4,415	339,959,476	77,001	
28	一 般	2,769	244,804,272	88,409	4,041	307,971,987	76,212
	前期高齢	1,165	109,989,796	94,412	2,471	180,352,695	72,988
	前期一般	71	2,649,166	37,312	1,103	67,731,705	61,407
	前期現役	46	6,033,348	131,160	76	7,021,567	92,389
	未就学児	9	853,676	94,853	0	0	0
	退職者	125	10,175,687	81,405	160	12,135,526	75,847
	未就学児	0	0	0	0	0	0
計	2,894	254,979,959	88,106	4,201	320,107,513	76,198	
29	一 般	2,792	267,637,932	95,859	3,927	296,889,862	75,602
	前期高齢	1,182	116,142,574	98,259	2,335	168,066,484	71,977
	前期一般	176	13,372,601	75,981	1,062	66,492,221	62,610
	前期現役	33	6,836,421	207,164	69	4,629,728	67,098
	未就学児	22	1,966,601	89,391	0	0	0
	退職者	79	8,579,449	108,601	96	6,878,796	71,654
	未就学児	0	0	0	0	0	0
計	2,871	276,217,381	204,460	4,023	303,768,658	147,256	
30	一 般	3,036	284,272,123	93,634	4,265	308,031,797	72,223
	前期高齢	1,349	123,817,541	91,785	2,549	180,222,035	70,703
	前期一般	414	26,319,664	63,574	1,151	70,183,136	60,976
	前期現役	36	7,299,428	202,762	91	7,549,769	82,964
	未就学児	23	2,745,798	119,383	0	0	0
	退職者	41	4,046,152	98,687	36	2,591,457	71,985
	未就学児	0	0	0	0	0	0
計	3,077	288,318,275	93,701	4,301	310,623,254	72,221	
元	一 般	2,902	263,899,575	90,937	4,213	314,389,965	74,624
	前期高齢	1,311	112,623,397	85,906	2,514	180,555,148	71,820
	前期一般	468	29,482,656	62,997	1,271	81,616,888	64,215
	前期現役	38	5,310,633	139,754	95	6,383,896	67,199
	未就学児	10	731,736	73,174	0	0	0
	退職者	13	2,123,116	163,317	2	170,485	85,243
	未就学児	0	0	0	0	0	0
計	2,915	266,022,691	91,260	4,215	314,560,450	74,629	

※前期高齢・前期一般・前期現役・未就学児は、それぞれ一般・退職者の再掲。

年度	区分	単 独 分						他法併用分		
		入 院 分			そ の 他			件数	支給額	1件当たり 支給額
		件数	支給額	1件当たり 支給額	件数	支給額	1件当たり 支給額			
27	一 般	5,533	807,695,203	145,978	2,548	90,756,882	35,619	4,997	139,287,927	27,874
	前期高齢	3,569	531,243,478	148,849	2,289	70,137,400	30,641	4,546	76,009,559	16,720
	前期一般	1,892	249,818,894	132,040	1,878	48,210,597	25,671	4,357	51,320,726	11,779
	前期現役	188	29,363,605	156,189	96	4,895,658	50,996	59	4,391,386	74,430
	未就学児	75	4,978,203	66,376	6	284,528	47,421	29	8,863,969	305,654
	退職者	225	35,093,299	155,970	87	6,264,879	72,010	39	4,450,046	114,104
	未就学児	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5,758	842,788,502	146,368	2,365	97,021,761	36,820	5,036	143,737,973	28,542
28	一 般	5,761	841,041,514	145,989	3,221	114,327,478	35,494	3,942	182,568,171	46,314
	前期高齢	3,849	560,637,091	145,658	2,903	89,870,237	30,958	3,420	82,060,715	23,994
	前期一般	2,010	239,317,126	119,063	2,478	62,237,904	25,116	3,240	46,317,652	14,296
	前期現役	208	35,184,520	169,156	74	5,383,922	72,756	30	2,460,086	82,003
	未就学児	57	6,341,049	111,246	1	13,426	13,426	26	5,028,532	193,405
	退職者	129	34,415,363	266,786	36	2,133,696	59,269	39	5,203,239	133,416
	未就学児	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5,890	875,456,877	148,634	3,257	116,461,174	35,757	3,981	187,771,410	47,167
29	一 般	5,579	792,424,726	142,037	3,550	117,715,201	33,159	2,778	112,907,895	40,644
	前期高齢	3,538	499,645,845	141,223	3,229	95,217,422	29,488	2,246	50,311,397	22,400
	前期一般	1,871	213,865,109	114,305	2,764	66,148,718	23,932	2,099	30,902,637	14,723
	前期現役	205	34,577,036	168,668	95	4,410,283	46,424	23	297,949	12,954
	未就学児	76	4,232,556	55,692	7	90,016	12,859	29	4,586,416	158,152
	退職者	52	7,460,300	143,467	19	1,485,515	78,185	27	2,638,188	97,711
	未就学児	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5,631	799,885,026	285,504	3,569	119,200,716	111,344	2,805	115,546,083	138,355
30	一 般	5,066	759,577,835	149,936	3,480	124,498,519	35,775	1,630	115,117,166	70,624
	前期高齢	3,204	475,833,326	148,512	3,230	109,174,883	33,800	1,105	40,548,225	36,695
	前期一般	1,781	201,605,141	113,198	2,780	78,290,543	28,162	930	20,485,762	22,028
	前期現役	143	28,593,349	199,953	57	3,596,135	63,090	20	263,216	13,161
	未就学児	67	5,261,026	78,523	1	-367,178	0	16	4,073,808	254,613
	退職者	16	1,843,952	115,247	19	1,458,372	76,756	1	27,563	27,563
	未就学児	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5,082	761,421,787	149,827	3,499	125,956,891	35,998	1,631	115,144,729	70,598
元	一 般	5,306	750,755,743	141,492	3,639	148,456,861	40,796	1,098	98,959,888	90,127
	前期高齢	3,428	454,750,060	132,658	3,300	118,458,819	35,897	550	24,343,894	44,262
	前期一般	2,069	220,302,656	106,478	2,924	86,100,712	29,446	396	11,895,892	30,040
	前期現役	109	17,789,674	163,208	10	693,224	69,322	13	142,941	10,995
	未就学児	55	5,040,929	91,653	1	-111,905	0	18	5,571,449	309,525
	退職者	9	543,653	60,406	5	66,469	13,294	0	0	0
	未就学児	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5,315	751,299,396	141,355	3,644	148,523,330	40,758	1,098	98,959,888	90,127

21 人間ドック助成の状況

- 対象
- ① 国民健康保険に加入している20歳以上の方
 - ② 国民健康保険料に未納がない世帯の方
 - ③ 神奈川県内の健診機関で受診される方

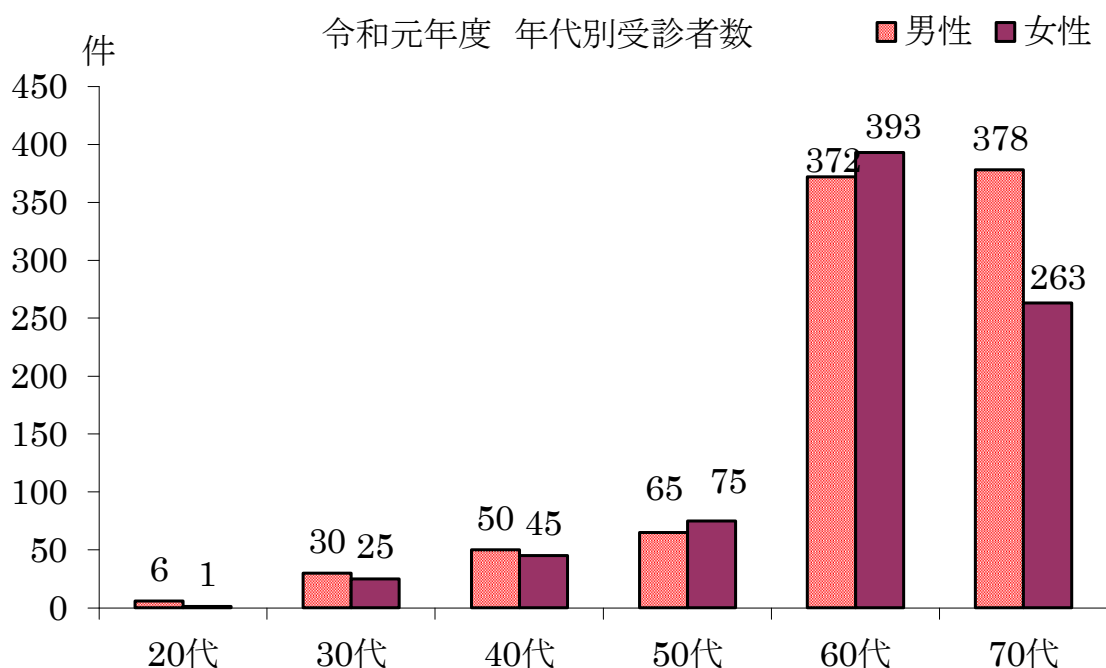
助成金額 20歳以上39歳以下25,000円、40歳以上74歳以下20,000円

(1)申請件数・助成金額の推移 (単位:件、円)

年度	申込件数	申請件数	助成金額	前年度比
27	2,111	1,992	40,170,000	101.6%
28	2,115	1,962	39,575,000	98.5%
29	1,861	1,749	35,275,000	89.1%
30	1,828	1,745	35,217,160	99.8%
元	1,816	1,703	34,370,000	97.6%

(2)令和元年度申請者の年代別内訳 (単位:人)

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
男性	6	30	50	65	372	378	901
女性	1	25	45	75	393	263	802
合計	7	55	95	140	765	641	1,703



22 特定健康診査・特定保健指導の状況

対象【国基準】

当該年度の4月1日時点、かつ、その年度1年間を通じて被保険者である40歳以上の方(実際は受診日時点で国民健康保険に加入している方も受診)。

※ただし、告示により施設入所者等は対象外となる場合あり。

(1)特定健康診査対象者数・受診者数 (単位:人、%)

年度	受診者数	対象者数	受診率	目標値
27	13,246	41,203	32.1	47.0
28	12,975	38,996	33.3	53.0
29	12,338	37,187	33.2	60.0
30	11,657	35,168	33.1	35.0
元	12,102	33,331	36.3	36.0

※人間ドック助成事業による特定健康診査項目受診者分を含む。

(2)特定保健指導対象者数・実施者数 (単位:人、%)

年度	区分	実施者数	対象者数	実施率	目標値
27	動機付け支援	200	1,332	16.5	43.0
	積極的支援	20			
28	動機付け支援	166	1,337	13.3	52.0
	積極的支援	12			
29	動機付け支援	161	1,342	13.7	60.0
	積極的支援	23			
30	動機付け支援	167	1,164	15.6	18.0
	積極的支援	15			
元	動機付け支援	67	1,229	6.3	19.0
	積極的支援	10			

(3)令和元年度特定健康診査相当項目受診者の年代別内訳 (単位:人)

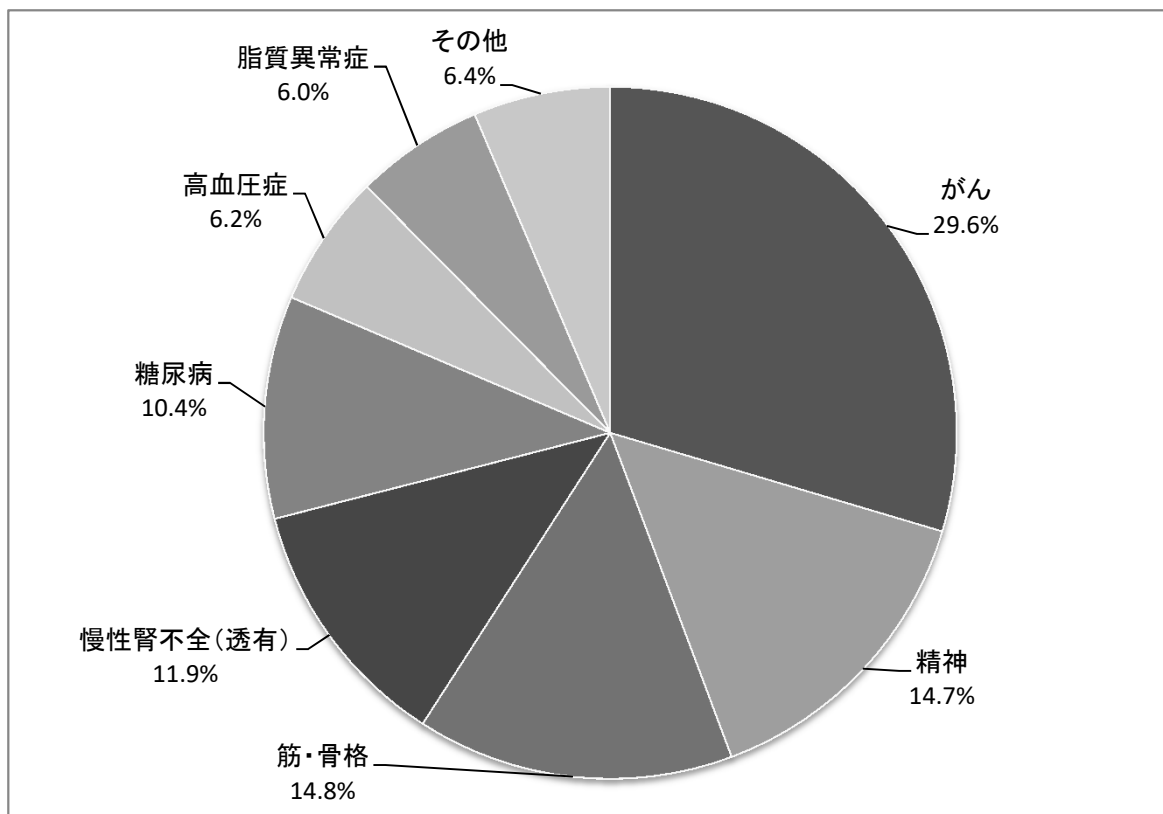
	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	合計
男性	138	189	208	171	363	1,292	2,573	4,934
女性	118	207	237	329	713	2,061	3,503	7,168
合計	256	396	445	500	1,076	3,353	6,076	12,102

※人間ドック助成事業による特定健康診査項目受診者分を含む。

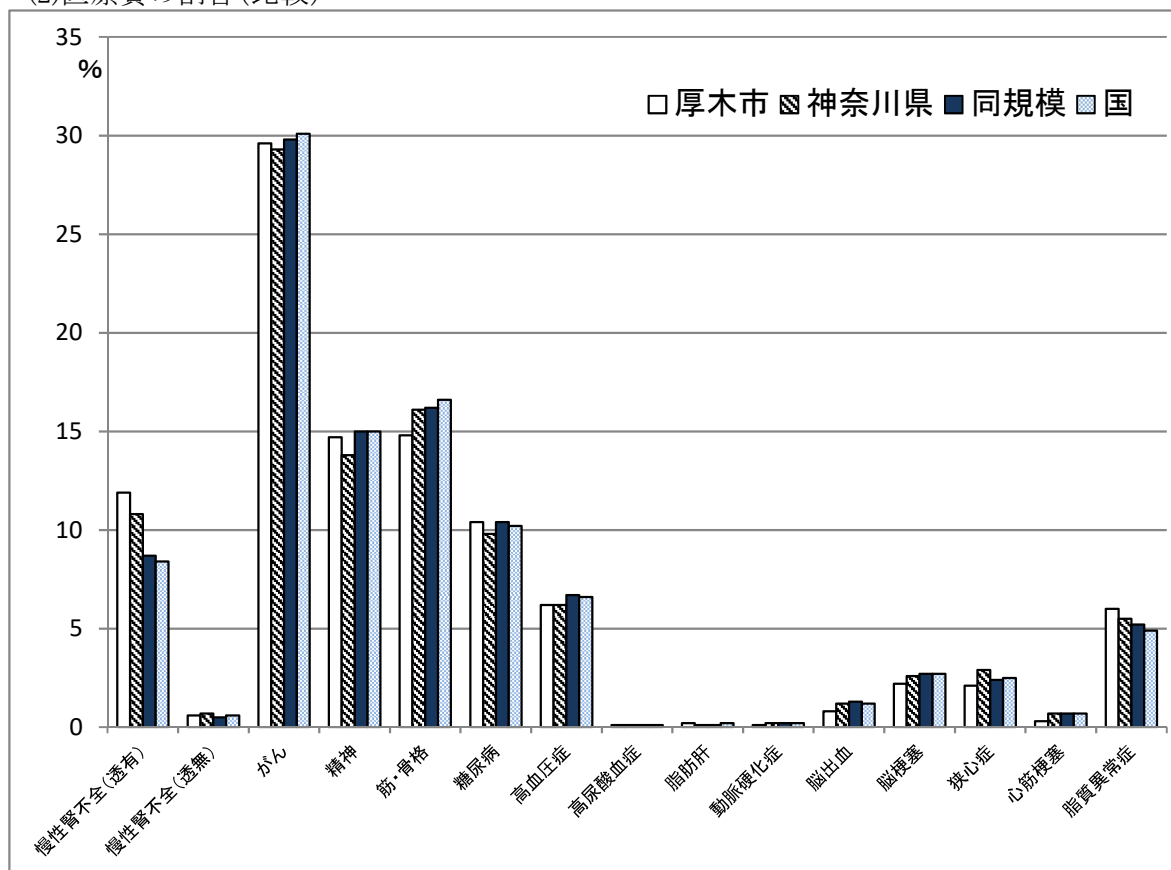
23 疾病の状況

※数値については国保データベースシステム(R1年度累計)

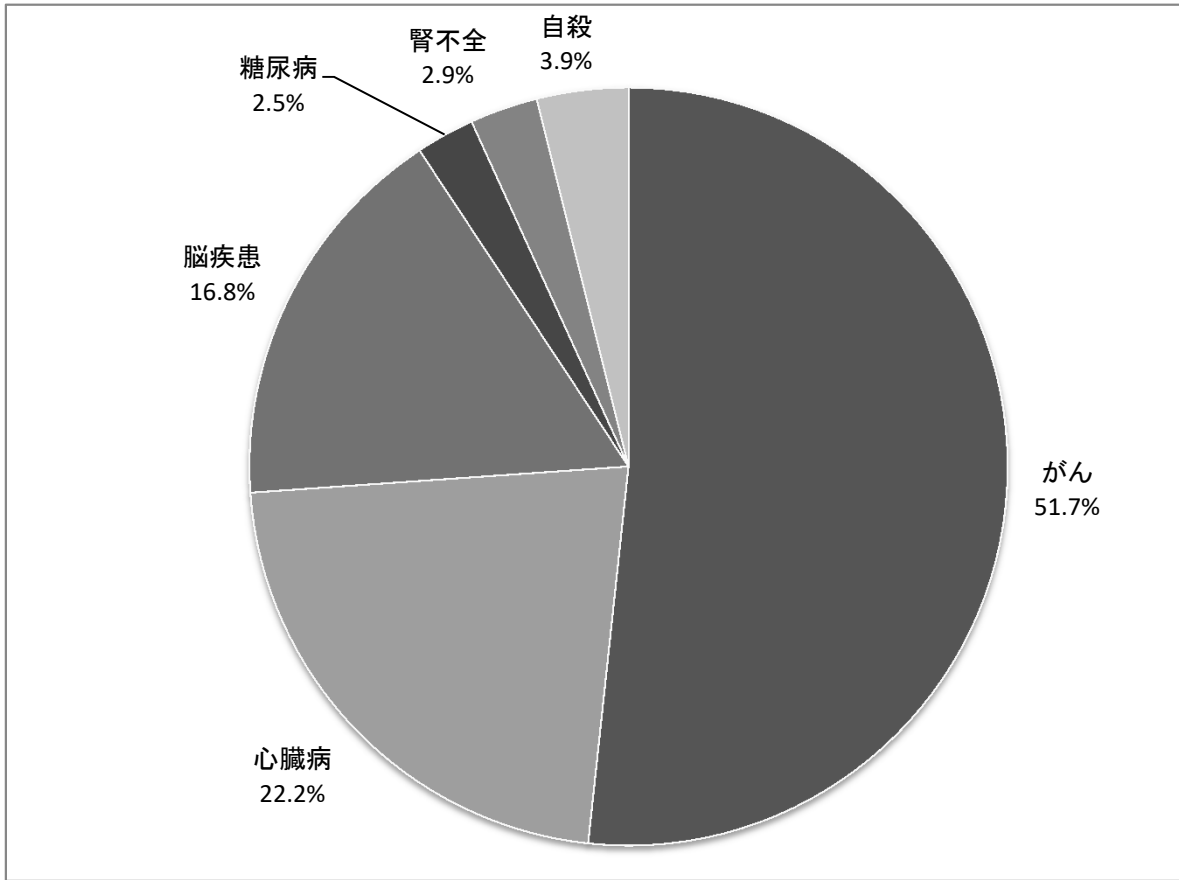
(1)厚木市の医療費の割合



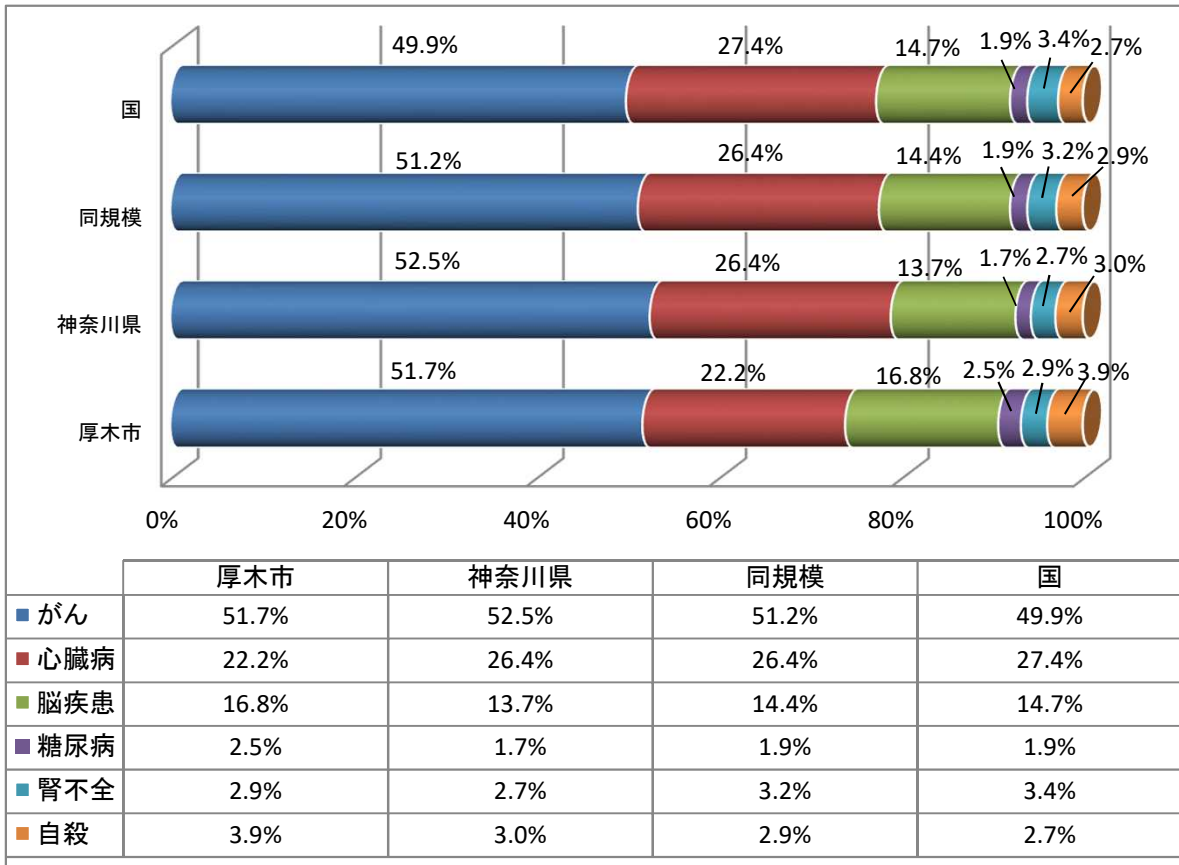
(2)医療費の割合(比較)



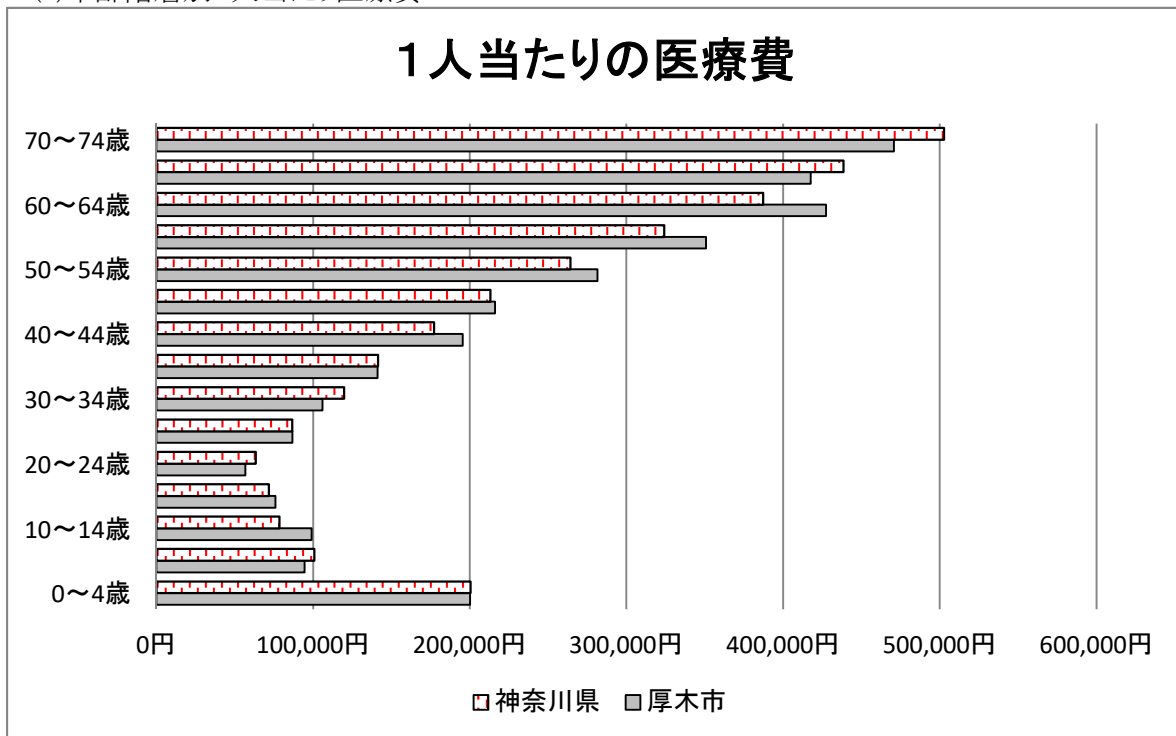
(3)厚木市の死因割合



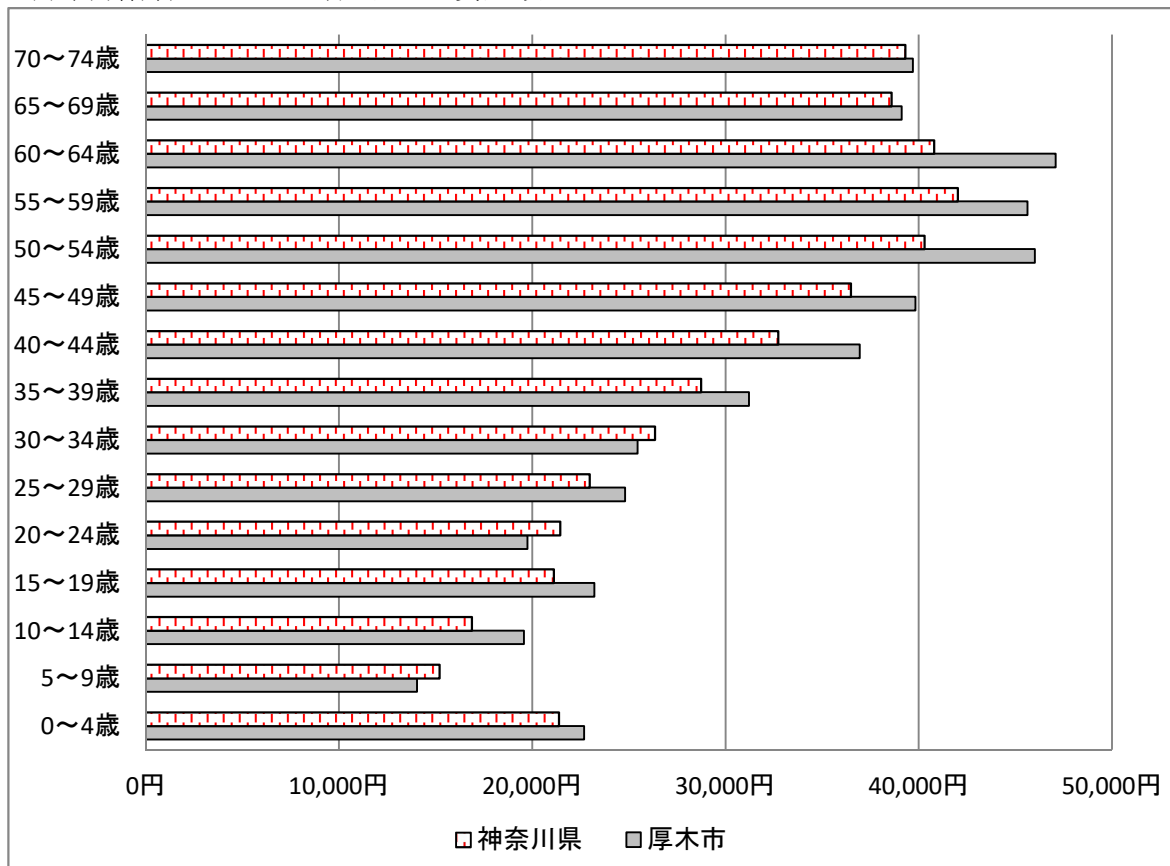
(4)死因割合(比較)



(5)年齢階層別1人当たり医療費



(6)年齢階層別レセプト1件当たりの費用額



事業年報



市の花 さつき

様式 1 3

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A表
（平成31年度）

都道府県名	神奈川県				
保険者名	厚木市				
都道府県・保険者番号	1	4	-	0	1 3

事業開始年月日	
---------	--

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	420,000円	50,000円	0円	0円	0円

		本年度末現在				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	31,359					
被保険者数	総数	48,803	1,516	21,408	11,032	1,254
	退職被保険者等	5	0			
	一般被保険者	48,798	1,516	21,408	11,032	1,254

		年度平均				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	31,918					
被保険者数	総数	50,176	1,464	21,846	10,842	1,234
	退職被保険者等	40	0			
	一般被保険者	50,136	1,464	21,846	10,842	1,234

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	14,824	15,383
介護保険第2号世帯数	12,759	13,159

	年度平均
標準負担額の減額状況	792

	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	2,959	2,651
特定継続世帯数	286	294

	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	71

被保険者 増減内訳	本年度中増	転 入		社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	その他	計
		(再掲) 他県からの転入	1,024						
	本年度中減	転 出		社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	その他	計
		(再掲) 他県への転出	808						
		1,758	6,728	113	217	1	1,015	9,832	
		1,531	6,606	215	349	2,196	1,301	12,198	

本年度末現在	専 任	兼 任	計
事務職員数	22	0	22

一部負担割合	法定割合	その他
	1	0

備考		作成者 氏 名
----	--	------------

様式 14 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)
 (平成 31 年度)

○ 経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

都道府県名	神奈川県				
保険者名	厚木市				
都道府県・保険者番号	1	4	-	0	1 3

収入				支出					
科目		収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科目		支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分
		円	円	円			円	円	円
保険料 △税 ▽	一般被保険者分	医療給付費分	3,464,138,919		給付費	総務費	298,398,460		
		後期高齢者支援金分	1,210,470,266	1,210,470,266		療養給付費	12,827,636,472		
		介護納付金分	453,105,582			療養費	127,271,923		
		一般被保険者分計	5,127,714,767	1,210,470,266		小計	12,954,908,395		
						高額療養費	1,789,394,061		
	退職被保険者分	医療給付費分	2,643,438		高額介護合算療養費	1,145,591			
		後期高齢者支援金分	968,254	968,254	移送費	26,970			
		介護納付金分	1,242,428		出産育児諸費	90,541,802			
		退職被保険者等分計	4,854,120	968,254	葬祭諸費	15,600,000			
		計	5,132,568,887	1,211,438,520	454,348,010	育児諸費	0		
都道府県支出金 △交付金 ▽	国庫支出金	1,976,000			その他	0			
	保険給付費等交付金(普通交付金)	14,757,268,446			一般被保険者分計	14,851,616,819			
	保険者努力支援分	66,265,000			療養給付費	13,319,669			
	特別調整交付金分	88,149,000			療養費	113,427			
	都道府県繰入金(2号分)	125,969,000			小計	13,433,096			
	特定健康診査等負担金	58,861,000			高額療養費	2,941,062			
	保険給付費等交付金(特別交付金)計	339,244,000			高額介護合算療養費	0			
	財政安定化基金交付金	0			移送費	0			
	その他	0			退職被保険者等分計	16,374,158			
	計	15,096,512,446			審査支払手数料	44,034,448			
一般会計繰入金	連合会支出金	0			計	14,912,025,425			
	保険基盤安定(保険税軽減分)	657,632,123	156,533,953	54,772,024	国民健康保険 費分	一般被保険者分	4,871,489,192		
	保険基盤安定(保険者支援分)	381,314,940	90,992,724	30,520,622	退職被保険者等分	5,186,000			
	職員給与費等	288,822,791			医療給付費分計	4,876,675,192			
	出産育児一時金等	60,029,333			一般被保険者分	1,550,075,195	1,550,075,195		
	財政安定化支援事業	50,372,911			退職被保険者等分	1,811,000	1,811,000		
	その他	582,527,000			後期高齢者支援金等分計	1,551,886,195	1,551,886,195		
計	2,020,699,098	247,526,677	85,292,646	介護納付金分	578,787,286		578,787,286		
直診勘定繰入金	0			計	7,007,348,673	1,551,886,195	578,787,286		
その他の収入	98,332,064			財政安定化基金拠出金	0				
小計(単年度収入) A	22,350,088,495	1,458,965,197	539,640,656	保健事業費	保健事業費	74,555,705			
				特定健康診査等事業費	124,308,138				
				健康管理センター事業費	0				
				計	198,863,843				
				保険給付費等交付金償還金	0				
				直診勘定繰出金	0				
				その他の支出	17,277,170	0	5,273,308		
				小計(単年度支出) B	22,433,913,571	1,551,886,195	584,060,594		
				単年度収支差(A-B)	-83,825,076	-92,920,998	-44,419,938		

基金繰入金 C	0			基金積立金 F	106,084		
繰越金 D	238,805,620			前年度繰上充用金 G	0		
市町村債 E	0			公債費 H	0		
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0		
収入合計 (A+C+D+E)	22,588,894,115			支出合計 (B+F+G+H)	22,434,019,655		
				収支差引残(収入合計-支出合計)	154,874,460		
				うち次年度への繰越金 I	154,874,460		
				うち基金積立金 J	0		

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	868,818,189	市町村債残高	0
基金繰入金 C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	106,084		
収支差引残のうち基金積立金 J	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)	868,924,273		

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資産		負債及び純資産	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
基金保有額 a	868,924,273	繰上充用金(当年度赤字額) e	0
次年度への繰越金 b	154,874,460	市町村債残高 f	0
貸付金等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
その他の資産 d	0	その他の負債 g	0
資産合計 (a+b+c+d)	1,023,798,733	負債合計 (e+f+g)	0
		純資産(資産合計-負債合計)	1,023,798,733

備考	作成者氏名
----	-------

様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)(続)(市町村)
(平成31年度)

都道府県名	神奈川県					
保険者名	厚木市					
都道府県・保険者番号	1	4	-	0	1	3

○経理状況

2. 保険料(税)収納状況(一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料(税)	現年分	5,054,902,591	4,716,535,842	7,730,400	5,000	338,361,749	0
	滞納繰越分	956,664,560	402,771,881	676,644	111,489,308	442,403,371	0
	計	6,011,567,151	5,119,307,723	8,407,044	111,494,308	780,765,120	0

3. 保険給付費等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
一般被保険者分	療養給付費	計	12,783,956,575	12,827,636,472	43,679,897	0
		現年度分(再掲)	12,783,956,575	12,827,636,472	43,679,897	0
	療養費	計	127,116,406	127,271,923	155,517	0
		現年度分(再掲)	127,116,406	127,271,923	155,517	0
	高額療養費	1,785,091,191	1,789,394,061	4,302,870	0	
	高額介護合算療養費	1,145,591	1,145,591	0	0	
	移送費	26,970	26,970	0	0	
	その他の保険給付費	106,141,802	106,141,802	0	0	

4. 市町村標準保険料(税)率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
0.00	0.00	0	0

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
0.00	0.00	0	0

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
0.00	0.00	0	0

5. 備考

収納率		
現年分	滞納繰越分	計
93.31%	42.10%	85.16%
備考		
	作成者	氏名

様式 14-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）
（平成31年度）

都道府県名	神奈川県				
保険者名	厚木市				
都道府県・保険者番号	1	4	-	0	13

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	① 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	② 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数	回 10
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 4,173,012	千円 395,898	千円 203	千円 4,708	千円 323,199	1増・②減	千円 35,558	千円 3,413,446		
保険料（税）算定額内訳					料（税）率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 2,330,579	千円 0	千円 1,146,168	千円 696,265	% 5.72	% 0.00	円 22,746	円 22,786		
55.85%	0.00%	27.47%	16.68%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 41,858,233	千円 0	32,802	14,286	3	201	448	51,838	千円 610	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

備考		作成者 氏名
----	--	-----------

都道府県名	神奈川県				
保険者名	厚木市				
都道府県・保険者番号	1	4	-	0	13

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況(一般被保険者分)

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	---------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料(税)	(1)	②	(3)	(4)	保険料(税) 徴収回数	回 10
	料	税	賦課方式	4方式	3方式	2方式	その他		
保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料(税) 調定額		
千円 1,477,318	千円 138,848	千円 72	千円 1,612	千円 128,778	1増・②減	千円 13,678	千円 1,194,330		
保険料(税)算定額内訳					料(税)率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 831,179	千円 0	千円 401,959	千円 244,180	% 2.04	% 0.00	円 7,977	円 7,991		
56.26%	0.00%	27.21%	16.53%						
課税対象額		課税対象	保険料(税)	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 41,858,233	千円 0	32,802	14,286	3	201	586	51,838	千円 190	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

備考		作成者 氏名
----	--	-----------

都道府県名	神奈川県				
保険者名	厚木市				
都道府県・保険者番号	1	4	-	0	13

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	---------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	②	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 559,202	千円 46,123	千円 0	千円 58	千円 61,401	1増・②減	千円 3,770	千円 447,850		
保険料（税）算定額内訳					料（税）率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 321,940	千円 0	千円 148,182	千円 89,080	% 2.03	% 0.00	円 9,686	円 6,816		
57.57%	0.00%	26.50%	15.93%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 16,442,976	千円 0	13,613	5,067	0	13	293	15,973	千円 160	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

備考		作成者 氏名
----	--	-----------

様式 15

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）
（平成31年度）

都道府県名	神奈川県				
保険者名	厚木市				
都道府県・保険者番号	1	4	-	0	13

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	804,760	17,467,037,440	12,782,761,005	4,141,019,871	543,256,564
食事療養・生活療養（再掲）	10,189	273,167,413	136,019,587	135,456,866	1,690,960
食事療養・生活療養	28		1,195,570	-1,195,570	0
療養費等					
診療費	715	9,235,646	6,589,335	2,493,973	152,338
補装具	367	11,786,514	8,757,536	2,552,646	476,332
柔道整復師	14,095	94,081,223	68,822,741	20,996,835	4,261,647
アンマ・マッサージ	1,421	46,072,745	33,637,993	3,590,998	8,843,754
ハリ・キウウ	807	12,699,380	9,193,333	1,940,629	1,565,418
その他	4	160,067	115,468	44,599	0
小計	17,409	174,035,575	127,116,406	31,619,680	15,299,489
海外療養費（再掲）	33	1,306,531	978,076	232,531	95,924
移送費	1	26,970	26,970	0	0
計	822,198	17,641,099,985	12,911,099,951	4,171,443,981	558,556,053

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	481,169	10,692,536,596	8,032,388,238	2,531,335,091	128,813,267
食事療養・生活療養（再掲）	6,023	142,341,577	60,211,496	81,742,101	387,980
食事療養・生活療養	16		641,370	-641,370	0
療養費等					
療養費	8,715	94,089,987	71,067,404	17,875,254	5,147,329
海外療養費（再掲）	3	32,102	22,470	9,632	0
移送費	1	26,970	26,970	0	0
計	489,901	10,786,653,553	8,104,123,982	2,548,568,975	133,960,596

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	258,644	5,902,082,791	4,693,086,342	1,165,384,355	43,612,094
食事療養・生活療養（再掲）	3,435	82,272,672	36,762,801	45,324,751	185,120
食事療養・生活療養	10		439,820	-439,820	0
療養費等					
療養費	4,894	51,942,314	41,564,736	8,102,741	2,274,837
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	263,548	5,954,025,105	4,735,090,898	1,173,047,276	45,886,931

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	27,876	562,287,530	391,819,147	165,429,950	5,038,433
食事療養・生活療養（再掲）	305	4,844,850	1,609,430	3,235,420	0
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	511	4,353,228	3,047,178	1,173,906	132,144
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	28,387	566,640,758	394,866,325	166,603,856	5,170,577

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	23,470	289,592,678	230,687,346	17,126,923	41,778,409
食事療養（再掲）	148	1,918,918	548,338	835,710	534,870
食事療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	62	867,729	694,178	11,894	161,657
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	23,532	290,460,407	231,381,524	17,138,817	41,940,066

備考		作成者 氏名
----	--	-----------

様式 15-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）
（平成31年度）

都道府県名	神奈川県					
保険者名	厚木市					
都道府県・保険者番号	1	4	-	0	1	3

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総数	件数	2,645	11,060	2,902	4,213	5,306	3,639	1,098	30,863	18,300
	高額療養費(円)	83,501,892	125,127,267	263,899,575	314,389,965	750,755,743	148,456,861	98,959,888	1,785,091,191	1,585,115,311
(再掲)前期高齢者分	件数	1,993	10,725	1,311	2,514	3,428	3,300	550	23,821	
	高額療養費(円)	50,041,486	106,126,802	112,623,397	180,555,148	454,750,060	118,458,819	24,343,894	1,046,899,606	
(再掲)70歳以上一般分	件数	1,375	10,283	468	1,271	2,069	2,924	396	18,786	
	高額療養費(円)	24,565,471	84,289,899	29,482,656	81,616,888	220,302,656	86,100,712	11,895,892	538,254,174	
(再掲)70歳以上現役並み所得者分	件数	72	136	38	95	109	10	13	473	
	高額療養費(円)	3,706,010	7,251,858	5,310,633	6,383,896	17,789,674	693,224	142,941	41,278,236	
(再掲)未就学児分	件数	4	13	10	0	55	1	18	101	
	高額療養費(円)	392,416	2,135,787	731,736	-352,425	5,040,929	-111,905	5,571,449	13,407,987	
長期高額特定疾病該当者数								225人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	31
給付額(円)	1,145,591

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	215	312	0	0	0	527
給付額(円)	90,300,000	15,600,000	0	0	0	105,900,000

備考		作成者氏名	
----	--	-------	--

様式 15-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）
（平成31年度）

都道府県名	神奈川県				
保険者名	厚木市				
都道府県・保険者番号	1	4	-	0	13

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	10,694 ^件	161,071 ^日	6,114,301,034 ^円
	入院外	406,586	633,725	6,330,099,631
	歯科	95,730	169,307	1,201,744,060
	小計	513,010	964,103	13,646,144,725
調剤		290,131	(340,708枚)	3,448,373,052
食事療養・生活療養		(10,189)	(412,585回)	273,167,413
訪問看護		1,619	8,396	99,352,250
合計		804,760	972,499	17,467,037,440

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	6,270 ^件	84,605 ^日	3,768,283,886 ^円
	入院外	243,248	383,333	3,924,180,734
	歯科	54,208	97,203	684,157,650
	小計	303,726	565,141	8,376,622,270
調剤		176,899	(205,198枚)	2,138,076,379
食事療養・生活療養		(6,023)	(210,906回)	142,341,577
訪問看護		544	3,179	35,496,370
合計		481,169	568,320	10,692,536,596

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	3,555 ^件	48,943 ^日	2,141,232,876 ^円
	入院外	130,959	210,775	2,145,764,934
	歯科	28,336	50,964	368,547,870
	小計	162,850	310,682	4,655,545,680
調剤		95,512	(111,383枚)	1,146,684,449
食事療養・生活療養		(3,435)	(121,527回)	82,272,672
訪問看護		282	1,503	17,579,990
合計		258,644	312,185	5,902,082,791

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	331 ^件	3,170 ^日	182,811,310 ^円
	入院外	14,298	20,893	214,872,820
	歯科	3,173	5,637	38,864,340
	小計	17,802	29,700	436,548,470
調剤		10,030	(11,574枚)	118,819,700
食事療養・生活療養		(305)	(7,115回)	4,844,850
訪問看護		44	180	2,074,510
合計		27,876	29,880	562,287,530

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	220 ^件	1,729 ^日	124,322,770 ^円
	入院外	12,635	17,643	104,037,030
	歯科	1,806	2,569	18,895,280
	小計	14,661	21,941	247,255,080
調剤		8,803	(11,565枚)	40,202,770
食事療養		(148)	(2,988回)	1,918,918
訪問看護		6	13	215,910
合計		23,470	21,954	289,592,678

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(平成31年度)

都道府県名	神奈川県					
保険者名	厚木市					
都道府県・保険者番号	1	4	-	0	1	3

○一般状況

		本年度末現在	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	3	
	混合世帯	1	
退職被保険者等数	退職被保険者	4	
	被扶養者	1	0
	計	5	0

		年度平均	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	21	
	混合世帯	16	
退職被保険者等数	退職被保険者	37	
	被扶養者	3	0
	計	40	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入		支 出	
科 目	収 入 額 (円)	科 目	支 出 額 (円)
保険料(税) 医療給付費分	2,643,438	医 療 給 付 費	療養給付費 13,319,669
保険給付費等交付金(普通交付金)	2,139,645		療養費 113,427
その他の収入	503,793		小計 13,433,096
合 計	5,286,876		高額療養費 2,941,062
			高額介護合算療養費 0
			移送費 0
			計 16,374,158
		国民健康保険事業費納付金(医療給付費分)	5,186,000
		その他の支出	103,570
		前年度繰上充用金	0
		合 計	21,663,728

2. 保険料(税) 収納状況

	調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
現年分	3,628,209	3,617,387	0	0	10,822	0
滞納繰越分	1,304,006	1,236,477	256	26,800	40,729	0
計	4,932,215	4,853,864	256	26,800	51,551	0

3. 医療給付支払状況

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
療養給付費	計	13,319,669	13,319,669	0	0	0
	現年度分(再掲)	13,319,669	13,319,669	0	0	0
療養費	計	113,427	113,427	0	0	0
	現年度分(再掲)	113,427	113,427	0	0	0
高額療養費		2,941,062	2,941,062	0	0	0
高額介護合算療養費		0	0	0	0	0
移送費		0	0	0	0	0

4. 備考

収納率	現年分	滞納繰越分	計			
		99.70%	94.82%	98.41%		
備考					作成者氏名	

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（平成31年度）

都道府県名	神奈川県				
保険者名	厚木市				
都道府県・保険者番号	1	4	-	0	13

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 4,111	千円 522	千円 0	千円 0	千円 1	1増・(2)減	千円 1,443	千円 2,145
保険料（税）算定額内訳				/			
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 2,193	千円 0	千円 1,255	千円 663				
53.34%	0.00%	30.53%	16.13%				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 40,190	千円 0	53	24	0	0	1	55

備考		作成者	
		氏名	

様式 17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（平成31年度）

都道府県名	神奈川県				
保険者名	厚木市				
都道府県・保険者番号	1	4	-	0	13

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 1,455	千円 183	千円 0	千円 0	千円 21	増・(2)減	千円 511	千円 759
保険料（税）算定額内訳				/			
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 783	千円 0	千円 440	千円 232				
53.81%	0.00%	30.24%	15.95%				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 40,190	千円 0	53	24	0	0	2	55

備考		作成者	
		氏名	

様式 18 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況

（平成31年度）

都道府県名	神奈川県					
保険者名	厚木市					
都道府県・保険者番号	1	4	-	0	1	3

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	836	19,093,944	13,310,719	5,713,761	69,464
食事療養（再掲）	8	188,194	76,694	111,500	0
食事療養	1		8,950	-8,950	0
診療費	0	0	0	0	0
補装具	0	0	0	0	0
柔道整復師	33	141,779	99,238	42,541	0
アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
ハリ・キュウ	3	20,270	14,189	6,081	0
その他	0	0	0	0	0
小計	36	162,049	113,427	48,622	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	873	19,255,993	13,433,096	5,753,433	69,464

(2) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	0	0	0	0	0
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
食事療養	0		0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

	件数	合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総数	件数	1	0	13	2	9	5	0	30	25
	高額療養費(円)	37,339	0	2,123,116	170,485	543,653	66,469	0	2,941,062	2,651,902
(再掲) 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数								0人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	0
給付額(円)	0

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）
 退職者医療にかかる医療給付状況
 （平成31年度）

都道府県名	神奈川県					
保険者名	厚木市					
都道府県・保険者番号	1	4	-	0	1	3

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	3	18	1,634,390	5	92	3,286,700
	入院外	297	481	4,626,240	102	125	3,983,770
	歯科	52	87	606,990	43	78	670,650
	小計	352	586	6,867,620	150	295	7,941,120
	調剤	260	(317枚)	3,220,830	73	(77枚)	519,400
	食事療養	(3)	(39回)	28,344	(5)	(236回)	159,850
	訪問看護	1	16	356,780	0	0	0
	合計	613	602	10,473,574	223	295	8,620,370

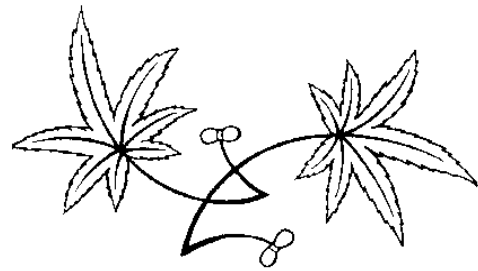
(2) 未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
	調剤	0	(0枚)	0
	食事療養	(0)	(0回)	0
	訪問看護	0	0	0
	合計	0	0	0

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

関 係 例 規

- 厚木市国民健康保険条例
- 厚木市国民健康保険条例施行規則
- 厚木市国民健康保険運営協議会規則
- 厚木市国民健康保険事業基金条例



市の木 もみじ

○厚木市国民健康保険条例

昭和34年4月1日

条例第7号

注 昭和49年6月から改正経過を注記した。

目次

- 第1章 市が行う国民健康保険の事務（第1条）
- 第2章 国民健康保険運営協議会（第2条・第3条）
- 第3章 被保険者（第4条）
- 第4章 保険給付（第5条—第7条の2）
- 第5章 保健事業（第8条—第10条）
- 第6章 保険料（第11条—第26条の2）
- 第7章 雑則（第27条—第28条の2）
- 第8章 罰則（第29条—第32条）

附則

第1章 市が行う国民健康保険の事務

（昭60条例8・平30条例13・改称）

（市が行う国民健康保険の事務）

第1条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（昭60条例8・平30条例13・一部改正）

第2章 国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人

(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

(昭62条例13・平6条例19・一部改正)

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で別に定める。

第3章 被保険者

(平31条例7・全改)

(被保険者とししない者)

第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

(平31条例7・全改)

第4章 保険給付

(保険給付の種類)

第5条 保険給付の種類は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 出産育児一時金の支給
- (2) 葬祭費の支給
- (3) 傷病手当金の支給

(令2条例11・全改)

(出産育児一時金)

第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として420,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又

は例による場合を含む。次条第2項及び第7条の2第5項において同じ。) 又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(昭50条例21・昭53条例14・昭54条例18・昭57条例13・昭61条例12・平4条例11・平6条例19・平18条例24・平20条例11・平20条例29・平23条例6・令2条例11・一部改正)

(葬祭費)

第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(昭53条例14・昭54条例18・昭58条例14・昭61条例12・平6条例10・平18条例24・平20条例11・令2条例11・一部改正)

(傷病手当金)

第7条の2 被保険者(給与の支払を受けている者に限る。以下この項において同じ。)が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症への感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額(その金額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2

に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 4 第1項に規定する労務に服することができない期間において、給与収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与収入の額が、第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（令2条例11・追加）

第5章 保健事業

（平7条例9・改称）

（保健事業）

第8条 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

（昭60条例8・全改、平元条例10・平7条例9・平20条例11・平22条例13・平28条例17・令2条例11・一部改正）

第9条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれ

を定める。

(平7条例9・一部改正)

第10条 被保険者でない者に、第8条の保健事業を利用させる場合における利用については、別に定める。

(昭54条例18・平7条例9・一部改正)

第6章 保険料

(保険料の徴収)

第11条 保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）から徴収する。

(平12条例15・追加)

(保険料の賦課額)

第11条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

(平12条例15・追加、平15条例22・平20条例11・平30条例13・一部改正)

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第11条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の

総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに

入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総

額

(平7条例9・全改、平7条例12・平11条例9・一部改正、平12条例15・旧第11条繰下・一部改正、平14条例23・平15条例22・平17条例8・平18条例24・平19条例11・平20条例11・平22条例13・平25条例10・平27条例12・平30条例13・一部改正)

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は、一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

(昭52条例21・全改、昭53条例23・昭54条例18・昭55条例19・昭56条例22・昭57条例21・昭58条例17・昭59条例13・昭60条例8・平7条例9・平12条例15・平23条例6・一部改正)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控

除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第19条第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び第26条の2において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

- 2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定す

る場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

(昭52条例21・昭54条例18・昭60条例8・平7条例9・平12条例15・平15条例22・平20条例11・平22条例7・平22条例13・平29条例11・一部改正)

第14条 削除

(平23条例6)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 基礎賦課総額の100分の52に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の18に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属

する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

（昭49条例33・昭50条例21・昭52条例21・昭54条例8・昭60条例8・平7条例9・平12条例15・平15条例22・平20条例11・平21条例12・平23条例6・平25条例11・一部改正）

（退職被保険者等に係る基礎賦課額）

第15条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

（昭60条例8・追加、平12条例15・平23条例6・一部改正）

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第15条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（昭60条例8・追加、平12条例15・一部改正）

第15条の4 削除

（平23条例6）

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第15条の5 第15条の2の被保険者均等割額は、第15条の規定により算定した額と同額とする。

(昭60条例8・追加、平12条例15・平20条例11・一部改正)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第15条の5の2 第15条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第15条第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)

第15条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(平20条例11・追加、平23条例6・平25条例11・一部改正)

(基礎賦課額の端数計算)

第15条の6 第12条又は第15条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。次条、第18条及び第19条において同じ。)に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(昭60条例8・追加、平2条例17・平12条例15・一部改正)

(基礎賦課限度額)

第15条の7 第12条又は第15条の2の基礎賦課額は、国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号又は同令附則第4条第2項第6号に規定する額を超え

ることができない。

(昭60条例8・追加、昭61条例18・昭62条例16・昭63条例20・平元条例21・平3条例3・平4条例11・平5条例10・平8条例12・平10条例8・平12条例15・平15条例22・平20条例11・平30条例13・一部改正)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の7の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額

の減免の額の総額

(平20条例11・追加、平25条例10・平30条例13・一部改正)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第15条の7の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は、一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

(平20条例11・追加、平23条例6・一部改正)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の7の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条の7の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(平20条例11・追加)

第15条の7の5 削除

(平23条例6)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の7の6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の52に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の18に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(平20条例11・追加、平21条例12・平23条例6・平25条例11・一部改正)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第15条の7の7 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(平20条例11・追加、平23条例6・一部改正)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の7の8 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条の7の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(平20条例11・追加)

第15条の7の9 削除

(平23条例6)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第15条の7の10 第15条の7の7の被保険者均等割額は、第15条の7の6の規定により算定した額と同額とする。

(平20条例11・追加)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第15条の7の11 第15条の7の7の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第15条の7の6第1項第3号アに定めるところにより算定した額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条の7の6第1項第3号イに定めるところにより算定した額
- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条の7の6第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(平20条例11・追加、平23条例6・平25条例11・一部改正)

(後期高齢者支援金等賦課額の端数計算)

第15条の7の12 第15条の7の3又は第15条の7の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の7の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の7の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。次条、第18条及び第19条において同じ。)に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平20条例11・追加)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の7の13 第15条の7の3又は第15条の7の7の後期高齢者支援金等賦課額は、国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号又は附則第4条第3項第6号に規定する額を超えることができない。

(平20条例11・追加、平30条例13・一部改正)

(介護納付金賦課総額)

第15条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)

の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

(平12条例15・追加、平17条例8・平20条例11・平25条例10・平30条例13・一部改正)

(介護納付金賦課額)

第15条の9 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(平12条例15・追加、平23条例6・一部改正)

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の10 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条の12の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(平12条例15・追加)

第15条の11 削除

(平23条例6)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の12 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の52に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の18に相当する額を当該年度

- の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額
- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
 - 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(平12条例15・追加、平15条例22・平21条例12・平23条例6・一部改正)

(介護納付金賦課額の端数計算)

- 第15条の13 第15条の9の介護納付金賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平12条例15・追加)

(介護納付金賦課限度額)

- 第15条の14 第15条の9の介護納付金賦課額は、国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に規定する額を超えることができない。

(平12条例15・追加、平15条例22・平30条例13・一部改正)

(賦課期日)

- 第16条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(普通徴収に係る保険料の納期)

- 第17条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

- | | |
|-----|----------------|
| 第1期 | 6月1日から同月30日まで |
| 第2期 | 7月1日から同月31日まで |
| 第3期 | 8月1日から同月31日まで |
| 第4期 | 9月1日から同月30日まで |
| 第5期 | 10月1日から同月31日まで |
| 第6期 | 11月1日から同月30日まで |
| 第7期 | 12月1日から同月28日まで |

第8期 1月1日から同月31日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月31日まで

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

3 次条の規定により保険料額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。

(昭57条例13・全改、平20条例11・一部改正)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の2、第15条の7の3若しくは第15条の7の7の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第15条の9の額、次条第1項各号に定める額又は同条第3項若しくは第4項において準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当することにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは

特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の2、第15条の7の3、第15条の7の7若しくは第15条の9の額、次条第1項各号に定める額又は同条第3項若しくは第4項において準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当することにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（平20条例11・全改、平22条例12・一部改正）

（保険料の減額）

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第15条の7に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の

金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額（以下「第1号の1人当たり軽減額」という。）に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額（以下「第1号の1世帯当たり軽減額」という。）とを合算した額

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、285,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額（以下「第2号の1人当たり軽減額」と

いう。)に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第2号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第3号の1人当たり軽減額」という。)に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第3号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

2 第15条第2項及び第3項の規定は、第1号の1人当たり軽減額、第1号の1世帯当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額、第2号の1世帯当たり軽減額、第3号の1人当たり軽減額及び第3号の1世帯当たり軽減額の決定について準用する。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条の7に規定する額」とあるのは「第15条の7の13に規定する額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条の7に規定する額」とあるのは「第15条の14に規定する額」と

読み替えるものとする。

(昭49条例33・昭51条例18・一部改正、昭52条例21・旧第19条の2 繰上・一部改正、昭54条例18・昭58条例17・昭59条例13・昭60条例8・昭61条例18・昭62条例16・昭63条例20・平元条例21・平3条例3・平4条例11・平5条例10・平8条例12・平10条例8・平12条例15・平15条例22・平20条例11・平21条例12・平22条例7・平22条例13・平26条例9・平26条例10・平27条例11・平28条例17・平29条例11・平29条例12・平30条例13・平31条例7・令2条例12・一部改正)

(特例対象被保険者等に係る保険料の算定の特例)

第19条の2 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」とし、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

(平22条例12・追加)

(保険料の額の通知)

第20条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかにこれを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも同様とする。

(昭54条例18・一部改正)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第21条 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

(平22条例12・全改、平30条例13・一部改正)

第22条 削除

(昭56条例3)

(延滞金)

第23条 保険料を納期限までに納付しない者に対し督促状を発した場合においては、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該納付金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは当該金額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合をもって計算した延滞金を加算して徴収する。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{うるう}閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(昭60条例8・平2条例17・一部改正)

(徴収猶予)

第24条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を、一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によってその納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 納付義務者がその資産について、震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
- (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2 前項の規定によって、保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料の額
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その徴収猶予を取り消すことができる。

- (1) 徴収猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその徴収猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により徴収猶予を受けたと認められるとき。

(昭54条例18・昭60条例8・平12条例15・平28条例17・一部改正)

(保険料の減免)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- (1) 災害等により、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

- (2) 前号に掲げる理由に類すると認められる特別の事由があるもの
 - (3) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）
 - ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者
 - イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者
 - (ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。
 - (イ) 船員保険法の規定による被保険者
 - (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
 - (エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
 - (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。
- 2 前項の規定によって、保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所
 - (2) 納期限及び料額
 - (3) 減免を受けようとする理由
- 3 第1項の規定によって、保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した

場合においては、直ちに市長に申告しなければならない。

(昭60条例8・平20条例11・一部改正)

(保険料の前納)

第26条 保険料の納付義務者は、納入通知書に記載された納付額のうち、到来した納期にかかわる納付額に相当する料額を納付しようとする場合においては、当該納期限後の納期にかかわる納付額に相当する金額の料金を併せて納付することができる。

(申告書の提出)

第26条の2 市長は、国民健康保険料の賦課について、必要があると認める場合においては、当該納付義務者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。

- (1) 前年の総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額
- (2) その他国民健康保険料の賦課徴収について必要な事項

(昭49条例33・昭60条例8・平15条例22・平22条例7・一部改正)

第7章 雑則

(準用)

第27条 この条例に定めるもののほか、保険料の賦課徴収については、厚木市市税条例（平成12年厚木市条例第22号）の例による。

(昭54条例18・平13条例6・一部改正)

(身分を証明する証票)

第28条 保険料の賦課及び徴収に関する調査を行う職員は、身分を証明する証票を携帯しなければならない。

- 2 滞納処分のため、財産の差押えをする職員は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

(昭60条例8・平19条例3・一部改正)

(厚木市行政手続条例の適用除外)

第28条の2 厚木市行政手続条例（平成9年厚木市条例第12号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、厚木市行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

2 厚木市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

（平9条例12・追加、平25条例10・平27条例8・一部改正）

第8章 罰則

第29条 法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、100,000円以下の過料に処する。

（昭54条例18・昭57条例40・昭59条例24・昭60条例8・昭62条例13・平12条例15・一部改正）

第30条 世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料に処する。

（昭57条例40・昭59条例24・昭60条例8・平12条例15・一部改正）

第31条 偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

（昭60条例8・平12条例15・一部改正）

第32条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。

ただし、第6章及び第8章の規定は、昭和34年4月1日から施行する。

(平20条例11・旧第1項・一部改正)

(延滞金の割合等の特例)

第2条 当分の間、第23条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(平20条例11・旧第2項・一部改正、平25条例21・一部改正)

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第3条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額(」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、)」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第

3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

（平20条例11・旧第3項・一部改正、平22条例7・旧第4条繰上・一部改正）

（平成22年度以降の保険料の減免の特例）

第4条 当分の間、平成22年度以降に行う第25条第1項第3号の規定による保険料（所得割に限る。）の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

（平22条例12・追加、平23条例6・旧第5条繰上、平31条例7・一部改正）

附 則（昭和34年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。

附 則（昭和35年条例第12号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和36年条例第10号）

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（昭和36年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年条例第28号）

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。ただし、第11条、第13条、第14条、第15条については、昭和37年度分の保険料から適用する。

附 則（昭和38年条例第3号）

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年条例第29号）

1 この条例は、昭和38年10月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、昭和38年4月1日から適用する。

2 この条例による第23条の改正規定は、施行の日以後に納付し、納入し、または徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金額で、同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

附 則（昭和38年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。ただし、昭和37年度までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和39年条例第21号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年度分の保険料から適用する。

附 則（昭和41年条例第9号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。ただし、昭和40年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和42年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第19条の2の規定は、昭和42年度分の保険料から適用する。

附 則（昭和43年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年条例第39号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日前に発した督促状については、なお従前の例による。

附 則（昭和44年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年度分の保険料から適用する。

附 則（昭和45年条例第7号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年条例第17号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年度分の保険料から適用する。
（長期譲渡所得等に係る保険料の算定の特例に関する規定の適用）
- 2 この条例による改正後の国民健康保険条例（以下「新条例」という。）附則第2項および第3項の規定は、世帯主およびその世帯に属する被保険者について地方税法等の一部を改正する法律（昭和44年法律第16号）附則第15条または地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第19条の規定により適用される地方税法附則第34条または第35条の規定の適用がある場合には、昭和45年度分の保険料についても適用する。この場合において、新条例附則第2項中「昭和46年度から」とあるのは「昭和45年度から」とする。

附 則（昭和46年条例第8号）

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行日前に死亡したものにかかる葬祭費の支給およびすでに療養の給付を受けた場合の一部負担金については、なお、従前の例による。

附 則（昭和46年条例第30号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和46年度分の保険料から適用する。

附 則（昭和47年条例第11号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年度分の保険料から適用する。

附 則（昭和47年条例第43号）

- 1 この条例は、昭和48年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行なわれた療養の給付に係る一部負担の割合およびこの条例の施行前に行なわれた療養に係る療養費の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年条例第24号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 この条例の施行前に、改正前の厚木市国民健康保険条例の規定に基づいて、昭和48年4月1日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた助産費、育児手当金および葬祭費は、改正後の条例の規定による内払いとみなす。

附 則（昭和48年条例第40号）

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第13号）

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第7条の3第3項の改正規定は、公布の日から施行し、昭和49年1月1日から適用する。
- 2 改正後の厚木市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第7条の4第1項の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養から適用し、施行の日前に受けた療養については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日の前日において、改正前の厚木市国民健康保険条例第7条の2第2項第2号の規定の適用を受けている者については、新条例第7条の4第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日に届け出があったものとみなす。この場合において、同項中「翌月」とあるのは「当月」と読み替えるものとする。

附 則（昭和49年条例第33号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第12条および附則第5項の規定は、昭和49年度分の保険料から適用する。
- 3 新条例附則第4項の規定は、世帯主またはその世帯に属する被保険者について地方税法の一部を改正する法律（昭和49年法律第19号）附則第17条第1項の規定により適用される地方税法附則第33条の2の規定の適用がある場合には、昭和49年度分の保険料についても適用する。この場合において、新条例附則第4項中「昭和50年度」とあるのは「昭和49年度」とする。

附 則（昭和50年条例第8号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行前に行われた療養に係る重度障害者附加金については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年条例第21号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

- 2 この条例の施行前に改正前の厚木市国民健康保険条例の規定に基づいて既に支払われた適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に係る助産費は、改正後の条例の規定による内払いとみなす。

- 3 この条例の適用日の前日までの出産に係る助産費および昭和49年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年条例第37号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例附則第2項および附則第5項の規定は、昭和50年度分の保険料から適用する。

附 則（昭和50年条例第40号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

- 2 この条例の適用日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年度分の保険料から適用する。

附 則（昭和52年条例第21号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、昭和52年度分の保険料から適用し、昭和51年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年条例第14号）

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、昭和53年4月1日以後の出産および死亡から適用し、同日前の出産および死亡については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年条例第23号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第12条第2項の規定は、昭和53年度分の保険料から適用し、昭和52年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年条例第18号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第6条、第7条、第7条の2および第12条第2項の規定は、昭和54年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 この条例による改正前の厚木市国民健康保険条例（以下「改正前の条例」という。）第6条または第7条の規定に基づいて、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に助産費または葬祭費の支払を受けた者のうち、改正後の条例第7条の2の規定に該当することとなるものは、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正前の条例第6条または第7条の規定に基づいて、既に支払われた適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に係る助産費または葬祭費（前項に該当する者を除く。）は、改正後の条例第6条または第7条の規定による助産費または葬祭費の内払とみなす。

5 改正後の条例第6条、第7条および第7条の2の規定は、適用日以後の出産または死亡から適用し、同日前までの出産または死亡については、なお従前の例による。

6 改正後の条例第12条第2項の規定は、昭和54年度分の保険料から適用し、昭和53年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第12条第2項の規定は、昭和55年度分の保険料から適用し、昭和54年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第2項の規定は、昭和56年度分の保険料から適用し、昭和55年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年条例第3号）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第1条から第5条までの規定は、昭和56年度分の徴収金について適用し、昭和55年度分までの徴収金については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年条例第22号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第12条第2項および附則第6項の規定は、昭和56年度分の保険料から適用し、昭和55年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年条例第13号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」

という。)第6条の規定は、昭和57年3月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

3 改正後の条例第6条の規定は、適用日以後の出産から適用し、同日前までの出産については、なお従前の例による。

4 この条例による改正前の厚木市国民健康保険条例第6条の規定に基づいて、既に支払われた適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に係る助産費は、改正後の条例第6条の規定による助産費の内払とみなす。

附 則(昭和57年条例第21号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第12条第2項及び附則第6項の規定は、昭和57年度分の保険料から適用し、昭和56年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(昭和57年条例第40号)

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例(以下「改正後の条例」という。)第11条の規定は、昭和58年度分の保険料から適用し、昭和57年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第29条及び第30条の規定は、昭和58年2月1日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和58年条例第14号)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第6条の2及び第7条の規定は、施行の日以後の出産又は死亡について適用し、同日前の出産又は死亡については、なお従前の例による。

附 則(昭和58年条例第17号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第12条第2項ただし書及び第19条第1項の規定は、昭和58年度分の保険料から適用し、昭和57年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の厚木市国民健康保険条例附則第6項の規定は、昭和57年度分の保険料については、なおその効力を有する。

附 則（昭和59年条例第13号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第12条第2項、第18条第2項及び第19条第1項の規定は、昭和59年度分の保険料から適用し、昭和58年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の厚木市国民健康保険条例附則第6項の規定は、昭和58年度分の保険料については、なおその効力を有する。

附 則（昭和59年条例第24号）

この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第77号。附則第1条中ただし書に規定する部分を除く。）の施行の日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第8号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第11条から第15条の7まで、第18条、第19条並びに附則第2項及び第5項の規定は、昭和60年度分の保険料から適用し、昭和59年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年条例第12号）

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第6条及び第7条の規定は、この条例の施行の日以後の出産又は死亡から適用し、同日前までの出産又は死亡については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年条例第18号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第15条の7、第19条及び附則第6項の規定は、昭和61年度分の保険料から適用し、昭和60年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年条例第13号）

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第29条の規定は、この条例の施行の日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年条例第16号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第15条の7及び第19条の規定は、昭和62年度分の保険料から適用し、昭和61年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の厚木市国民健康保険条例附則第6項の規定により読み替えて適用される同条例第19条第1項の規定による昭和61年度分の保険料の減額については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年条例第20号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第15条の7、第19条及び附則第6項の規定は、昭和63年度分の保険料から適用し、昭和62年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の厚木市国民健康保険条例附則第6項の規定により読み替えて適用される同条例第19条第1項の規定による昭和62年度分の保険料の減額については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年条例第24号）

この条例は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第10号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第21号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第15条の7、第19条第1項及び附則第2項の規定は、平成元年度分の保険料から適用し、昭和63年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第25号）

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例附則第5項の規定は、平成2年度分の保険料から適用し、平成元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成2年条例第17号）

- 1 この条例は、平成2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第15条の6の規定は、平成2年度分の保険料から適用し、平成元年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第1項の規定は、施行日以後に徴収する延滞金について適用する。

附 則（平成3年条例第3号）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第15条の7及び第19条第1項の規定は、平成3年度分の保険料から適用し、平成2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第11号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、施行日以後に出産した被保険者に係る助産費の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る助産費の支給については、なお従前の例による。

3 新条例第15条の7及び第19条第1項の規定は、平成4年度分の保険料から適用し、平成3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成5年条例第10号）

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第15条の7及び第19条第1項の規定は、平成5年度分の保険料から適用し、平成4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成6年条例第10号）

1 この条例は、平成6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第7条の規定は、施行日以後に行われた葬祭に係る葬祭費の支給について適用し、同日前に行われた葬祭に係る葬祭費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成6年条例第19号）

1 この条例は、平成6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第6条の規定は、出産の日が施行日以後である被保険者について適用し、出産の日が施行日前である被保険者の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成7年条例第9号）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成7年度分の保険料から適用し、平成6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成7年条例第12号）

- 1 この条例は、平成7年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行日前に行われた医療に係る一部負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成8年条例第12号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第15条の7及び第19条第1項の規定は、平成8年度以後の年度分の保険料について適用し、平成7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第12号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第8号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第15条の7及び第19条第1項の規定は、平成10年度以後の年度分の保険料について適用し、平成9年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年条例第9号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第11条の規定は、平成11年度以後の年度分の保険料について適用し、平成10年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年条例第24号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の厚木市国民健康保険条例附則第2項の規定は、

延滞金のうち平成12年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成12年度以後の年度分の保険料について適用し、平成11年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為の罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第21号）抄

（施行期日）

- 第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第6号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第12号）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第8項の規定は、平成14年度以後の年度分の保険料について適用し、平成13年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第23号）

- 1 この条例は、平成14年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第7条の3の規定は、施行日以後に行われた療養の給付に係る一部負担金について適用し、同日前に行われた療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第22号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（附則第8項の規定を除く。）は、平成15年度以後の年度分の保険料について適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例附則第8項の規定は、平成16年度以後の年度分の保険料について適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第3号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第10項及び第11項の規定は、平成16年度以後の年度分の保険料について適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第6号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第5項及び第6項の規定は、平成17年度以後の年度分の保険料について適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第8号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第11条の3第2号、第15条の8第2号及び附則第3項の規定は、平成17年度以後の年度分の保険料について適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第40号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に行われた医療に係る精神・結核医療付加金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第18号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第3項から第5項までの規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の第6条の規定は、施行日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第7条の規定は、施行日以後に行われた葬祭に係る葬祭費の支給について適用し、同日前に行われた葬祭に係る葬祭費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第11号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成19年度以後の年度分の保険料について適用し、平成18年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第11号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成20年度以後の年度分の保険料について適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第29号）

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第12号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第15条の7の6第1項第1号及び第2号の改正規定（「第32条の9に規定する方法の例」を「第32条の9の2に規定する方法」に改める部分に限る。）並びに附則第7条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第21号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第7号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第12号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第13号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項及び第19条第1項第1号の改正規定は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年条例第6号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定は、平成23年度以後の年度分の保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第10号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第28条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第11条の3、第15条の7の2及び第15条の8の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第11号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第21号）抄

- 1 この条例は、平成26年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に規定する条例の規定による延滞金の

うち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(1) 略

(2) 第2条の規定による改正後の厚木市国民健康保険条例附則第2条の規定

附 則（平成26年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第10号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第19条の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第8号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第11号）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第12号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第17号）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第19条の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第24条の規定は、この条例の施行の日以後の申請

に係る徴収猶予について適用し、同日前の申請に係る徴収猶予については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第11号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第12号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第13号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第7号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第11号）

この条例は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則（令和2年条例第11号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第7条の2の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以降の規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

附 則（令和2年条例第12号）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

○厚木市国民健康保険条例施行規則

昭和55年 9 月 1 日

規則第33号

改正 昭和56年 3 月31日規則第15号
昭和57年 6 月22日規則第36号
昭和60年 6 月29日規則第28号
昭和61年 3 月28日規則第 6 号
昭和62年 3 月31日規則第21号
平成 2 年 3 月30日規則第19号
平成 6 年 9 月30日規則第31号
平成 8 年 9 月30日規則第31号
平成12年 3 月31日規則第21号
平成19年 3 月29日規則第11号
平成21年10月 1 日規則第48号
令和 2 年 3 月19日規則第12号
令和 2 年 9 月 1 日規則第44号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、厚木市国民健康保険条例（昭和34年厚木市条例第 7 号。
以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(昭60規則28・一部改正)

(被保険者台帳)

第 2 条 市長は、被保険者の異動及び給付について記録するため被保険者台帳
を作成するものとする。

(昭60規則28・一部改正)

(出産育児一時金の支給申請)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項に規定する出産育児一時金の支給を受けようとする
者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者証の記号及び番号
- (2) 出産年月日
- (3) 死産であるときは、その旨

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 出産の事実を証明する書類又は出生に関して戸籍に記載した事項若しくは出生の届出に係る届出書に記載した事項を証明する書類
- (2) 同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定により条例第6条第1項に規定する出産育児一時金に相当する給付の支給を別途申請していないことを示す書類

（昭60規則28・平6規則31・平21規則48・一部改正）

（葬祭費の支給申請）

第4条 条例第7条第1項に規定する葬祭費の支給を受けようとする者は、葬祭費支給申請書に死亡の事実を証する書類及び被保険者証を添えて市長に提出しなければならない。

（昭60規則28・一部改正、昭61規則6・旧第5条繰上、平21規則48・一部改正）

（傷病手当金の支給申請等）

第4条の2 条例第7条の2第1項に規定する傷病手当金の支給を受けようとする者は、傷病手当金支給申請書に医師の意見書（医療機関を受診した場合に限る。）、事業主の証明書及び被保険者証を添えて市長に提出しなければならない。

2 厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年厚木市条例第11号）附則第2項に規定する規則で定める日は、令和2年12月31日とする。

（令2規則12・追加、令2規則44・一部改正）

(保険料の納付額の取扱い)

第5条 条例第17条第1項に規定する各納期の保険料の納付額に100円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて最初の納期の納付額に合算する。

2 賦課期日以後に納付義務が発生したとき、又は納付額に変更があるときは、当該保険料の賦課にかかる最初の納期の納付額にその後の納期にかかる納付額の100円未満の端数金額を合算する。

(昭60規則28・全改、昭61規則6・旧第6条繰上、平2規則19・一部改正)

(保険料の徴収猶予)

第6条 条例第24条第2項の規定による申請は、保険料徴収猶予申請書によるものとする。

2 市長は、保険料の徴収猶予を承認することに決定したときは保険料徴収猶予決定通知書により、承認しないことに決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

(昭61規則6・旧第7条繰上)

(保険料の減免)

第7条 条例第25条第1項の規定による減免は、保険料の納付義務者若しくはその世帯に属する被保険者又は保険料の納付義務者と生計を一にする者が、次の区分に定める事由のいずれかに該当するため、当該納付義務者の保険料の納付が困難であると認められるときは、その事由発生後到来する納期に係る保険料について次の各号に定めるところにより免除し、又は減額するものとする。

(1) 保険料の納付を免除する場合

ア 災害により居住する家屋が全焼又は全壊したとき。

イ アに掲げるもののほか、これらと同程度の特別の事情がある場合で、市長が特に認めたとき。

(2) 保険料の一部を減額する場合

- ア 長期にわたる疾病又は負傷により、多額の医療費を支出したとき。
- イ 災害により居住する家屋が半焼又は半壊したとき。
- ウ 失業その他の理由によりその年の所得金額が前年の所得金額に比し著しく減少したとき。
- エ 前各区分に掲げるもののほか、これらと同程度の特別の事情がある場合で、市長が特に認めたとき。

(昭62規則21・全改)

第8条 条例第25条第2項の規定による申請は、国民健康保険料減免申請書により申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請を受理したときは、内容を審査して、その適否を決定し、国民健康保険料減免決定通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(昭62規則21・追加)

(過料)

第9条 条例第29条から第31条までの規定により過料を科する場合は、過料処分通知書によりその旨を通知し、納入通知書により徴収する。

(昭61規則6・旧第10条繰上、昭62規則21・旧第9条繰下、平12規則21・旧第10条繰上)

(帳票)

第10条 法令及びこの規則の規定による書類その他国民健康保険の事務に必要な書類の様式は、第1号様式から第3号様式までに定めるもののほか、別に定める。

(昭60規則28・一部改正、昭61規則6・旧第11条繰上、昭62規則21・旧第10条繰下、平8規則31・一部改正、平12規則21・旧第11条繰上)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 厚木市国民健康保険条例施行規則（昭和35年厚木市規則第15号）は、廃止

する。

- 3 この規則施行前に前項の規定による廃止前の厚木市国民健康保険条例施行規則の規定によってなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則（昭和56年規則第15号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年規則第6号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年規則第21号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成2年規則第19号）

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の厚木市国民健康保険条例施行規則第5条の規定は、平成2年度分の保険料から適用し、平成元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成6年規則第31号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第31号）

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第21号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第11号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第10条関係)

(表)

第	号	国民健康保険料徴収職員証			
写 真	所属				
	氏名				
		年	月	日生	
		年	月	日発行	
				厚木市長	印

(裏)

<p>1 本証は、保険料その他徴収金の賦課徴収を行う場合は、必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。</p> <p>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>4 本証の有効期間は、発行の日から1年とする。</p>

第2号様式(第10条関係)

(表)

第	号	国民健康保険料滞納処分職員証		
写 真	所属			
	氏名			
		年	月	日生
	年	月	日	発行
				厚木市長
				印

(裏)

1	本証は、保険料その他徴収金に係る差押えを行う場合は、必ず携帯しなければならない。
2	本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
3	本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4	本証の有効期間は、発行の日から1年とする。

第3号様式(第10条関係)

(表)

第	号	身分証明書	
写 真	氏名	年 月 日生	
	住所		
	上記の者は、年度厚木市国民健康保険料徴収嘱託員であることを証明する。		
	年 月 日発行	厚木市長	印

(裏)

<ol style="list-style-type: none">1 本証は、保険料その他徴収金の徴収を行う場合は、必ず携帯しなければならない。2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。4 本証の有効期間は、発行の日から1年とする。

第 1 号様式（第10条関係）

（平19規則11・全改）

第 2 号様式（第10条関係）

（平19規則11・全改）

第 3 号様式（第10条関係）

（平19規則11・全改）

○厚木市国民健康保険運営協議会規則

昭和34年4月8日

規則第2号

改正 昭和37年10月29日規則第13号

第1条 この規則は、厚木市国民健康保険条例第3条の規定に基き国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定める。

第2条 協議会に会長及び副会長各1名をおく。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。会長は、事務を統理し会議の長として議事を整理する。

3 副会長は、会長の例によりこれを選挙する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第3条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。

第4条 会議は、委員定数の2分の1以上出席しなければ開くことができない。

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第6条 会長は、書記をして会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

2 会議録には、会長及び会議に出席した2名以上の委員が署名しなければならない。

3 会長は、会議録の写を添えて会議の結果を市長に報告しなければならない。

第7条 会長、副会長若しくは委員が辞職しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

第8条 この規則施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。

2 厚木市国民健康保険運営協議会条例（昭和30年6月厚木市条例第25号）は、

廃止する。

附 則（昭和37年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

○厚木市国民健康保険事業基金条例

昭和39年4月1日

条例第16号

改正 昭和59年3月29日条例第8号

(題名改称)

(設置の目的)

第1条 国民健康保険事業(以下「事業」という。)の円滑な運営を図るため、厚木市国民健康保険事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(昭59条例8・全改)

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算(以下「特別会計予算」という。)で定めた額とする。

(昭59条例8・全改)

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(昭59条例8・一部改正)

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度特別会計予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(昭59条例8・一部改正)

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(昭59条例8・一部改正)

(処分)

第6条 基金は、事業に要する経費に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(昭59条例8・全改)

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行前、厚木市国民健康保険準備積立金に属していた現金は、この基金に属する基金とする。

附 則 (昭和59年条例第8号)

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の厚木市国民健康保険療養給付基金条例の規定による厚木市国民健康保険療養給付基金に属する積立金は、この条例による改正後の厚木市国民健康保険事業基金条例の規定による厚木市国民健康保険事業基金に属する積立金とみなす。

令和2年度版 あつぎの国保



令和2年12月24日発行

編集・発行 厚木市市民健康部国保年金課

厚木市中町3丁目17番17号

電話 046(225)2125 (直通)